

令和6年第4回嵐山町議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月28日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告	17
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
諮問第3号の上程、説明、質疑、採決	20
同意第4号～同意第11号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
休会の議決	25
散会の宣告	25

第 2 号 (12月2日)

議事日程	27
出席議員	28
欠席議員	28
本会議に出席した事務局職員	28
説明のための出席者	28

開議の宣告	2 9
諸般の報告	2 9
一般質問	2 9
5 番 狛 守 勝 義 議員	2 9
1 0 番 畠 山 美 幸 議員	4 5
散会の宣告	5 3

第 3 号 (12月3日)

議事日程	5 5
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
本会議に出席した事務局職員	5 6
説明のための出席者	5 6
開議の宣告	5 7
諸般の報告	5 7
一般質問	5 7
1 2 番 渋谷 登美子 議員	5 7
8 番 吉 本 秀 二 議員	8 5
7 番 藤 野 和 美 議員	1 0 0
散会の宣告	1 1 9

第 4 号 (12月4日)

議事日程	1 2 1
出席議員	1 2 2
欠席議員	1 2 2
本会議に出席した事務局職員	1 2 2
説明のための出席者	1 2 2
開議の宣告	1 2 5
諸般の報告	1 2 5
一般質問	1 2 5
1 1 番 川 口 浩 史 議員	1 2 5
議員派遣について	1 4 6
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	1 4 6

日程の追加	1 4 7
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
発議第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
発議第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
町長挨拶	1 5 4
議長挨拶	1 5 4
閉会の宣告	1 5 5

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第536号

令和6年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月19日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和6年11月28日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狛 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○不応招議員（なし）

令和6年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

11月28日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
(行政報告 下村教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 同意第 4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第48号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 正 志
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
岡 野 富 春	税 務 課 長
賛 田 秀 男	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
中 村 寧	農 政 課 長
小 輪 瀬 一 哉	企業支援課長
伊 藤 恵 一 郎	まちづくり整備課長
清 水 延 昭	上下水道課長
大 島 真 弓	会計管理者兼会計課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長

馬	橋	透	生涯学習課長
中	村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 橋 本 将 議員

第4番 宮 本 大 裕 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にしまして、11月21日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は議会運営委員並びに委員外議員出席者として森一人議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、萩原総務課長にご出席いただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、承認1件、諮問1件、人事8件、条例1件の合計11件ということでございます。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日11月28日から12月5日までの8日間

とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、12月2日に1番目の伏守勝義議員と2番目の畠山美幸、12月3日に3番目の渋谷登美子議員から5番目の藤野和美議員、12月4日に6番目の川口浩史議員といたしたいと思います。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

○森 一人議長 お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり、本日11月28日から12月5日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月5日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、承認1件、諮問1件、人事8件、条例1件の合計11件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案及び議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決されました発議第13号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第4号 原発汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を直ちに中止することを求める水俣アピール、陳情第5号 学校教材備品の計画的な整備推進について、陳情第6号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情の写しをお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇をお願いいたします。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告をさせていただきます。

本日ここに、令和6年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところであります。

本議会に提出いたします議案は、承認1件、諮問1件、人事8件、条例1件の計11件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、菅谷小学校において、150周年の記念式典が行われました。式典の中の子どもたちの学年発表は大変すばらしいものでありました。また、26日の埼玉新聞において、菅谷小学校の児童が道に迷っていた高齢女性を交番まで連れていき守ったとして、小川警察署から人命救助功労で表彰されました。子どもたちの人に対する思いやりと適切な判断には大変心が温められました。

嵐山まつりは、難しい天候状況の中にもかかわらず多くの来客でにぎわい、時代まつりでは嵐山町民が主体となる「嵐山鉄砲隊」が初めて出陣し、さらに意義ある時代まつりとなりました。議員各位をはじめ、ご来賓の皆様、関係団体の皆様のご臨席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

また、嵐山溪谷の紅葉も色づき始め、紅葉まつりも例年以上の来客でにぎわいました。これからさらに色づきが深くなった紅葉を楽しんでいただけるものと考えております。

令和6年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、登壇願います。

〔下村 治教育長登壇〕

○下村 治教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告につきましては、お手元の資料38ページから44ページをご高覧いただきたいと思います。

ここでは2点ほど補足の説明をさせていただきたいと思います。1点目は、学校再編についてでございます。お手元の資料39ページ、(2)、会議等開催状況にあります学校統合準備委員会総務部会ですが、ここでは主に統合後の学校における制服に関することや学校名の決定に向けての手順についての検討を行いました。これらにつきましては、今後も継続して検討を進めてまいります。

なお、会議の概要につきましては、町ホームページにも掲載してございます。

また、同じページ、(4)、委託関係でございますが、嵐山町立再編小中学校基本設計業務委託を株式会社綜企画設計に決定いたしました。現在は、基本設計に向けて学校の基本的な構想や計画について検討しております。12月21日には、現段階における新校舎の基本的な計画案につきまして、町民の皆様向けに説明会を開くべく準備を進めているところでございます。

2点目は、資料41ページ、生涯学習関係、秋のスポーツ・フェスティバル2024についてでございます。あいにくの小雨交じりの天候の影響もあったのか、参加者は昨年度よりも若干少ない236名でした。しかし、ランニング教室やボッチャなど昨年同様の6種目に加えて、本年度は連携協定を結んだ埼玉西武ライオンズの協力で、親子で初めてのボールの投げ方教室を開催いたしました。全県的にも子どもたちの投力不足が課題とされている中、元プロ野球選手の指導により、楽しく丁寧に、そして専門的にボールの投げ方を教えていただきました。このような取組は今後、学校教育でも活用していきたいと考えております。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

〔小林 智総務経済常任委員長登壇〕

○小林 智総務経済常任委員長 総務経済常任委員長、小林智です。ただいま議長より指名がありましたので、総務経済常任委員会調査報告をさせていただきます。お手元の委員会報告を御覧いただきたいと思います。

令和6年11月28日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

総務経済常任委員長 小 林 智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「地域交通のあり方について」

「地域産業の活性化への取り組みについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月7日、23日及び11月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 地域交通のあり方について

10月7日の委員会について

地域交通の改善について先進的に取り組んでいる自治体について行政視察を行うこととし、「東京都あきる野市デマンドタクシー実証実験」と「滑川町デマンド交通事業」の2事業を視察先候補とした。

委員会後、両自治体と調整した結果、滑川町については日程調整ができず改めて検討を行うこととし、「東京都あきる野市デマンドタクシー実証実験」の視察を行うこととした。

10月23日の委員会について（行政視察）

出席者：総務経済常任委員6人、地域支援課3名、事務局2名

あきる野市対応者：都市整備部交通政策課、議会事務局、推進事業者、運行事業者

視察概要：「あきる野市デマンドタクシー実証実験」

あきる野市では、公共交通空白地域（公共交通が一定の距離の範囲内に存在しない地域）の解消に向け、平成29年に「あり方検討会議」での検討を踏まえ、「あきる野市公共交通のあり方に関する提言書」を取りまとめた。

市では、提言を受け「検討報告書」として具体的な施策方針を示し、平成30年以降、順次に市内循環を中心としたコミュニティバス「るのバス」を市の事業として運行を開始したほか、優先検討区域を定めたデマンド型交通「チョイソコ」（民間事業）の実証実験を開始した。

デマンド型交通「チョイソコ」

事業主体：S&D多摩ホールディングスグループ（株）（自動車販売・リース等）

運行事業者：横川観光（株）（タクシー会社）

事業支援：あきる野市（3者による協定締結）

協力会社（利用サービス）：株式会社アイシン（「チョイソコ 予約運行システム」提供）

「チョイソコ」 (株) アイシンが提供する停留所を設けた予約型会員制乗合タクシー

住居地区の公共施設（集会所等）を乗降場所とし、公共施設、病院、商業施設等を行き先に乗合タクシー（乗車定員8人）を予約（コールセンター、システムを活用した最適配車）で往復利用するサービス。

行き先となる自治体・商業施設等の停留所は、エリアスポンサーとして、協賛・広告料を拠出し、運行経費の一助としている。

あきる野市では、市内循環を中心としたコミュニティバス「るのバス」と優先検討区域を定め、デマンド型交通「チョイソコ」（民間事業）を実証実験として取り組んでおり、停留所の設定、運営・利用時間、料金、運営費用、採算性等、評価検証を行っている段階である。

11月18日の委員会について

視察に同行した地域支援課より所管事務としての評価・感想を求め、デマンド型交通「チョイソコ」の評価、当町での有用性・妥当性等の意見交換を行った。

チョイソコは、大手企業により全国展開されている事業であり、自治体職員の負担は少ないが、サービス内容の変化、費用等、規模の小さい自治体では対応が難しい。当町で運用する場合、全域での運行、町外の乗降場所の必要性、町の地形から3台程度必要、運行事業者選定が困難、相当規模の赤字額等が想定されること、国の財政支援では「乗合」が条件となる等の説明があった。

委員会審議では、当町の求められるものとしては町内事業者の不足等、規模的にも事業採算面からも運営が難しく、町民のニーズとも合わない部分がある、等の意見があった。

（2）地域産業への活性化への取組みについて

賑わいの創出として、地域名産の掘り起こしや創出、屋台村等場所の提供、町のブランディング、小規模な事業の支援策拡充、小規模事業育成の方向性を持つ等の意見交換を行い、今後活性化の取組み事例を調査し具体的な提言を行っていくこととした。

以上、中間報告とします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） あきる野市は公共交通空白地帯があるということですよね。公共交通空白地帯に関しての地域公共交通会議の計画というのはどのような形になっていたのか。そして、それに対しての国からの補助というのはどういうふうな形で求めているのか。最大5台以上の車両を持っているとそれなりに国の補助金が2分の1入るのですけれども、そういった部分の検証はあったのかどうか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林 智総務経済常任委員長 いわゆる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、道路運送法

に基づくあきる野市地域公共交通協議会等の話だと思うのですが、これについての特に深い説明はありませんでしたが、頂いた資料から令和5年の7月に今申し上げたあきる野市地域公共交通協議会を設置したと。令和5年度以降、あきる野市地域公共交通協議会における協議を行って、地域公共交通計画の策定、実証実験の実施内容などを実施している最中であると。今後、あきる野市地域公共交通計画の策定、施策の実施などを行う予定とされております。内容については、深く質問等も出ませんでしたので、お答えいたしかねます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、まだ地域公共交通計画はできていなくて、地域公共交通会議もできていないというふうに考えてよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林 智総務経済常任委員長 お答え申し上げます。

令和5年7月の段階であきる野市地域公共交通協議会を設置したということで、これについてはもう準備が始まっているというふうにお聞きしました。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私がすごく気になっているのは、地域公共交通会議って公共交通の空白地帯があればそれなりのことができるのですけれども、嵐山町ではそれに関しては否定的な感覚があって、既にデマンド交通でタクシーでやっていくというものが町の中で方向性があるために、それ以外のものはなかなか受け入れられないのだなというのが私の感触なのです。それであきる野市を選んだわけですから、あきる野市を選んだなりにはそれなりの公共交通空白地帯があって、公共交通空白地帯はどの程度のものであって、どのぐらいの住民が住んでいらっしゃるかとかというのは、パーセンテージというのはお調べになって行かれたわけですね。その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

小林 智総務経済常任委員長 ただいまご質問いただいた渋谷議員につきまして、この辺について大分お詳しいようですので、どこまでお答えできるか分かりませんが、あきる野市につきましては3か所、地域公共交通の空白地帯と設定しています。それ以前に、あきる野市自体が秋川駅等を中心にして市街化地域の発展が著しくなっております。その辺につきましては、公共交通バス網が既にあります。それと、これは鉄道も3駅ほどありますので、それを中心とした公共交通が既にできていると。そのような認識の下に、「るのバス」と先ほど申し上げましたけれども、あきる野市の中の地域交通のためのデマンドバスを3台用意して、3地域についてそれを運行するというふ

うにお聞きしました。その3地域の選定につきましては、地図上の空白地帯を3か所設定したと。これ自体もあきる野市の説明では、これは実証実験の段階であるというご説明でありました。3か所選定して、そことの今利便性といえますか、そういったことの有用性とかを協議している段階であるということなので、明確なお答えなかったですけれども、場所としては3か所選定されております。リース等については、お聞きしておりませんので、把握してございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉本文教厚生委員長、登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長 ただいま議長からご指名をいただきましたので、所管事務の調査報告をさせていただきます。

令和6年11月28日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

文教厚生常任委員長 吉 本 秀 二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「子どもの権利について」

「外国人の増加に伴う諸課題」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月21日及び11月8日に委員会を開会し、調査研究を行った。

10月21日の委員会について

「子どもの権利について」

これまでの委員会でも、子どもの意見表明に特化した条例制定の議論を進める中で、条例の必要性についての議論がしつくされていないとの意見が出された。同意見を受けて、条例ありきではなく、条例の効果、課題等を視察研修も含めて研究していくことで意見の一致に至った。

視察先候補地を協議した結果、埼玉県内自治体で最初に「子どもの権利に関する条例」を制定し

た北本市を第1候補地とした。また、平成14年3月29日に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」が制定され、「子どもの権利擁護委員会」が置かれていることから、「埼玉県福祉部こども安全課」の視察を第2候補地として調整を図ることとした。

「外国人の増加に伴う諸課題」

議題の1点目は、要望書の回答に対する検討を行った。

○町からの回答要旨

「総合振興計画に外国人に対する町の施策が示されていない。そのため、外国人との共生社会については、埼玉県多文化共生推進プランに記載されている市町村の役割に基づき推進している。具体的には、日本人住民にも外国人住民にも、最も身近な基礎自治体であるため、地域の実情に応じた多文化共生の取組の推進や外国住民への効果的な情報提供、地域活動への参画推進、また、日本人住民に対しても意識啓発などを働きかけるとともに、地域住民が支えあう関係づくりにつながるような交流機会の創出を考えている。」との回答があった。

○委員からの主な意見

- ・担当課の必要性に触れられていない。
- ・これから増加することを想定して取組んでいく必要がある。
- ・総合振興計画には入れる必要がある。

議題の2点目は、外国人の増加に伴う諸課題についても、視察調査が必要となることから、視察先候補地を協議した。

協議の結果、外国人の居住実態では嵐山町と比較にはならないが、増加していく状況や段階的な対応等が学べるので、第1候補地を群馬県大泉町、第2候補地を群馬県伊勢崎市として、調整を図ることとした。

11月8日の委員会について

「両事件」とも視察先に対する質問事項の協議を行った。

○子どもの権利についての主な質問事項

(北本市)

- ・条例制定の経緯等
- ・市の体制、条例に伴う予算措置及び人員配置
- ・子ども電話相談室の実績確保件数（件数、年齢、内容等）
- ・条例制定の効果と課題
- ・条例制定（しない）におけるアドバイス

(埼玉県子どもの権利擁護委員会)

- ・条例制定の経緯
- ・相談受理状況

- ・最終的な処理結果
- ・課題等

○外国人の増加に伴う諸課題についての主な質問事項

- ・外国人の増加の経緯
- ・外国人の居住実態（永住者、定住者、短期労働者等）
- ・外国人の増加に伴う行政の取組み
- ・行政の基本政策における外国人対策の内容
- ・行政に対する外国人の協力体制の状況
- ・外国人の増加に伴う地域住民の反応や行動及びそれに対する住民対策
- ・外国人就労企業の行政協力状況
- ・外国人対策における協力企業と非協力企業の状況及びその立ち位置の違い

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、報告いたします。

令和6年11月28日

嵐山町議会議長 森 一人様

広報広聴常任委員長 藤野和美

所管事項の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について10月28日、11月6日及び13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（1）広報部会

- ・議会だより196号発行について

令和6年第3回定例会を主な内容として、10月28日入稿、11月6日初校、13日再校、12月1日発行の予定で準備を進めた。

決算特別委員会の審議の内容を特集し、その他、定例会の主な議案や一般質問、常任委員会報告、議会モニターとの意見交換会や8月の議場開放の様子等で構成した。

表紙には、子どもたちが秋のイベントを楽しむ様子を掲載した。

今号もページの適正化に取り組み、全18ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

・区長会との意見交換会について

10月22日（火） 区長会終了後に開催。4グループに分かれて活発な意見交換が行われた。

意見・要望は、今後の議会活動に活かしていくものとする。

・大妻嵐山高等学校での議会カフェについて

11月9日（土） 1月に開催されるハイスクール議会に向けての事前学習のため、6グループに分かれ、テーマに沿って活発な意見交換が行われた。

・一般質問の動画配信について

今回は第3回定例会における各議員の一般質問の概略をショート動画撮影し、公式YouTubeにより配信。議会だよりにて案内を行った。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第6、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

狛守嵐山町立小中学校再編調査特別委員長、登壇願います。

〔狛守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長登壇〕

○狛守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 それでは、所管事務の調査報告を行いたいと思います。調査報告書を読み上げる形で報告いたします。

令和6年11月28日

嵐山町議会議長 森 一人様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 狛 守 勝 義

所管事務の調査の報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「小中学校再編に伴う教育保証・地域振興・財政計画等について」

2 調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について11月7日及び22日に委員会を開会し、調査研究を行った。

11月7日の委員会について

(1) 学校統合における諸課題について

4人の委員による調査資料「学校統合における諸課題 スクールバスについて」の説明を受けた後、質疑応答を行った。その結果、「他町は、どのような所が停留所になっているのか」等の質問があり、いくつかの項目において、近隣の「スクールバス運行について」再度調査することとなった。

(2) 町の現状について

小中学校再編基本計画の「遠距離通学に対する支援について」、学校統合準備委員会の会議の進捗状況や町の現状について、委員長が教育委員会と面談。聞き取った内容と(1)の調査報告と質疑を基に委員間協議を行った。その結果、スクールバス運行範囲については、次回委員会までに各委員がそれぞれ考えをまとめてくることとした。停留所の設置や学童保育との関係等、スクールバス運行上の留意点については次回以降も引き続き検討、協議することとした。

11月22日の委員会について

(1) 学校統合における諸課題（バス利用の範囲、運行上の運用）について

「スクールバスについての調査を、川島町と滑川町に対して行い、書面回答をいただいた。両町の回答、教育委員会からの聞き取り調査、さらに前回の委員会の協議をもとに、「スクールバス利用の範囲、運行上の運用について」、委員間協議を行った。委員からは、活発に多様な意見が出され、今後も引き続きこの問題に対して、熟議を重ねていくことを確認して委員会を閉じた。

以上中間報告とします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないので、嵐山立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を終わります。
ご苦労さまでした。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号））の件でございます。第50回衆議院議員総選挙に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号））についての細部について説明いたします。

令和6年10月27日に第50回衆議院議員総選挙が行われました。これに伴い、一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものです。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,463万2,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2、歳入でございます。第16款県支出金、第3項、1、総務費委託金でございます。衆議院議員選挙委託金1,097万6,000円で、衆議院議員選挙事務費に対して交付されるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。3、歳出でございます。第2款4項3目、（1）、衆議院議員選挙執行事業、第1節の報償費から第17節の備品購入費までの合計で1,126万円となります。1,126万円のうち県支出金が1,097万6,000円で、残り28万4,000円が一般財源となり、一般財源につきましては予備費より対応いたします。衆議院議員選挙事務費は、原則10分の10、県支出金で賄われますが、17節備品購入費、機械器具購入費63万8,000円については、投票用紙計数機を2台購入する予定で予算化いたしました。備品購入費につきましては、補助率が9分の5で、残り9分の4を一般財源とするため、予備費で対応したものでございます。

以上、承認第3号の細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 総選挙で1,000万超えるというのは私認識、もっと低かったような気がしたのですけれども、昨今の値上がりの関係で1,000万円超えになったのですか。例えばポスター設置委託料とかというのは上がっているのですか。その点伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 多少は上がっているかと思いますが、それほど影響ないかと思います。この中で一番大きいのが報償費でございます。報償費につきましては変更はありませんので、前回と町との議会の、町の選挙、県選挙、3年前に行った衆議院選挙とそれほど差異はないというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度嵐山町一般会計補正予算（第3号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 諮問第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員杉原達人氏の任期が令和7年3月31日に満了することにつき、同氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

杉原達人氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第4号～同意第11号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第9、同意第4号から日程第16、同意第11号まで、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件8件を一括して議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第4号から同意第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号から同意第11号は、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町農業委員会の委員8名の任期が令和7年3月31日に満了することにつき、委員を任命することについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

同意第4号は引き続き青木美恵子氏を、同意第5号は引き続き安藤紀子氏を、同意第6号は引き続き内田久子氏を、同意第7号は引き続き金井敏隆氏を、同意第8号は引き続き杉田健一氏を、同意第9号は引き続き杉田哲氏を、同意第10号は引き続き瀬山和令氏を、同意第11号は新たに番場邦男氏をそれぞれ任命することについての件であります。

それぞれの経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑についても同意第4号から同意11号までを一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

これより採決を行います。採決につきましては、議案ごとに同意第4号から順次行います。

お諮りいたします。同意第4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第6号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第7号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第8号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第9号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第10号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第11号 嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

以上で、嵐山町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件の審議は全て終了いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、議案第48号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件でございます。刑法等の一部改正により、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議案第48号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての細部について説明させていただきます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律は、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代え「拘禁刑」を創設するものです。改正法の施行日が令和7年6月1日となりますので、町の関係条例の整備を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。本条例は8条より構成されております。第1条では嵐山町一般職員の給与に関する条例を、第2条では嵐山町特別職の給与等に関する条例、第3条では嵐山町環境保全条例、第4条では嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例、第5条では嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、第6条では嵐山町行政不服審査会条例、第7条では嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例、第8条では嵐山町議会個人情報保護条例の一部を改正するもので、改正前の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

附則については、施行期日が改正法の施行期日と同日の令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これが改正されたというのを過分にして存じなかったのですけれども、どのような理由でこれが改正されたというふうに来ているのでしょうか。懲役と禁錮の違いというのは、たしか懲役が家具なんかを作ることができるというか、そういう仕事、社会福祉の仕事をやるということが出来るのが懲役だったかな、禁錮だったかな、禁錮は中に入りっ放しということだったと思うのですけれども、今後はそれがどういうふうな形に変わるのか、この改正によって。分かりましたら伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、懲役と禁錮についてちょっと説明をさせていただきます。

今現在、懲役及び禁錮というふうなうたっておられるわけですが、懲役はどのようなものかという

と、刑務所に収容され、刑務作業が義務づけられている刑罰。こちらのほうは刑務作業が行われるものでございます。禁錮につきましては、刑務作業の義務の有無がないもの。収容されても刑務作業があるものとならないもので懲役及び禁錮というふうに名前が分けられております。今後、これらは分けずに拘禁刑といいますので、犯罪を起こした方が刑務所へ収容されることを拘禁刑といって、作業があるかないという区別はなく、拘禁刑というふうに改正されるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、11月29日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、11月29日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時55分)

令和6年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

12月2日（月）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 犬 守 勝 義 議員

第10番議員 畠 山 美 幸 議員

○出席議員（13名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	2 番	竹 内 隆 哲 議員
3 番	橋 本 将 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	狹 守 勝 義 議員	6 番	小 林 智 議員
7 番	藤 野 和 美 議員	8 番	吉 本 秀 二 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	10 番	畠 山 美 幸 議員
11 番	川 口 浩 史 議員	12 番	渋谷 登美子 議員
13 番	森 一 人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 正 志
書 記	安 在 洋 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
萩 原 政 則	総 務 課 長
安 藤 浩 敬	地域支援課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
根 岸 隆 行	環 境 課 長
伊 藤 恵 一 郎	まちづくり整備課長
下 村 治	教 育 長
高 橋 喜 代 美	教育総務課長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第4回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時01分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事日程に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問された方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 狢 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、議席番号5番、狢守勝義議員。

質問事項1の駅西口ロータリー内とその周辺の今後についてです。どうぞ。

○5番(狢守勝義議員) それでは、改めましておはようございます。ただいま議長のほうからご指名いただきました議席番号5番、狢守勝義でございます。これから一般質問を通告書に沿って始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、1番目の西口ロータリー内とその周辺の今後について。

駅西口整備については、駅前のイメージアップや駅西口周辺の活性化が期待できるなど一定の評価をしていますが、ロータリー内とその周辺の利便性や活用については疑問があります。そこで、次のことを質問します。

(1)、ロータリー内は駐車禁止になっている。駐車場がないために埼玉りそな銀行のATM利用者が駐車し、警察の取締りに遭ったと聞いた。実態の把握は。

(2)、町民からは駐車場設置の要望が多い。ATM利用者に限らず、駅利用者にとっても短時間駐車できる駐車場が必要だと考えるが、見解を伺う。

(3)、駅西口に無料の駐輪場がないために不公平感を持っている町民がいる。駐輪場設置の計画があったと記憶しているが、立ち消えになった理由と今後の計画について伺う。

(4)、ロータリー内の横断歩道は、駅利用者が利用しづらい構造になっているような気がします。利便性向上のために改善する必要があると思うが、見解を伺う。

(5)、10月13日日曜日に「らんざんマーケット」が開催され、にぎわったと聞いている。担当課の評価と今後のイベント開催の方向性を伺う。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目の(1)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口ロータリーの整備につきましては、埼玉県警と警察協議を6回行っております。警察から指導されたことを反映し、現在の形状となっております。その協議時に、ロータリー内におきましては警察から公安委員会が駐車禁止とする旨の報告がございました。現在のりそな銀行ATMにつきましては、ご存じのとおり、現在のドラッグストアの位置にございましたが、窓口廃止後、移転先を探しており、現在の場所を希望されたため協力を行ったところでございます。ロータリーにおける駐車禁止の取締りにつきましては、幾人かからそのようなことを行っているとの情報はありました。警察から取締りを行う旨の報告は町にはございませんでした。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。

平成30年に策定しました武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画の当初計画におきましては、旧西口トイレの跡地に時間貸しの駐車場を設置することとしておりました。その後、東武鉄道本社との協議におきまして、東武鉄道敷地内であり、時間貸しの駐車場は東武鉄道で行う旨の申出がございました。よって、当初計画から削除し、トイレ解体のみ実施したところでございます。今後、東武鉄道または関連会社が設置するものと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口は、民間の有料駐輪場がございまして、これまで町営の無料の駐輪場は設置しておりませんでした。西口にも公営の駐輪場をとの要望は以前からありましたので、平成27年度から現在の嵐なびの設置協議とともに、東武鉄道本社へ駐輪場用地の交渉を開始しました。平成29年9月に、西口の旧ホーム敷地について駐輪場用地として賃貸借できる旨の回答を得たところでございます。当時は町において他の駅と同様に駐輪場の有料化の検討を行ってございまして、西口駐輪場は民間の駐輪場と同様、有料とすることとし、平成30年、駅西口の駐輪場整備を都市再生整備計画

に位置づけたところでございます。駅西口整備は、全体計画において改めて東武鉄道本社と協議を行い、駐輪場の賃貸借は協議を終了しておりました。しかしながら、町の工事発注前の令和5年度に駐輪場の予定地において東武鉄道の電気工事が行われており、東武鉄道本社に改めて状況を確認したところ、鉄道運行に係る電気通信設備の増設工事であり、駐輪場の設置は許可できなくなった旨の報告を受けてしまいました。都市再生整備計画の計画期間自体は終了しておりましたので、計画変更はできず、現計画における駐輪場整備は延期せざるを得ないと判断し、本年9月17日に議員全員協議会に報告させていただいたところでございます。今後につきましては白紙の状態でございますので、改めて検討させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、(4)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅西口整備におきましては、先ほど申し上げましたとおり、警察、県警と6回にわたる協議を行い、指導を受けました。現在のロータリー形状は、その指導の結果でございます。横断歩道も警察協議の結果でございまして、変更や追加することは非常に難しいと考えております。

続きまして、(5)につきましてお答えさせていただきます。

10月13日に、町のエリアリノベーション事業の一環として「らんざんマーケット」が開催されました。これは、令和5年度からエリアプロデューサーが行っている武蔵嵐山駅を活用したマーケットの一環でございます。エリアリノベーションプロジェクトは、町民の暮らしの中で「ちょっと楽しい、ちょっと面白い、ちょっと心地よい」を感じる魅力的なエリアを創出することを目的としたプロジェクトでございます。10月13日のマーケットは約530人の参加があったとのことで、大盛況だったとのことです。今後も継続的な活動により魅力的なエリアとして発展できるよう、エリアプロデューサーの活動を支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、(1)、(2)は非常に関連性が高いので一括で、あとは順次という形でお願いできればというふうに思います。

今の答弁を伺いましたら、一応最初のスタートとしては、トイレがあったところに駐車場の計画があったと。でも、結果的にはそれが東武のほうで一応やるというふうな形で、トイレの撤去だけというふうになっていますけれども、その駐車場の設置は東武のほうはどのくらいまで今の状況として進んでいるのですか。設置の状況というのを。やっぱりその辺のところある程度連携して、例えば今の状況というのはATMのところを利用する方のための、または駅をちょっとだけ利用する、用事があって来てご利用するという、駐車場全然ないわけですね。そうしたときに、あのロータリー内にちょっと止めて用事を足すとかという人、私も結構見ましたし、実際私も当初の頃はそういうこともしていました、はっきり言って。でも、やっぱりあそこのところをずっと見てみると、警察車両がちょっと巡回に来たり、そして実際、いろいろ聞いてみると、ここにも答弁のように数

人というか、幾人かは取締りに遭ったというふうな、そういう話も聞きました。この状況であれば、そういう状況ってずっとこれから続くわけですよね、このままだと。だから、そういったときに、今東武のほうで駐車場の設置を今考えているというのをある程度町のほうも意識を持って連携しながら協議して、どうなっているのかという、そういう情報というのはある程度必要だと思うのですが、その辺のところはどうなっているのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在、ロータリーの整備は終わったのですが、その脇の道の菅谷36号線という道路の雨水管整備と道路工事について工事業者に発注して工事を進めているところでございます。こちらについては、東武鉄道との協議がなかなか難しく、工事に入るのですが、あそこについては今現在現場事務所が置かれておりまして、そのトイレのところに現場事務所が置かれていまして、その工事が終わるまでは現場事務所として使っていくのかなと考えているところでございます。その後については、東武鉄道も嵐山町の協議の中で自分が、町がもともとやりますよと言ったところ東武鉄道のほうで、関連会社も含めて東武鉄道で行うということでございますので、その後設置していただけるものと考えているところでございます。その後の、今現在、町の工事の関係で現場事務所として用地を借りておりますので、協議が行われているところでございます。

また、ATMにつきましては、やっぱり民間業者でございますので、りそな銀行のほうにこういう事業もありましたよというのは、何回も何回も町民のほうから要望が来たら、りそな銀行さん、こういう苦情というか、ご意見がございましたので対応していただきたいという話はさせていただいたところでございます。ただ、もともと、駅はちょっと難しいのですが、嵐なびにつきましてはちょっと駐車場についてないという意見がございました。以前、今現在のドラッグストアの敷地のところに町の無料の駐車場があつて、そちらを利用して嵐なびに来ていただきたいという話をしておりましたが、そこもドラッグストア用地として提供させていただいておりますので、提供というか、道路用地として交換しましたので、今ございませんので、今現在駅西公園の駐車場につきまして、嵐なびも使う方はそちらにという看板をつけさせていただいておりますので、嵐なびについてはできるかなと考えているところでございます。ちょっと駅については、もともと駅用の駐車場というのはなかったものでございますし、東にもございません。ほかの市町村を見てもなかなかそういうところもないのかなと考えておりますので、もともと駅西口もロータリー自体は駐車場、駐輪禁止でずっとございましたので、皆さんそこがちょっと別の使い方されたかもしれませんが、以前から形態は変わらないということが警察の考え方でございますので、現在もそのようになっている。ただ、駐車場につきましては、東武との交渉でそういう結果になっておりますので、東武が設置できるものと私たちは信じてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうしますと、今工事の要するに事務所みたいところが、例えば一定の状況が、それこそ撤去されて、そこが大体駐車場になるというふうな、そういう認識でいるということなのですね。それ確認ちょっとしてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

先ほど言いましたとおり、東武とも何度も何度も協議重ねて今の駅前の整備ができておりまして、そのときに東武鉄道のほうから申出がございましたので、町としては東武鉄道の言葉を信じるところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 先ほどの再質問の答弁の中に、今の嵐なびのところを利用する人はあそこの公園の駐車場を利用してもいいというふうな形になっているというお話だったのですが、例えばATM利用者についてはそれは無理なのですか。もし無理ならその理由をちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

ATMは、あくまでも民間の施設でございますので。嵐なびは、指定管理ではありますけれども、町の施設でございますので、町の施設として使っていただきたいということでございますので、基本的には嵐なびと駅西公園のみの駐車場と考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうしますと、東武のほうで駐車場の整備をしない間、それでまた要するに近くのとこに例えば駐車するスペースが用意できないという状況が続きますよね。そうすると、例えば今の状況というのは多分ずっとそれまでは変わらないということになりますよね。その状況というのは、このままでいいというふうに例えば町は思っているのですか。例えば、ではあの近隣で歩いてATMを利用する方は、それはそんなに問題ないと思うのです。でも、ちょっと離れたところで、今まで店舗もあり、そこでご利用して、車で来て駐車場に置いて、その店舗内のね。そういう人たちが当然、店舗がなくなった。ATMもなくなる可能性があった。だから、ATMだけは残してくださいというような町民の要望もあった。そして、ある程度それが駅前のところのあのス

ペースのところに一応設置できた。そのときに、なぜその駐車場の関係、民間だからということで、その駐車場の関係の整備ができなかったのか。これ予想できたことだろうというふうに私は思うのです、はっきり言って。だから、その辺がちょっとおかしいのではないかなというふうに、私はちょっと疑問を持っているというのはそういうことなのです、これ。あそこのところのスペースというのは町のスペースですね。それを貸しているわけですね。そして、その隣のところ今空いていますよね。一応計画を見ましたら、あそこのところはイベントに使ったり、災害のためのというふうな形に書いていましたよね。だから、例えば場合によっては、東武のほうで駐車場を整備するまでの間の期間だけでも何らかのやっぱり手を打たないと、結果的にはそういう形でずっと続くことになるのだろうと思うのです。実際私も一応この質問することに対して2、3回ちょっとあそこのところ回っていろいろ調べてみました。ちょうどそのときやっぱり警察車両が止まっていたのです。運転手がいればこれは停車ということなのだろうと思うから、駐車ではないですね。それで、やっぱりATM利用している方がいて、それで一応その方が何しているのですかって私に声をかけてくれて、実は今度、ここのところこういう状態なので、ちょっと町のほうに要望しようかなという話をしたのです。そしたら、その方は実はそこまで車で一回来たと。でも、警察車両があった。それで、コスモスのところに止めさせてもらって、後で買物して帰るからいいかなということだね、そういうふうにしてATMを利用しているって、こう言うのです。別なときに行ったときには警察車両なかったです。そのときにやっぱり何台か止まってATM利用しているのです。たまたまそのところ警察車両来たら、駐車禁止ということの区域ですから、当然取締りに遭うわけですね。たしか今普通車両で駐車禁止だったら1万円ぐらいの反則金取られるのですか。ちょっと利用するというだけでそういう状況というのはこれからだって続くということは、もう当然可能性としてあるわけでしょう。町にも幾人かそういうのが来ているという。これはもっと多分人数的には多くなるのではないですか。それで、私と話した人もみんな怒っているって言っていました。何で、例えばこれは民間だから、りそなの考え方もあるのでしょうかけれども、あそこのところにもともとりそなの店舗があって、コスモスができた。だったら、その一角にそういう形でやるというふうな。そうすればコスモスだってある意味利益を生むことだってあるわけですね、これはね。近くにそういう止めてATM利用して、コスモスで買物するという相乗効果だって出てくるのだろうと思うのです。なぜそういうことをしなかったのかというふうにやっぱり疑問言っていました。だから、今の状況だと少なくとも東武鉄道さんのほうでこれは駐車場は整備する、それはそれでいいでしょう。でも、それがいつになるのか、それがはっきりしない。この間は今の状態が続くということです。これでいいのかどうかということです。場合によっては、その間だけでも何らかの手当てをするというのを考えられないのか、または場合によってはりそな銀行のほうに指導できないのか、その辺のところちょっと伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

りそな銀行さんもドラッグストアが入られたときに町に相談に来まして、どうしようかという話をしていました。町のほうもドラッグストアのところにしてはどうかという話はさせていただきました。りそなの考えとしては、どうしても駅前がいいという判断でございます。駅前にすればもちろん駐車場はないですよという話をさせていただきました。それはりそなさんにも何回も言ったのですけれども、りそなさんは駅前で降りるところで見えるところがいいという、そういう判断でございますので、今の状況はりそなさんにはもう既に建てる前から、このような状況になる可能性もあるので駐車場については考えたほうがいいですよという話はしました。それでも駅前の降りたところにりそなさんはどうしてもATMが欲しいということでございますので、りそなさんが町からなくなってしまうのは町のサービスとしてもどうかと思いますので、強引というか、もともと道路用地として国の補助金を受けて整備しておりましたので、それをまだ契約変更中で、整備中でございますので、まだまだ間に合うということでございますので、一角だけその道路用地から外しりそなと賃貸借契約させていただいたところでございますので、今現在もう道路整備も終わって、この補助金を受けて整備して終わりましたので、なかなかそれ以外に使用するのは今現在すぐにとするのは難しいかなと。なので、りそなさんについては先ほど、連絡がございましたりそなさんのほうにも、もともとそういうこともございましたので、りそなさんには考えていただきたいという話を何度も電話させていただいております。指導というわけでないのですけれども、りそなさん、こういう話がございましたので、町民は困っていると考えていただきたいという話は何度もさせていただいておりますので、りそなさんのほうで考えていただけるように今現在も促しているところでございます。先ほど何回も申し上げましたけれども、店舗に併設するのはどうかという話はもう以前にしておりますので、それでもりそなさんが駅前がいいということでございますので、協力させていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） この質問を続けても同じような形に多分なるのだらうと思うので、一応できるだけ早く東武鉄道さんのほうには駐車場の整備を促していただきたい。それと同時に、やはりりそな銀行にも、その利用者がそういう状況になっているというのはよくないことです、はっきり言って。だから、そのことはやっぱり企業としても少し考えていただかなければいけないだろうなと思うので、根気強くそういうことを指摘しながら何とか対応をお願いしたいなというふうに思います。

あれ隣のところに臨時的に例えば2台とか3台とかって置く駐車場というのを町でやるというのは不可能なことなのですか。その法律的なことも含めて。そこだけちょっと聞いて1番、2番から

3番に移りたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

あそこのりそなの脇は、中の部分については舗装しておりますけれども、入り口のところが車道対応していない歩道でございますので、町が改めてあの入り口を車道対応にするとなるとかなり費用がかかってくるかなと思います。そういう費用として町がするかどうかという考えもございますし、やっぱりりそなさんがするというのなら考えられるかもしれませんが、ただ何回も言うように国の補助金を受けて道路整備をさせていただきましたので、その期間が終わるまではなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） それでは、次の3番のほうに移りたいというふうに思います。

一応以前有料の駐輪場というのを営んでいるというようなこともあったので、なかなか無料というのは西口というのが難しいかなと。今でも営んでいる方もいらっしゃるかなというふうに思うのですけれども、ただ実際要するに東口にはそういうふうな施設があつて、西口にはそういうのがなかったと。この答弁は基本的には私もある程度知っていましたので、ただこれが公になっていないので、今回一般質問を通して、こういうわけで本当は西口にも駐輪場の計画はあったけれども、今のところそういう状況になっていないということをちょっと公にしたいなということで質問させていただきました。

そうした中で、今後については白紙の状態だということなのですが、その白紙の状態でも結局は造る方向性で考えている白紙の状態なのか、全くもうそういうのも考えもしないというような、そういうことなのか、その辺のちょっと認識としてはどんな感じなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

都市再生整備計画にのせるということは、町が行うということでございます。都市再生整備計画は、先ほど言いましたとおり延期だけでございますので、基本的には造る方向で検討している。ただ、やっぱりどうしてももう周りに余剰地というか、駐輪場用地が今現在のところ見当たりませんので、今現在はそれをどうするかというのを検討しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） そうすると、大体西口のほうには公営の駐輪場というのはちょっと無理か

なという、そういう認識だということですよね。そうした場合に、東口のところが今無料で使っているわけですよね。無料は私はそれでいいかなと思うのですけれども。そうすると、西口から自転車で来ている方というのは、やっぱりそのところで多少不公平感を持つのではないかなというふうに思うのですよね。その辺の西口、東口ということの駐輪場に関して例えばどういうふうな計画というか、考えがあるのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

駐輪場に関しましては、駅の全体を通してこれまでもいろいろ検討させていただいてございます。東口を造ったときも無料でしましたけれども、ちょっと昨今の西口のほうの駐輪場の整備を行うという関係で、既存の駐輪場の有料駐車場をやっている民間の方にお話ししましたけれども、なかなか当時としてはやっぱり、昔はあそこに駐輪場組合というのがあったそうで、それでやっていたのですけれども、それもなく東口に造られたという不平、不満を持っているということもございまして、なかなか西口の駐輪場については町としては手をつけていなかったということでございます。今回、有料であればということで検討させていただいて、公表させていただいた整備の計画を立てたところでございます。そのときに、全体の契約をどうしようかという検討を町の中ではさせていただいて、やっぱり嵐山町だけではなく、嵐山町を上っていく、池袋方面に行くとやっぱり駐輪場については大体有料化というのが多くなってきている。ここは皆さんやっぱり費用対効果というか、受益者負担の考え方もございますので、使っていない方、使っている方の関係でやっぱり有料化というのが当時の流れでもございますので、有料化というのを町としても検討させていただきました。その中で、最初は新しい駐輪場を造るとしては民営化というところで検討させていただいて、都市再生整備計画のほうには民営有料化のほうで建設して、東武鉄道のほうにも協議させていただいたところでございます。今後やっていく中で、今現在白紙ということでございますので、なかなか用地を見つけるのも難しいかなというところでございますが、決して諦めたわけではないので、何か余剰地があればと考えているところでございます。町としては、西口、東口全体的な駐輪場契約をもって今後考えていこうかなと思いますので、東口についてもある程度の一定の、ずっと有料でいいのか、無料でいいのかということも含めて検討していったら、基本的には当面は無料でいって、皆さんのお考えを聞くということもございますけれども、全体的なことを考えながら再検討させていただくということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。一応では次の4番のほうに進めさせていただきたいと思えます。

4番のほうのロータリー内の横断歩道、これ何が不便なのかというのは多分課長さんも承知しているのと思うのです。要するに例えば大妻嵐山の生徒が駅のほうに帰るといいうきに、埼信のところ側を通った横断歩道を通ると、あの細い歩道をずっと駅のほうに向かっていきますよね。そうすると、基本的にはそれからずっと今度ATMのあるほうにぐうっと回って行って、それで変電所のあったようなところをこの横断歩道を通って駅に行くということですよね。それが非常に要するに面倒くさいというのが、これが要するに大妻嵐山の生徒もおっしゃっているのです。実は要するに大妻嵐山の生徒たちとミニ議会カフェみたいな感じでちょっと意見交換をしたときにそういう意見が出たりしているのです。そうすると、基本的にはそっちのほうに行くというのが面倒だから、要するに横切ってしまうと。そうすると、ある意味それは危険なことでもあるしということなのです。大妻の子どもたちから聞くと、もともとやっぱり横断歩道というのはちょっと要するに少ないのではないかというふうな、そういう意見もあるのです、これがね。だから、そういったことを考えたときに、このロータリー内でもう一つ横断歩道というのはなかなかやっぱり法律上難しいのか。そうすると、例えば場合によっては今先ほど私が話したように信金のところの横断歩道を通って行ったときに、その右側の例えばコスモス側に渡るような、どこかで横断歩道があってもいいのかなというふうな、そういうふうな工夫というか、要するにそういうことができないのかなと。そうすれば、この辺の部分のところはロータリー内をいじらなくても何とかできるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうことというのはハードルが高いものなのかどうか、その辺の見解をちょっと伺いたいなと思っているのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、駅前ロータリーの整備するときに警察とも協議を6回行っております。その一番最初に、ロータリーの入り口に横断歩道をとという要望で町は持っていました。なぜかという、東口にあるからです。東口にロータリーの入り口には歩道があるので、嵐山町もそういう習性があるかな、嵐山町町民の方にそういう習性がありますし、もともと西口ロータリーの入り口には横断する歩道がございましたので、そのような形でさせていただきました。しかし、警察の協議の最初に、この入り口の歩道は、横断歩道は警察が許可しないとつきませんので、警察はこの横断歩道は駄目だと言われていまして、なぜかという、一番の通行のメインの入り口でございますので、そこに横断歩道をするのは今はしない、基本的にロータリーの入り口を横断歩道ということは今はしないということでございます。東口が何かしてくださって言っているのですけれども、逆に東口を消したいぐらいだということでございますので、東口が消されても皆さんもご迷惑だと思いますので、それは撤回させていただきました。その後、もう一度再度、2回程度このロータリーの入り口の駐車場を協議したのですけれども、絶対駄目ということでございます

ので、なかなかロータリーの入り口は横断歩道が造れなくなってしまって今現在の協議で、警察についてはぐるっと回っていただくのが筋であるということでございますので、それ以上横断歩道は町が造られませんので、警察の協議がないと、警察がしないとできませんので、今現在はできないというところでございます。基本的に警察としては、ロータリーに来る前に横断、入り口も、りそななんていうのは、埼信の入り口に信号がございまして、あちら側を通行して来ていただくのが、もし反対、ドラッグストア側を渡るのであればそちらを渡っていただくようなことを考えているということでございますので、何度も言いますとおり、ロータリー内にこれ以上の横断歩道を造るというのは警察の協議はもう基本的には下りないと考えておりますので、なかなか難しいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） そうした場合に、あそこ駅前のところは県道になっていますよね。それで、例えば駅のほうに向かっていくと左側にプリン屋さんができたり、それからカフェができたりという。あのところの近辺に、例えばコスモス側に横断歩道というものをやるという場合、警察のいわゆる協議とかなんとかという、そういうハードルの的にはどうなのですか。相当難しいことなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 そうでございます。実際に横切る通行量が、通行者が多い場合は、実際だらだら、だらだら通行するのではなくて、横にライン、道路があって横切る場合は可能性があるかもしれませんが、今の状態で可能かというとなかなかちょっと難しいかなと。ただ、警察の協議でございますので、できないことはないのですけれども、かなり可能性が低いかなと感じます。なぜかという、横断歩道を今現在、ラインもあんまり近くに置かないというのが警察の考え方でございますので、渡れるところで渡っていただいて、信号があるところでは信号で渡っていただきたいとか、かなりの通行量があってかなり横断してしまうとなると考えも変わるみたいでございまして、嵐山町の歩行者総数でどうかというのはまたこれは警察の協議でございますので、ゼロとは言えませんが、なかなか難しいことかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、次に行きたいと思います。（5）番です。（5）番は、駅前、「らんざんマーケット」というか、それをやって非常ににぎわったというのは聞いていますけれども、一応10月13日でも530人ぐらいの参加者があったということで相当にぎわったなというようなことなのですが、チラシをよ

く見たらクリスマスの近辺にもまたやるというふうな、そういうようなことを書いていましたよね。私はやっぱりこの駅前、これ西口ということなのですから、その活性化にはやはり継続的なこういうイベントなり、やっぱりビジネス出店というのは大事な事かなというふうに思っているのです。そうしたときに、ちょうど今の季節多少、紅葉まつりも終わって少しだんだん寒くなりつつありますけれども、歩く人たちが嵐山町に結構訪ねてきて、それで要するにずっと駅に着いたときに、例えば何か少し温かい飲物でも、コーヒーでも何でも用意しておくような店みたいなのがちょっとでもあればいいなというふうな、そういうふうにおっしゃっている方もいらっしゃるのです。ですから、大きなイベントではなくても、例えば商工会なんかとの連携というか、提携というか、やっぱり多少意欲のある方で、土日、祝日というふうに人が嵐山町に来そうな、そういうときを狙って、大屋根のところを利用しながらそういうものをちょこちょこやっていくことによって、それで定着していくことによってその辺の活性化につながっていくような気がするのですが、そういうふうな考え方というものを町のほうでは持っているのかどうか、その辺をちょっと伺っておきたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅のロータリーにつきましては、イベント広場も作成して、ロータリーだけで、通行だけではなくて、にぎわいの活性化ということも含めて整備させていただいたところでございます。先ほど言いましたとおり、エリアプロデューサーというか、そういう方が継続的に今現在やらせていただく。毎週毎週とかは難しいのですけれども、10月にやったら今度12月、基本的には多分22日頃行われると思いますけれども、イベントを定期的に開催されるというふうに考えているところでございます。まさにそこは那人だけ使うわけではございませんので、誰でも使えるような考え方を持っているところでございます。ただ、その方の意見でもありますけれども、やっぱり収益がないとなかなか継続するのは難しいというのを考えているところでございますので、彼も収益を上げるようなために、継続できるような形でイベントを続けていきたいということでございます。やはりなかなか、ボランティアで1、2回するのは可能かもしれませんが、継続というのが一番難しく、これが嵐山町のこれまでも最大の課題でございました。民間でやっていただいて、長くやっていただきたいというのがございますので、今度のマーケットもそういうのが広がっていけば、ああ、こういうことができるのだという方が増えて、それで利益を上げられて、ある程度の一定の収入があって継続的にできるという、本当にモデルができればいいかなと考えております。そのためにもぜひ積極的に支援して、マーケット等の支援については十分な支援を行っていききたいと。

簡単でございますが、以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 支援というお話がありましたけれども、例えばこういうことをやっていますよ、またこういう出店できますよという、そういうPR活動みたいなものというのは今どの程度やられているのか、その辺を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

基本的にエリアプロデューサーの事業ですよというチラシがありますので、公の施設のほうにチラシを置いたり、まだポスターは作っていないようでございますが、例えば駅のサイネージとかには乗せさせていただいて、チラシについては町、役場の公園の駐車場ですね、それには彼が持っている、支援事業と書いておりますので、大きなことができますので、そういうのを置いてPR活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） 商工会との例えば提携というか連携というのは、どの程度そういうイベントとかその駅前活性化について連携しているのか、その状況というのはどんな感じなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

基本的な商工会との具体的な連携というのはまだ行っていないのですけれども、彼も嵐山町で商店街を初めてつくった人間でございまして、商店街は商工会との連携も全てやっておりますので、そういうのも含めて今後広がっていくかなという考えです。ただ、やっぱり民間企業でございしますので、もうけというか、利益がないと続けていけないということでございますので、そういうのを考えながらやっていただければいいかなと思います。何回も言いますが、続けていくのはそれ相応の利益がないとやっていけないというのがやっぱり常でございますので、そういうのを考えながら町の楽しい空間をつくっていききたいという心意気を感じながら支援していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狹守勝義議員。

○5番（狹守勝義議員） できるだけ幅広い連携を取って活性化につなげていただけるような方向性で考えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（狹守勝義議員） それでは、2番目のほうの質問に移らせていただきます。

いじめ・不登校防止の取組について。

「令和５年度教育委員会点検・評価報告書」を読ませていただきました。その中で、今回は開智国際大学の土井雅弘先生が意見を述べられています。いじめ・不登校の防止についての意見には私も共感するものがあり、いじめ・不登校が年々増えている現状の中、いじめ・不登校防止の取組の一助になり得るものと考えます。そこで、先生の意見について次のことを質問いたします。

「いじめ防止に関して、その根本解決に向けて、いじめ防止対策推進法第15条にある道德教育の充実を図る取組が明記されていないことを指摘したい。いじめは絶対許されない行為であるという価値観を育てる道德教育に真剣に取り組む必要があるのではないか」との先生の意見に対して、教育委員会の見解と今後の具体的な対応を伺います。

(２)、「不登校の現状等について、時代の変化等を考えると、中一ギャップの解消だけでなく、非認知能力の育成に力を入れながら、タフな児童生徒の育成という視点を取り入れた不登校防止の取組も検討していただきたい」との意見に対して、教育委員会の見解と今後の具体的な対応を伺います。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項２の（１）につきましてお答えいたします。

道德教育は学校教育全体を通して行うものであり、その中核をなすのが道德の授業です。各校においては、年間指導計画にのっとり年間35時間の授業を確実に行うだけでなく、各学校の特色を生かしながら教職員が創意工夫して道德の授業を展開しております。道德科の年間指導計画、全体計画には、いじめに関する項目や目標が記載され、教職員はそれらを意識した指導を行っております。学校教育の要となる道德教育では、いじめに対する考えを深め、いじめをなくすという考えだけでなく、いじめが起こりそうになったときやいじめが起こってしまったときにどのように行動するのかを主体的、対話的な学びの中で考えを深める指導を各学校で取り組んでおります。教育委員会といたしましては、点検評価でいただいた意見を真摯に受け止め、今後も心の教育である道德教育を一層充実させるべく、学校への指導や施策の検討を進めてまいります。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

不登校防止対策に関しては、点検評価でいただいた意見を踏まえて、今後も取組について検討を続けてまいりたいと考えております。現状では、ハイパーＱＵテストの結果を生かした学級経営や埼玉県学力・学習状況調査の結果分析を通した非認知能力の育成に取り組んでおります。今後も研修を重ね、町全体の教職員が結果を分析するだけでなく、分析した内容から子どもたちにとって必要な学習指導や適切な教育環境を整えられるようにしていきたいと考えております。また、非認知能力の育成には、学校だけではなく家庭の協力も不可欠と考えますので、各学校での取組を家庭へも投げかけて協力を呼びかけていきたいと思っております。嵐山町の教育で自己肯定感を高め、自ら困難

を解決し、乗り越えていけるような高い志を持った児童生徒を育ていけるよう、各学校の取組を教育委員会として支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） それでは、（１）、（２）これ一括して、関連性がありますので、質問させていただきますと思います。

私はなぜこの質問をしたかといいますと、以前から何度かいじめ、不登校については質問をしていますけれども、全国的に見るともう相当増えまして、今73万2,568件ですか、5万件以上の増ということで、全国的にはもう過去最多を、いじめの認知件数が増えていると。それで、嵐山町でもずっと、この点検評価というのを読ませてもらっているのですけれども、5年度、これは前年度よりも4倍になっていますよね。ちょっと数字でいいますと、例えば令和4年度はいじめの認知件数は小学生が5件、中学生が3件、令和5年度が小学生が23件、中学生が12件というふうに非常に多く増えているという、そういう状況です。そういう状況の中で、毎回この教育委員会の点検評価報告書を見たときに、大体画一的に、もういつも同じような文言が並んでいるなということで、そんな状況を見て、これでいいのかなという疑問も多少あったのです。そうした中に今回、この土井先生がある意味意見を述べられている中で、1つはいじめの中では道徳教育ということをもまず言っています。それから、もう一つは、不登校のほうについてはやっぱり非認知能力の育成、それをやりつつつな児童生徒の育成という。私そこのところに少し感じたところがありまして、そういった意味ではこの嵐山町のいじめ、不登校の対策というか、対応策というのは今ここでちょっとある意味再検討しながら見直す時期に来ているのかなというふうに。要するに数も増えてきているという状態。今まで例えば不登校であれば中一ギャップの解消というのはずっといつも毎回同じような、同じ言葉で、そのほかもほとんど同じ文言で書かれていますよね。ですから、その辺をもう少し点検をしっかりとってもらって、新たな形のやっぱり方策というものを考える時期に来ているのではないかなということでこの質問をさせていただいたのです。当然私もこの道徳教育ということは、核になるのは学校でのカリキュラムの中だと思うのですが、これはいろんな場所でやっぱりやっていかなければならないことだし、それから絶対いじめは駄目なのだというのをもう口が酸っぱくなるまで何度も何度もやっぱりやっっていくということでないといけないのだろうと思うし、本当にそういうようなものを、もう通り一遍にやっていたのでは駄目なのだろうというふうには思っているのです。だから、そういった部分のところで、今ここのところ少しいろんな意味で変えていく時期なのではないかなというふうに思っていますが、その辺の認識は私と教育委員会とはどういう差異があるのか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

いじめも不登校も本当に大きな問題と捉えているところでございます。これをやったから急に減るという特効薬というものがどこで研究をされていてもなかなかないところでございます。まず、今やっていることというのを一つ一つ丁寧にやっていく、子どもの変容を見ていくということがとても大事だと思ってございます。ただ、議員さんおっしゃるように、今回新たに評価委員のほう、土井先生のほうに見ていただいた中で、こういった授業を、道德教育をしっかりやっていったほうがいい、それから非認知能力の育成、こういった部分のご指摘がございましたので、ぜひこういったところを学校教育の中でもどういうふうにしてきちっとやっていくか、それから施策のほうにどう反映させていくかということは、我々教育委員会のほうといたしましても真摯に捉えて学校のほうを支援してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 非認知能力の育成、伸ばし方って考えたときに、やっぱりこれ幼稚園教育とか、幼少教育というか、それが非常に重要だというふうなことだろうと私は思っているのです。ですから、そういうところからしっかり力を入れて、そしてさらに例えばタフな児童生徒の育成って考えたときに、今嵐山町というのは例えばスポーツに対しても武道に対しても非常に少し停滞しているのではないかなというふうに思うのです。ですから、その辺の実態がどうなっているのか私とはっきり分からないのですけれども、タフな児童生徒の育成って考えたときにはやっぱりスポーツとか、体を動かすというか、余計なことを考えるのはある程度時間があり過ぎて暇な状況のときにはやっぱりそういうことを考えることが多いと思うのですけれども、ある程度体を動かしてストレスを発散できるような、そういうふうなスポーツの推奨とか、武道をもっと推奨していくとかという、そういうふうな具体策みたいなものというのもやっぱり打ち出すようなことがあっていいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 非認知能力の育成につきましては、本当にこちらにつきましてもこれをやればということはないかと思ってございます。今この中でも非認知能力として、最初の答弁の中でも県の学力・学習状況調査等がございましたが、こんな中で捉えられている非認知能力といたしましては自己効力感であったり向社会性、自制心、それから勤勉性、こういったものがこの試験等の中で調査されているものでございます。現在、この結果から見ますと、嵐山町の子どもたちはほぼ平均と同じ程度、または向社会性においては若干高いところが見られるというところでございます。こういったものの中にスポーツ、武道というものも一定の効果はあるとは捉えてございますが、今現在、武道やスポーツを通してこれら全てが育てられるかということそれは一概には、そこだけというところ

ろでは考えてございません。これは、係活動をきっちりと行うであつたり、それから当番活動を行う、授業はしっかり話を聞く、こういったところも非常に非認知能力の育成には大事なものでございます。こういうところを学校教育の中で一つ一つをまずやっていくということが大事かと思っております。その上で、スポーツであつたり武道であつたりというものを推奨して、さらに伸ばせればと思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、狛守勝義議員。

○5番（狛守勝義議員） 先ほど話したように、嵐山町もいじめ、不登校非常に増えているという状況。今年度どういう状態になるのかということなのですけれども、社会全体でやっぱりこういうことを意識しながらやっていかなければならないのかなというふうに思っていますので、先ほど教育長おっしゃったように、なかなかこれをやればこうなるという、すぐ結果出るものではないのですけれども、やっぱり今の状況というのは何か変だなというふうに思っていますので、我々もいろいろ研究しながら、私もしっかりその辺のところまた研究しながら、指摘するところは指摘していきたいと思っておりますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の粗大ごみチケット販売についてです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） それでは、ご指名がございましたので、一般質問を行います。議席番号10番、畠山美幸、今回は2題について質問させていただきます。

1、粗大ごみチケット販売について。

以前、粗大ごみのチケット販売について質問をしましたが、ごみの判断が難しいため無理であるとの答弁をいただきました。しかし、高齢の方から「タクシー券を利用して役場へ申請に行く」と言われました。他自治体では、細かく粗大ごみの分類をしたマニュアル作成しています。役場のみの販売では町民にとって大変不便であり、今後、ふれあい交流センターでの販売を復活するか、またコンビニ、スーパー、個人商店での販売を検討していただきたいと思っておりますが、お考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、質問事項1につきましてお答えいたします。

粗大ごみの個別有料収集につきましては、月平均20件ほどの申請がありますが、高齢者の方から同様のご意見をいただいたこともあり、住民サービスの窓口拡大の意味でも、ふれあい交流センターでのチケット販売について検討してまいります。そのためには、現行の粗大ごみ料金表を簡潔なものに見直すとともに、会計年度任用職員の体制を整える必要がございますので、教育委員会とも連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、粗大ごみ分類マニュアルについては、昨年12月よりホームページにごみ分別検索サイトを新設しました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今ご答弁いただきましたとおり、体制は整えていく必要があるということで、今後検討してまいりますということなのですが、今回私ふれあい交流センターということでここに記載をしましたが、やはり北部交流センターも併せて検討していただきたいと思うのです。やはり北部の方も一々車でここまで来て申請の内容をお話しするというのは大変かなと思いますので、北部交流センターのほうも併せてご検討いただきたいと思いますが、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでお答えいたします。

北部の交流センターについては会計年度さんではなくて、今シルバーですか、シルバーの職員さんが今委託という形でいらっしゃると思いますので、その辺についてはシルバーの職員のほうでもごみの分別、粗大ごみの種類等を今確認していただけるのかどうか、その辺も含めた上ちょっと検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それで、私今ホームページ見ると粗大ごみの分類が大変細かく、700分類ぐらいになっているわけですが、やはり700種類の分類を全部これに適合するかなというのが大変かなって、逆に分類したほうが私はいいかなと思っていたのですが、鶴ヶ島市のホームページを見ますと分類が3分類ぐらいなのです。大、中、小みたいな形で。そうしたほうが町民の方も分かりやすいし、細かく分類することによって適合しないから、プラスアルファどのくらいしたらいいのかなってなってしまうと思いますので、ぜひ分類を逆に減らすという考え方はあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今嵐山の粗大ごみの料金表は物ごとに、例えばソファならソファとか、オープンレンジだとか、それをずらっと、あいうえお順に並んでいるのですけれども、それが約720の品目に分類されております。確かにこれを一つ一つ探すだけでもかなり大変なのですが、例えばこれを簡潔なものに見直すに当たっては、物ごとの料金ではなくて、例えば3辺、それを例えば箱に入れて郵送することを想定して箱に入れたとして、その3辺の長さを測ってその合計で料金を出すとか、そういったやり方であれば例えば3分類ぐらいにはできるのではないかなというふうには今考えております。

以上です。

○森 一人議長 ちょっと待ってください。そのまま、では続けて答弁をどうぞ。

○根岸隆行環境課長 すみません。先ほどの北部交流センターの部分でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど私「北部交流センター」と申し上げましたが、「やすらぎ」の間違いです。訂正させていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） やすらぎで大丈夫です。北部のほうには人がいなくて、やすらぎのほうには2人、いつも男女で受付にいるなというのは存じ上げておりますので、ぜひやすらぎでやっていただければありがたいかなと思います。

今課長がおっしゃったとおり、宅急便なんかもやはり60センチサイズ、80センチサイズ、100サイズと違って分類が6分類ぐらいにはなっているのですけれども、そのサイズによって金額が違うという形になっておりますので、鶴ヶ島市を見ますと3辺の和が2.5メートル以内、でいいんだよね。それで、中が2.5メートルから3メートル以内、大が3メートル以上ということで、すごい簡素化されておりました。そして、1人で運べる重さなのかという、持ったときに10キロぐらいまで、10キロではちょっと無理かな、大体5キロぐらいだったら、ちょっとそれは1人で運べるという書き方をされていましたが、大、中、小で300円なのです。1人で持てる重さだったら300円にしますよ。小の場合の運べないということになれば600円、それで中で1,300円、大でも1,300円という何か金額の表が出ておりましたけれども、そういうふうな先ほど箱に例えて何メートル以内だったら幾らという形にすると誰が見ても明確にできるのかなと思いますので、ぜひそういう対応を取っていただければありがたいかなと思います。

役場ですと、先ほど今後北部というか、やすらぎとふれあい交流センターと窓口を考えていただけるように進めていってもらいたいのですけれども、その際、あちらは交流センター関係は土日営業しておりますので、例えば土日、やはり平日お仕事されている方が平日こちらの窓口に来れな

いっていった場合に、北部とふれあい交流センターに土日、人がおりますから、そちらに持っていけば対応していただけるという形が取れるのかどうなのか。日曜日、土日ではないとやっぱり仕事なさっている方で粗大ごみを出したいと思ってもなかなかチケットの申請ができないときもあるかなと思うのですけれども、土日対応とかはそちらの交流センター関係だったらできるのかどうか確認したいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 お答えいたします。

今ふれあい交流センターのほうは、平日は会計年度さんがいらっしゃいます。週末についてはシルバーさんに委託をされていると認識しております。当面はまず平日の会計年度さんで対応していただければというふうには考えておるのですが、土日についてはまたシルバーさんとのお話もありますけれども、その中で検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） シルバーさんに見ていただく、簡潔なものになればできると思うのですが、平日しかできないということになった場合に、ほかの自治体はインターネットを活用して、写真を撮ったものをインターネットで上げて、大体こういうものですよというコメントも入れて送信して役場環境課のほうに送るというシステムも導入しているところがあるわけですが、インターネット活用の導入についてはどのようにお考えになるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 それでは、お答えいたします。

ネットの活用という面では今、若い世代であると使えるのかなとは思っているのですが、例えば高齢の方なんかだとなかなか難しい部分もあるのかなというふうには感じておりますので、現段階では粗大ごみの個別収集に関しては、ネット利用は現時点では考えておりません。ただし、今後、例えばリユースという意味では、個別収集ではなくて買取りみたいな形でリユースみたいなサイトがございますので、そういったものについては少し考えてまいりたいというふうには考えております。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今課長の答弁の中にリユースという考え方で買取りって。前回、私買取業者、あのときは何だったっけな、名前があったのですけれども、そういう業者があって、個人でやるメルカリとかフリマとか、そういうものはなかなか高齢者の方では難しいから、自治体対応の何だったっけな、名前忘れてしまったのですけれども、それもいいのですが、さっきも鶴ヶ島市のお話をしましたけれども、「おいくら」というサイトもあったのです。今こちらがいろんな自治体で、

ホームページ見るとこの「おいくら」というのがあちこちで始まっておりまして、こちらのサイトが本当に自治体の職員にも負担をかけず、歳費、費用もかからず町の負担がない、そういうサイトになっておりまして、鶴ヶ島市のホームページ、粗大ごみというところを出しますと、ここに飛ぶようにつくられているのです、ホームページが。それで、そちらに飛ぶと、自分が今これを、家にあるのだけれども捨てるにはもったいない、しかしながら誰か使ってくれる人がいたら使ってほしい、それでそれを見たほかの方が、ああ、これぜひ欲しいといったときにお互いで、間に「おいくら」というそのサイトの業者が入るのですけれども、今いろいろと闇バイトとかいろんなことがあってネット社会も怖い時代にはなっておりますけれども、自治体のほうのそのホームページの中から飛ぶようにしておけばほとんどそういう危険性はないのかなということで、この「おいくら」というサイトがあるのですけれども、そちらのお考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長 答えいたします。

今畠山議員さん言われたのが、恐らくマーケットエンタープライズという運営会社がやられている「おいくら」というサービスサイトかなというふうに思います。これに関しては、今全国でも200ぐらいの自治体に参加しておりまして、県内でも17の自治体に参加しているようです。近隣を見ていきますと、吉見町と東松山市が参加しているようです。ちょっと私も見させていただいたのですけれども、非常に、イメージとしてはよく車を売却したいときに車の一括査定があると思うのですけれども、ネットの一括査定ですね、ちょうどそれと同じようなイメージかなというふうに思いました。まず、費用についても全く費用もかからず、そのサイトから売りたいもの、売りたいというか、出したいものを入力すると、早ければ当日に、一番短ければ最短で当日にも買取りに来てくれるという業者があります。その中でも幾つかの興味ある業者から返信が来るので、それをその中から一番高い業者、または高くないのだけれども買取りに来てくれる業者というふうにも選択もできます。土日、祝日でも対応は可能ということですので、非常に有効だなと。リユースという意味では、捨てずに誰かに使ってもらえる非常にいいシステムだなと思いましたので、少し町としても前向きに検討できればと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひそちらのサイトを利用しながら、やはり先ほどインターネットのお話もしましたけれども、週末になると例えば息子さんや娘さんとか、ご家族の方がいた場合に、もうおじいちゃん、おばあちゃんがこれ要らないのだけれども困ったねなんていったときに、インターネットを使って粗大ごみの申請をできるとか、そういう仕組みもやっぱり担保してあげてほしいかなって思うのです。今のサイトも利用していただいて、今あちらのごみの集積所はありますけれど

も、やはりごみを減らすということが町の負担金を減らしていくことにもつながりますので、ぜひそういう方向で様々検討していただきたいと思うのです。やはり前回は質問させていただきましたけれども、自分の終活、終わる活動ということで終活をされる高齢者の方がもうこれ不要だよねっていったときにスムーズに粗大ごみが出せる仕組みというのは大事かなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。ですけれども、町長、今いろいろ様々ご提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今やすらぎのほうの受付の件、それからあとは土日の受付の件、それからあとは単純化して、箱のサイズだとかそういうことでできるようにしたらというようなことで、大変実質的なご提案かなと。それからあとは、最後にいただいた「おいくら」サイトでしょうか、これも担当課のほうでも答弁させていただきましたけれども、しっかりと検討させていただくということでもありますので、少しでも前進できるように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それでは、次の2番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 生き生きふれあいプラザやすらぎについて。

以前、やすらぎにはお風呂があり、多くの町民が利用していました。しかし、老朽化に伴い、惜しまれつつその役目を終えました。その後はシャワー室を設置しましたが、コロナ以降使用していない状況です。また、利用者からは「今どきトイレにウォシュレットがない」との声があります。シャワー室の再開とウォシュレットの設置についてお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 質問事項2につきましてお答えいたします。

生き生きふれあいプラザやすらぎのシャワー室は、新型コロナウイルス感染症蔓延時より使用を中止しており、今年度末までは中止の予定となっております。シャワー室の再開につきましては、機器の老朽化、光熱水費、維持管理費などの課題を考慮しながら今後の方向性を検討してまいります。トイレのウォシュレットは多目的トイレに設置していますので、ご利用いただくようご案内しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今ご答弁いただきましたとおり、まずトイレのウォシュレットにつきまし

ては、私も現場を確認してまいりまして、私もちょっとやすらぎに通っていることがございまして、ある壮年の方から「ウォシュレットが今どきないんだよ」って言われまして、ああ、そうなのですねって言って、私たち女性はある外部のトイレでウォシュレットを使うということが、女性は多分大体、私周りの人に確認したのです。こういう公共の施設にウォシュレットがあった場合に使いますかって聞いたら、便座だけが温かくなればウォシュレットはまず使うことはないって女性の方皆さんおっしゃるのです。中には使いたいという方がいるかもしれないのですけれども。今回言われた方は男性の方で、「シャワー室も使えないのに、ウォシュレットぐらい今どきつけてくれよ」なんて言うちょっと壮年の方がおりまして、ああ、ではちょっと確認はしてみますねとは言ったのですが、昨日確認したところ、多目的トイレが1基、男性トイレが2基、女性トイレは2基だっけ、3基だっけな、ちょっと女性トイレはよく見てなかったのですけれども、2基ぐらいいあったと思うのですが、そちらはもう便座は温かい状態にはなっておりまして、多目的のところにはウォシュレットがついていましたので、私的にもそこが使えればそんなに混雑するところではないので大丈夫なのかなとは思いましたが、一応そういう考えでおりますということで、言われた方にはお答えはしようかなとは思っております。

シャワー室につきましては、今までお風呂を楽しみにしていた方からもさんざん私も言われて、再開を望んだ質問もさせていただきましたが、時代の流れで今そういうところなくなっているということもありましてシャワーにとどまったということはそのときの答弁でいただいていたのですけれども、シャワー室のほうも男女ともに見させていただきまして、2基ずつシャワー室がありました。浴槽のところには、中に入れないように一応柵がしてありましたけれども。一番問題なのが、やっぱり使う方によってはずっと水を出しっ放しにして使ってしまう方もいるのかなと。よく都内の方のお風呂つきでない例えばアパートを借りたときに、近くにコイン式のシャワー室とかがあったときに、大体5分で100円とか、何かそういう形の仕組みがあるなというのは見ているのですけれども、今何でも値上がりになっていて光熱水費も上がっている状況の中で、例えばやすらぎ利用される300円で、シャワー室まで使って300円でいいのかなって考えさせられる部分もあるのですけれども、今後、北部交流センター、避難所にもなっておりますので、シャワーが生きていたほうがいいのだろうなと思うのですけれども、一応インストラクターの先生にも確認しました。皆さんからお声がありますかと、シャワー室使いたいというお声があるのですかって確認したところ、シャワー室はあったほうが助かるけれども、でも300円の入場料だけで使えるというのはやめたほうがいいわねって皆さんおっしゃるというのです。だから、もしあれでしたらシャワー室利用については有料化ということも考えながら再開するというのもあるのかなって思ったりもしたのです。

あと、もう一つの懸念事項が、あそこ部屋が、結局冬とかに使った場合に、お風呂は湯気があったりして部屋が暖まるのですけれども、シャワーだけですと寒いから、床暖房が設置してありました。床暖房も一度電源を入れてしまうともうずっと入れ続けないと何かシステムの故障の原因になるか

らということで、10月から3月までって書いてあったかな、稼働していますというような形で書いてあったのですけれども、あれが今この温暖化になっているところで10月から3月、4月ぐらいまで書いてあったかな、10月からというのはちょっと記憶にあるのですけれども、そこまで延ばす必要があるかどうか分からないのですけれども、やはり急にお風呂場とか行ったときに、血圧の問題とかいろいろある方が入ったりすると部屋が暖まっていないと危険だと思いますから、必要だとは思いますが、よくよくあそこの利用者の方々にアンケートを取るとかした上で再開するという考え方もありなのかなって昨日確認したときに思いました。インストラクターの方もそういうふうに、利用されている方がそういうふうにも言っているというので、どうなのでしょう。あんまり私のほうから、やるなという言い方ではなくて、よくよく検討して再開しないと、防災のときに併せてシャワーは使えるようにしておいてくれたほうが町民の方はありがたいと思うというのはお伝えしておきますけれども、どういうふうにお考えなのか再度お伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 答えいたします。

答弁書にも記載させていただきましたが、施設も平成14年の2月にやすらぎは開所しております、もう既に二十数年たっている状況です。たびたび修理のほうはしておったのですが、一番修理にお金かかったのがやはり水回りの関係でございます。そういった関係、あと光熱水費等もいろんな課題がございますので、今議員さんからシャワーについては別料金でというご提案もございましたが、その辺もご提案も踏まえまして総合的に関係する関係者で協議して今後の方向性を決めていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ウォシュレットについては、一台もついていないんだったらもうつけてほしいという要望をしようと思いましたが、多目的トイレにはついておりましたので、それで足りているのかなって思ったのと、あとシャワー室については、あればありがたいのだけれども、いろいろと今こういうふうな経費が上がっているところにおいて、やっぱりそこを利用している町民の方からも、こういう時代にただというのは私たちの税金が使われているのだからねって言う人が多いというので、今課長が答弁していただいたとおり、よくよくその関係者と話し合っていていただいて考えていただきたいかなと思います。前向きには考えていただきたいと思いますけれども。

私の質問は以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

令和6年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

12月3日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 渋谷 登美子 議員

第8番議員 吉 本 秀 二 議員

第7番議員 藤 野 和 美 議員

○出席議員（１２名）

1番	佐藤弘美	議員	2番	竹内隆哲	議員	
3番	橋本	将	議員	4番	宮本大裕	議員
5番	狩守勝義	議員	6番	小林	智	議員
7番	藤野和美	議員	8番	吉本秀二	議員	
10番	畠山美幸	議員	11番	川口浩史	議員	
12番	渋谷登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（１名）

９番 青柳賢治 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
贅田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長
中村寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和6年第4回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1の国立女性教育会館に関する国との協議についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、一般質問を始めます。

国立女性教育会館に関する国との協議について。

（1）ですけれども、9月議会以降の国との協議について全容を伺います。

（2）ですけれども、令和6年7月30日の内閣府、文部科学省、国立女性教育会館による「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」では、「嵐山町と協働で、地域で男女共同参画を担う人材の育成のための実証実験に取り組むなど、「男女共同参画の中核的組織」にふさわしい先進的な取組を行い、こうした新法人の取組を内外に向けて広報すること」と記されています。嵐山町では、地域で男女共同参画を担う人材はどのように発掘しているか伺います。

（3）として、町民、近隣市町村民、県内、県外の利用状況の把握及び国外からの利用状況についての情報があって協議が進んでいるのか伺います。

（4）として、男女共同参画は日常生活の中で行われることです。生活を象徴している調理室や保育室を改修して、会議室に改修することのメリットについて伺います。

(5) として、11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動月間でした。国立女性教育会館では、パープルライトで紫にきれいに夜は輝いていました。町では、男女共同参画の中核的な組織にふさわしい先進的な取組として、この月間に何をしたのか、どのようなことを行ったのか、また、今後はどのように考えるのか伺います。

(6) として、宿泊棟、研修棟、体育館は撤去し更地にする計画ですけれども、長期休み、連休などには小中高生の運動や学習等への宿泊合宿に嵐山町でも利用しています。子どもの体験格差は家族状況によって異なりますが、比較的低額利用できるため、体験格差の縮小に寄与しています。これらのことについて協議されているのかどうか伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(6)について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

9月議会以降、国、県と国立女性教育会館に関する協議は行っておりません。

続きまして、質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。

本年7月30日に示された国の方針は、令和8年4月発足を予定する新法人の事業等を記しています。本町においては、新法人が発足した後の動向を注視したいと存じます。

続きまして、質問事項1の(3)につきましてお答えいたします。

本町は、国立女性教育会館の利用状況について詳細な情報を持ち合わせておりません。また、(1)でお答えしましたとおり、9月議会以降、国、県と国立女性教育会館に関する協議は行っておりません。

続きまして、質問事項1の(4)につきましてお答えいたします。

国の方針では、本館と一体である実技研修棟(調理室、保育室等)について、廃止はするが、建物は取り壊さず、会議室または倉庫として改修、活用する旨が示されました。議員ご質問のメリットについては、国の方針ですので、お答えしかねます。

続きまして、質問事項1の(5)につきましてお答えいたします。

議員ご質問の男女共同参画の中核的組織にふさわしい先進的な取組としてご報告できるものは特にございませぬ。(2)でお答えしましたとおり、新法人が発足した後の動向を注視したいと存じます。

続きまして、質問事項1の(6)につきましてお答えいたします。

(1)でお答えしましたとおり、9月議会以降、国、県と国立女性教育会館に関する協議は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは驚いたのですけれども、国との協議を進めていくので、これから改修などに関しては国との協議の間で考えていくことであるというのが前回のご答弁でした。国のほうは、NWE Cに関わる職員は実際は2人しかおらず、そして10月からはジュネーブのCEDAWの問題で、多分そちらのほうに行っていて忙しかったとは思いますが、実際に国との協議を私がしようと思いますと、国は新法改正のために、この1月に上程するので、それでとても忙しいので時間は取れないというふうに言われたのです。でも、新法改正するに当たって、嵐山町の協議なくしてそのようなことが行われているというのは全く嵐山町には、文書を残しておいて、本館機能を残して、そしてそれ以外のことは一切ほかのところでやるというふうに考えてよいと思うのですが、まるでこれでは嵐山町はこけにされていると思うのです。その点について町長はどのようにお考えなのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今こけにされているというような表現がありますけれども、私は全くそういうふうには思っておりません。昨年11月の29日、突然と内閣府の方々、それから文科省、それから国立女性教育会館、県の方々が見えて、そして女性教育会館を移転しますよと、そこに関しては譲渡も含めて検討していきますと、そういうような爆弾発言みたいな形で最初にスタートをしたわけです。ええっ、これは大変だということで、すぐに皆さん、嵐山町の町議会のほうにもご報告をさせていただいて、そして、皆さんの同意の下に国のほうにも存続を求める要望書も提出をしていただきましたし、また私自身も大野知事のところにすぐに飛んでいってお話をしたところ、知事のほうから全面的に嵐山町の意向はバックアップしていこうということで、大きな支持を得たわけです。その後、県議員の方々も動いていただいて、全会一致で嵐山町に女性教育会館を残すべしというような意見書を国のほうに上げていただきました。また、その間、国会議員の中でも与党、野党を問わず多くの国会議員の方々がご賛同いただいて動いていただく中で、その翌年には嵐山町に女性教育会館を残しますという判断をしていただくようになったわけでありますので、これは大きな進展であります。今まで国が一旦口にしたことを撤回する、または逆の方向に行くなんていうことはまずありません。ですから、8月に知事と一緒に記者会見をしたときに、記者のほうから何があったのですか、何をされたのですか、去年聞いたときとは全く180度違いますよねと。廃止というところから残すということに、この一つ見ても相当大きなやはり私は前進であると。

それからあとは、本館を残すに当たっても、あそこのところをこの地域全体で交流の場としても使えるような、そういったことに関しても十分検討させていただいて、できる範囲内で協力をさせていただきます、そういうところまで踏み込んだ発言を国のほうからいただいたわけでありますの

で、そういった点においては十二分に国のほうも理解をする。県のほうも理解をしてくれる。ただ、今の話は本館を中心とした全体の敷地の中の3分の1ぐらいでありますので、この研修棟がある3分の2ぐらいのところはまだ不確定要素がたくさんあります。これはもう県が中心になって検討していくのかなというふうに思いますけれども、そういったことに関しては県のほうからある一定の方向性が示されたときには町としての意向もしっかりと伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 9月議会の答弁と同じですね、今の答弁はね。私がずっと進んできているのは、嵐山町は昼間人口といいますか、昼間人口がずっと夜間人口より多くて、埼玉県ではさいたま市の次に昼間人口が多い町なのです。それはなぜかという、ずっとそうなのですけども、国立女性教育会館がそこにあったということがとても大きい要因であると思います。それはNWE Cがあるということで、花見台工業団地以前、それから今観光施設ができる前からもそういうふうな状況なのです。それが国立女性教育会館の研修棟と宿泊棟と体育館がなくなるということで嵐山町にどのような大きな影響があるかということに関しては、町長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

9月の議会と全く同じ答弁ですねという発言がございました。当然のことでございます。今安藤課長のほうから報告をしましたが、その後、国と県と女性教育会館と協議は行っていないわけですから、同じ答弁になることは当然のことであります。

それからあとは、人口のことがありました。おかげさまで嵐山町は、10年前にいろいろ調査を行ったときには消滅可能性自治体の中に入っていたわけです。しかし、今年の6月に人口戦略会議のほうで発表されたときには、唯一比企郡の中においてはこの可能性自治体から脱却をしたということで、嵐山町は評価を受けていると。ほかの自治体はさらに深刻化しているということがありますので、そういった点においては、このNWE Cの問題と人口問題は全く関係ないというふうに思っております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今のは人口問題ではないです。交流人口というのがありますよね。昼間人口、昼間の人口が嵐山町は埼玉県内で、ずっとですけども、2番目に多いところなのです。嵐山町の平成27年か何かの人口動態調査にも出ていますけれども、これは嵐山町の特徴です。そのことについてNWE Cが大きく貢献していると思うのです。それについては、NWE Cがあるということがどういうふうなことかということを町長は意識されていないのではないですか。例えば嵐山

町には、今までもそうですけれども、外国の方が多くいらしていました。今回、宿泊棟がなくなることで、NWE Cの本館が残ったとしてもそういうふうな方たちは来なくなります。今年もそうだったのですけれども、松山のウオーキングでは毎年そこに海外からの方が宿泊されていました。ですけれども、今年度は非常に少なかったです。なぜかという、もう旅行機関がそういうふうなところに指定しないのです、NWE Cを。来年から使わないからという形で。交通機関というのですか、旅行会社がそういうふうなところに。来てはいるのですけれども。そして、今までシャトルバスが東松山市まで走っていましたけれども、それもなくなっている。そういうふうなことを考えていますと、私はすごく大きな問題があると思うのです。宿泊棟がなくなることで、研修棟が残ったとしても宿泊棟がなくなったら研修する人は来なくなります。研修棟がなくなるのですから当然ですね。今までは図書があったので、その図書のために長期間宿泊して研究をなさる学者の方たちも多かったのです。それも宿泊棟がなくなることで、そういった利用もなくなってきます。学生もそういうふうな形で利用していました。そういったことに関して嵐山町は、ここで7月30日に岡田恵子男女共同参画局長から、こういうふうな形で本館は残しますからそれでいいですよというふうな形で終わっていますけれども、それを承諾したので、それ以外のことは交渉しませんと言っていますけれども、これでは嵐山町は嵐山町自体の文化的な発展もここで損なうことになりますし、嵐山町に今まで来ていた学者さんたちもそういうふうな形で来なくなります。そのことに関して、私はここでとどまっていはいけないと思うのです。そのことに対して町長はこれからも県と一緒に国に交渉していくべきであると思うのです。この点についてはどう考えるか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 NWE Cの例えば位置づけ、一番最初に国と交渉をスタートしたときに、あそここの場というのは古くは畠山重忠公が菅谷館を造った、そういうようなところ、そしてまたその後は安岡先生等が農士学校を造って、そしてまたその後は県のほうの農業試験場になり、そして今女性教育会館となっている。つまりあそこは嵐山町民にとっては本当に象徴的な、もう魂のよりどころと過言ではないような大切な場所ですから、そのところはぜひご理解をいただきたいというようなところから国との交渉をスタートした。そういうことが大変大きく評価をされる中で、国も大きくかじを切っていただいたものと思っております。先ほどの昼間人口に関して話がありましたけれども、それは多少はあるかもしれませんが、しかし、嵐山町全体の大きなまちづくりの中で、それが大きくこれから影響するということは私は考えておりません。

それからあとは、図書館に関しては、これ図書館は残っていくわけですから、もちろんその図書館の使い方は違って来るかもしれませんが、それは技術的な面も含めて、リモートも含めてやっていくということは十分可能だと思います。そういう点において、今の技術を使って、そしてやっていけば実質的にはかなり遜色のないものになっていくというふうに考えております。町の発

展に関しては私は心配ないと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、すみません、全体的な形で話していきますけれども、これで例えばNWE Cとの関係ですけれども、NWE Cではこの11月25日まで女性の暴力に対する被害者の支援機関でした。そこに関して嵐山町としては何もしていないということですが、この間、研修という形で、全国の人たちに関して5回ほどNWE Cの研修があったのです。では、それに関して嵐山町の職員は派遣されているのかどうか伺います。

それから、広報では11月29、30日にNWE Cフォーラムがあったのですが、私もチェックしてみたのですが、NWE Cフォーラムさえも嵐山町の広報では出していないです。それというのは、嵐山町は男女共同参画に関してこれから国と協議機関としてやっていくというふうな形になっていますけれども、このことに関してでさえ嵐山町は男女共同参画に関して、ほかの自治体でさえもやっているようなことを嵐山町はやっていないのですよ。そういうことについてどのように考えているのか伺います。

○森 一人議長 渋谷議員に確認させていただきますが、（1）から（6）までまとめさせていただきます。よろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員） まとめていいです。

○森 一人議長 では、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、NWE Cの研修については、町の職員は参加してございません。

NWE Cフォーラムの広報につきましては、詳細はちょっと私も承知をしておりません。NWE Cさんからよく広報の掲載の依頼というのがメールを通じて届きます。それを基本的には広報の担当は掲載をしていると思っております。ですので、具体的にこのNWE Cフォーラムがどうだったかということに関しては、今の時点では私は承知しておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私29日と、30日は参加したのですが、山梨県から大型バスで2台、山形県から大型バスで3台、鴻巣市から1台、あともう一台来ていたのですが、あと北海道、沖縄それぞれ来ていらっやって、それで水戸市の方も来ていらして、水戸市の女性団というのがやっぱりバスで来ていたのですか、そんな形でずっと来ていました。今までですが、コロナ禍前私もずっと参加していたのですが、大きなバスが来ていて、そして平成楼があったときは平成楼を使って宿泊研修をしているという状況でした。嵐山町は職員の方はそういったことに参加されていないということで、NWE Cの広報依頼がなければそういったこともしないというよう

な形で男女共同参画の中核的組織としてこれから動いていくというのは幾ら何でもこれから嵐山町、嵐山町はここに図書室があるだけでいいですよというふうな感じ、本館があるだけでいいですよという形で男女共同参画を推進していくならば先駆的な取組も行えないと思うのですが、その点については町長はどのように考えていくのか。男女共同参画についての嵐山町の姿勢ですよ、これは。それについてどのように考えていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

あるだけでというようなことではなくて、例えば男女共同参画、その研修に出る出ない、これはもういつまで遡ってのことを言っているのか私はちょっと分かりませんが、実際に例えば嵐山町の役場の職員の管理者の数、これは2割を超えるような状況になっているものと認識をいたしております。そういった面においては、女性教育会館があるということで、様々なことを判断するときに我々の意識の中にやっぱり女性教育会館を抱えている町として恥ずかしくない方向性でやっていこうということはあろうかと思えます。また、それ以外の様々な委員会だとか審議会だとか、そういうことに関してもしっかりと女性の割合をこれ以上やっていきたいと思います。その委員会の中には女性がもう半数を圧倒的に超えるような委員会もあるものと認識をいたしておりますので、そういった点においては直接、間接しっかりとその認識を深める中でやっていっているというふうに認識をいたしております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 男女共同参画条例をつくるときに私はいろいろやっていたのですが、実際にその男女共同参画条例をつくるために嵐山町は、議会は特別委員会をつくりました。そして、それに対しての、男女共同参画条例をつくったわけですが、そのときまだ私自身は非常に未熟なものですから、会計、予算はどこから取ってくるかということが分からなくて、そしてそれを嵐山町、ではこのような形で嵐山町のほうでつくってくださいねというふうにお願いしたのです。そうしたら今度は、嵐山町の男女共同参画条例は、今見ても分かりますけれども、宣言文みたいなような、決議文みたいなような男女共同参画条例になりました。それは副町長の中嶋さんがよくご存じですよ。私と中嶋さんでやり取りをした覚えがありますから。そういうふうな形で、実際には嵐山町の男女共同参画条例というのは実に保守性の、保守的なものになってしまったというような形があるのです。嵐山町の男女共同参画条例というのは、実は男女共同参画というのは非常に保守的な部分がありまして、日本では先駆的な部分がある程度NWE Cの中にあっただけなのですが、そういったものが全然生かされていないというふうに思っています。先進的な部分というのは、いろいろ入れて30%にするとか、そういうふうな比率というのが目標になっていますけれども、その他の部分というのは非常に弱いですよ。それを先駆的なものにするという形で嵐山町は

ここで国との関係でやっていて、そしてそれも令和8年度からやるというのでは意味がないのではないですか。私が思うのは、特にNWE Cフォーラムに関して私見ていて、嵐山町の職員は来ていないなって思いました。このような状況の中でなぜ嵐山町の職員が、せめてNWE Cフォーラムぐらいには来て当然だろうと思っていたのですけれども、それもなく、ボランティアの方もいらっしやいましたけれども、非常に高齢になっていますからなかなか参加できないかなというふうに思っていましたけれども、それでも参加されていました。そういったような形で、NWE Cとの関係性というのは実際にはここに本館が残ったからそれでいいよというふうな形で終わっていて、そしてこの前には人権フェスティバルですよね。NWE Cの館長がやって、そして講演をいただいた。それだけで、それ以上の関係を今持とうとしていない。それが国との協議にも行かないというふうな形になっているのではないかなと思うのですが、その点についてはどのようにお考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

とにかく今、9月以降の協議は行っていないというのは、今私どもはちょうど、国は新法をつくる、議員さんがおっしゃっているように今恐らく忙しいのだと思います。今度の通常国会に提出しないと8年の発足というのが多分遅れてしまうという形になる、場合によっては1年遅れてしまうというようなこともありますので、まずそこに注視しているだろう、全力を注いでいるのだろうというふうに思っております。

NWE Cの関係につきましては、7月30日の方針でありますとおり、新法人ができた際には嵐山町と協働でということをしていろいろたっております。町のほうも新法人にいろいろ相談をさせていただいて、今遅れているということの認識は私も思っておりますので、先進的な取組というのができるように進めていきたいというふうに今考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町は一応男女共同参画条例ができていて、そして男女共同参画に関わる委員会もあったはずですよね。それが全然動いていないというふうな形で見えるのですけれども、そこに関してはどのように考えているのか。私は、特に気になっているのは、NWE Cの宿泊棟と研修棟と体育館を壊すということに関して承諾していますよね。でも、承諾してしまったからこれ以上は動かないという形になっていますけれども、それだと嵐山町にとってもマイナスですし、男女共同参画に関わるほかの人たちもマイナスですし、特に生涯学習で使っていっぱやる皆さんにとっては、県内や県外の方にとって非常にマイナスであると考えているために、ここに関しては私は嵐山町で動かないといけないと考えているのです。そこに関して、もう承諾してしまったからこれ以上のことはできないというのが9月議会の答弁でした。ですけれども、そこを何とかして、

宿泊棟を縮小してでも残す、研修棟も残す、そして体育館も残すという動きになっていかないと、国全体の男女共同参画に関わる問題というのは低調になっていくのです。これはほかのところもそうなのですけれども、国全体の状況を見ていきますと、男女共同参画センターというか、女性センター的なものはどんどん縮小されて、潰れていっています。これの象徴がNWE Cであるかなというふうに。NWE Cが縮小されていく。そして、今国が何をやるかとしているかということ、国が、全国に365女性センターがあるのですけれども、それに職員を派遣して行って、あとオンラインでやっていくという形になっています。でも、それだと国が考えているような男女共同参画センターというか、女性の地位の向上にはならないのです。特に対面でやっていくことの重要性、日常生活の重要性が男女共同参画を盛り上げていくからですけれども、そこに関して町長は一体全体、嵐山町ではなくて国全体の男女共同参画意識を上げていくために嵐山町がどのような働きかけをすればよいかというふうに考えられるか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

国の男女共同参画の事業に対して町としてどういうふうにやればそれを発展させていくことができるかということに関しては、これ嵐山町に問いかける自体がどうなのかなというふうに思います。今嵐山町は嵐山町の中で、例えば先ほど出た男女共同参画の委員会なんかもありますけれども、そういう方たちが様々な議論をしている。先ほど議員のほうから保守的でなんていう発言の仕方もありましたけれども、これ委員さんにとっては本当に耳の痛いというか、委員さん一人一人に対して失礼な発言ではないのかなというふうに私は思っております。先ほど宿泊棟だとか体育館だとか、そういったものも廃止をしていくということで合意をしたのだからこれ以上交渉すべきではない、交渉はできないのだというふうに思っているのではないかというふうに言いましたけれども、できないのではなくて、やるべきでないと私は考えていますから。もうだつてあそこのところで国と県と町でそういう方向性でやりますよと。そもそも一番最初に町として国のほうにお願いしたのは、国の機能をまずあそこのところに絶対に残していただきたいということが最優先のところでありま

す。それからあとは、議員さんの今までの議論を聞いていると、嵐山町に対してマイナスだ、嵐山町にとってやりづらくなる、嵐山町にとってマイナス、これ非常にエゴイスティックな考え方だと思います。これは嵐山と国だけ考えればそうかもしれませんが、では沖縄の人、神奈川の人、東京の人、本省、その人から見れば嵐山町さん何言っているのですかって。毎年2億円近い要するに改修費がかかっているのですよって。そういうのをあなたの町できちんと出すのだったら構わないけれども、そういうことが現実問題としてあって、そしてなおかつ機能的には落とさないようにするにはどうしたらいいかということで、国も挙げてみんなが考えていると。そういう中でのぎり

ぎりの選択になっているわけでありますから。だから、そういう点においてはしっかりと町としても取り組んでいるものと認識をいたしております。

以上です。

○森 一人議長 重ねて答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私から、先ほど議員さんよりNWE Cフォーラムの広報についてお問合せがありましたので、今広報が手元に届きましたので、お話をさせていただきます。

広報嵐山11月号におきまして、まずNWE Cだよりとして、議員さんおっしゃります女性に対する暴力をなくす運動について、NWE Cではパープルリボンにちなんだライトアップを行います、11月12日から25日までという形のお知らせと、NWE Cフォーラムについても、今回に関しましては5年ぶり対面で行いますという形を5段の紙面でも2行割いて一応掲載しておりますので、この広報の掲載があったということに関しましては間違いありませんので、お話をさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） NWE Cフォーラムですけれども、9月30日が締切りでした。11月号に出しても間に合いませんよね。私9月30日にたしか申し込んだと思います。9月30日から10月の幾日まででした。9月30日は宿泊の申込みの期限だったのですけれども、それ以降に出しても、11月1日号に出しても間に合わないのです、嵐山町の人たちは。そういうふうな関係なのですよ、今。

それと、町長に言いますけれども、私がエゴイスティックだというふうにおっしゃっていますけれども、そういうことではないですよ。嵐山町はもっと嵐山町でやっていくことに関して積極的にやらないと、今男女共同参画というのは非常に低迷しています。日本は146か国中118位でしたか、そのくらい低迷していて、そして議会に対しては失礼だというふうにおっしゃいましたよね。それはどういうことですか。私伺いますけれども、嵐山町の議会はやっこの前……委員会。委員会ですか。何の委員会ですか。

〔「男女共同」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 男女共同参画委員会はやっているかもしれないけれども、それ以上のことはやっていないではないですか。評価と、それから何かをやっていますか。その男女共同参画委員会の人たちがNWE Cフォーラムに来たり、参加したり、そういうふうなことがあったでしょうか。そして、それに関して言えば私、NWE Cの委員会の方はやっているかもしれないですけども、それ以上に嵐山町で男女共同参画に関して働きかけをしているのでしょうか、そういったことを言いたいのです。嵐山町でなぜ宿泊棟と研修棟と体育館がなくなるかという、困るかということとはほかの皆さんたちが、県外の皆さんたちも困るのです。なぜかというと、嵐山町の人たちは宿泊棟を使って宿泊しません。夏休みには子どもたちが使うくらいです。ですけれども、多くの方たちは

宿泊棟を使って研修をするのです。そして、体育館を使うのです。例えばNWE Cで中高生の理系の勉強会というのを、合宿、研修があります。それは多くの、北海道やいろんなところから子どもたちが来て、そして、たまたま大妻女子校の子どもたちも、そこに参加した人たちに聞いたのですけれども、やはりそこで高校生たちが、高校生の子が北海道やいろいろな子どもたちとラインでやり取りをする。そういうふうなやり方が、そういうふうな研修ができていく、そういうふうなことがあって、そのほかに例えばデンマーク体操というのがあるのですけれども、デンマーク体操は国の、年に2回、全国から集まって体操の交流会を20歳から70歳ぐらいの方までが来てやっているのです。そうすると、そこで体育館があつて宿泊棟があるというのは、日本の中で代々木にあるぐらいですか、そして代々木のほうは教育会館ですか、それ以外のところはないのだと思うのです。そうすると、今宿泊棟と研修棟と体育館をなくすというのはどういうことかということ、そういった女性やいろいろな方たちの宿泊する研修棟、宿泊して研修する、生涯学習を行うということがもうできなくなってくるのです。そのことを考えると、私自身は昼間人口が少なくなるということは嵐山町にとっても大きな問題だと思うのですけれども、そういったことがなくなること自体に、全体的なことを考えて私は、もう嵐山町にしか今国と交渉する場所がないのですよ。そのところでそういったものを交渉しないというのは問題ではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから最初にお答えをさせていただきます。

先ほどから渋谷議員さん多角的な面でご質問いただいております。根本的なところを申し上げさせていただきますと、まず町長が先ほどお答えをさせていただきましたように、国の最初の方針というのはあくまでも撤去、移転、これを前提でございました。その後の経過につきましては、町長がお答えをさせていただいたとおりでございます。先ほどから議員さんが引用していただいております7月30日付の内閣府からの文書、この中にはこのように記載されております。改めて嵐山町に本館を残すと、このことにつきましては、全国の男女共同参画センターを人材育成、情報の収集、発信、調査研究等の面から強力に支援できるよう、デジタル化の進展も踏まえ、以下の方針に基づいて整備を進めると。この中で、さらに新法人の主たる事務所は引き続き現在のNWE Cの所在地、嵐山町に存置し、地域と協働して男女共同参画に関する課題を解決するノウハウを蓄積、発信するとともに、男女共同参画に関する貴重な資料を集積する知の拠点として積極的に活用する。そして、それを行うために、上記のような場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するために、新法人に必要な機能を本館に集約することとし、老朽化した宿泊棟、研修棟、体育施設等の施設については令和12年度までをめどに撤去すべく、新法人設立後、速やかに関連工事に着手することを目指す。これが7月30日付の国の方針でございます。これについて嵐山町がこれに異議を唱えるとか、

あるいは嵐山町が同意したとか、そういったことではなくて、こういった方針に基づいて今現在NWE Cの今後の計画が立てられているということでございます。これについて町といたしましては承諾する云々ではなく、これはあくまでも国の方針として行っていく事業でございますので、町も協力をすべきところは協力し、また今後NWE Cが町との協働の中でさらに機能強化を行う、そのために町に協力を得られれば、当然のことながら町としては積極的に国との協働の下に男女共同参画を進めていくと、このような考えでいるということでご理解いただければというふうに思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） NWE Cには、10条の1項というのと10条の2項という事業があります。10条の1項というのは、男女共同参画に関わる事業です。10条の2項というのは、そのほかに空いている時間帯に様々な団体に宿泊や研修棟を貸していくという形なのです。その10条の2項というのはとても大きな力を持っていて、それを私は言っているのですけれども、この10条の2項というのを今の状況では全部なくしてしまうという形になってくるのです。この10条の2項というのが、ところが生涯学習、日常生活の問題で、男女共同参画というのは日常生活の問題です。国の言う男女共同参画というのは、経済的なものとか、それから政治的な、社会的な地位というふうな形のものを研修していくというふうな形で、それから情報もいろいろなほうの統計事業をつくっていく、それとそれの国際的なものをやっていく、そういうふうな形のものが10条の1項なのです、独立行政法人法の中で。そこの部分だけはNWE Cの本館に残すという形なのですけれども、ところが実際に果たしてきたものというのは、国にとってはその10条の1項というのはとても重要なのですけれども、市民、いわゆるシチズンの市民ですね、シチズンの市民にとってはそこの10条の2項というのはとても重要なのです。その10条の2項というのがあるからこそ嵐山町にはいろんな人が集まってきていて、そして嵐山町で宿泊研修をしたり、それからヒッポというのかな、そういうふうな形、ヒポクラテスといったかな、いろんな各国の子どもたちが来て、そこで夏休みに研修をしている、そういうふうな事業を発展してきていました。そこの部分が嵐山町ではなくなってくるのです。そこの部分がとても大切で、そこの部分に対しても宿泊棟を残して、研修棟を残して、体育館を残してくださいということで、その新たないわゆる住民の部分が非常に重要なので。嵐山町というのは地方自治体です。国とは違います。地方自治体の役目というのは、一番住民と近いところの行政なのです。そこの部分を持っているのが嵐山町です。それが今国と交渉できる団体、自治体というのは唯一嵐山町しかないのです。だから、国に協力するのであるということと同時に、ほかの地域の住民にも協力する、そうした体制がないと私は男女共同参画というのは進まないと思うのです。女性の地位向上にも進まない。そこの部分を大きくするために、私は嵐山町はこの部分は交渉していかないといけないと思うのです。特に男女共同参画センターというのがあって、そして保育室があって調理室があるというのは、私は非常に重要なことだと思うのです。それをなくして会議室や倉庫にする、そんなことあり得ないと思うのです。実技棟というのは、見えていますと音楽

室も美術室も体育館もよく使われています。研修棟以外にもたくさんの方たちが使われています。その部分をなくしていくというのは、私はもう国にとっても、それから嵐山町以外の町民、住民にとってもとてもマイナスであると考えます。その部分を言っているのであって、その部分を新たに加味してくださいというふうな形でもいいと思うのです。宿泊棟は、今277人の宿泊施設です。A棟とB棟とC棟とあります。それを全部なくす必要はなくて、A棟だけをなくして、B棟とC棟は残して別の形、例えば今若い女性のプロジェクトというのですか、若草プロジェクトというか、妊娠した若い女性たちをどういうふうにして社会に育てていくか、出していくかというふうな形のプロジェクトがあると思うのですけれども、支援していくか、そういった形のものにつくっていくとか、いろんなやり方があるので、そのところを抜かして今宿泊棟と研修棟と体育館を更地にしてしまう、更地にしてしまうというのは県にとってはありがたいことです。だって、自分たちにとってはお金を使わないことです。そうですね。でも、そうではなくて、実際にあるものを、老朽化しているといっても令和3年3月までの長期計画を見ますと、そこから10年、20年の個別施設計画はできていたのです。なぜこんなふうな形で突然譲渡だ、それから移転だというふうな形になっていったか。私はその経過が情報公開請求しても分かりませんが、不明なので分からないのですけれども、その部分は私は、嵐山町はほかの自治体の、ほかに交渉できる自治体がないのですから、その部分については交渉すべきであると考えますが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 渋谷議員さんがおっしゃっていることは本当にそのとおりだなというふうに思います。交渉するということを除いてです。今渋谷議員さんがおっしゃったとおりでございまして、国がなぜあの女性教育会館を造ったか。それは、今議員さんがおっしゃったような男女共同参画に対する目的、そして宿泊棟を造り、講堂を造り、研修室を造り、そういったものもその当初の国が男女共同参画を進めていく上で大切な、重要な部分をあそこに集約して造ったのだというふうに思っております。そして、我が嵐山町につきましては、十分町に対しましてもそういった施設の利用、そういったもので非常に便宜を図っていただいて今までやってこられた。その点では、町としてもあの女性教育会館があそこにあることによって大きな恩恵を受けていると、そのように考えております。しかしながら、ここでそういった利点、宿泊棟の利点、研修棟の利点、それから先ほど渋谷議員さんおっしゃったように、国は町のために造った施設ではなくて、国の男女共同参画を進めるために造った施設であります。それをここで方向転換をし、移転をし、廃止をするという判断に至ったということは、そういった利点を考え、そしてデメリットである維持管理等の修繕費等も考えたと思います。様々な点を考慮して、NWE Cにつきましては当初は移転をするという考え方に至ったのだというふうに考えております。この辺につきましては、町の意向というものではなくて、国が男女共同参画を進めることをやめたわけではございません。さらに推進をしていくという下に

そういった判断をされた。当然のことながら、国としてもこの施設を縮小することについてはそういったデメリットがあるということも承知の上でさらにそれを進めたというふうに考えております。その点に関しまして、確かに当町では今まで大変いろんな部分で女性教育会館があることによっての利点を共有してまいりました。それが国の判断によって縮小される、そして町に対してのあの意味ではそういったデメリットが生じるということでございますけれども、これは国の方針で、男女共同参画についての後退だというふうには私どもは捉えておりません。ぜひ国においてはさらに男女共同参画については推進、進めていただくと、そして町としてもそれと協働の下にできる限りそれを進めていくと、このような考え方でおります。

○森 一人議長 重ねて、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

先ほど、確認ですが、NWE Cフォーラムの広報につきましては、NWE Cさんからメールで原稿をいただいております。そこに11月号の広報に掲載してくださいということで、参加希望の方はNWE Cホームページから事前予約が必要ですよという形で書いてありますから、多分町民向けには間に合うという前提で11月1日号に事前に予約をしてくださいというふうに一文が入っておりますので、宿泊と多分町民向けでは文言が違ったのかなというふうに思いますので、お話をさせていただきます。

あと、これはちょっと僭越なのですが、議員さん先ほど独立女性教育会館法10条っておっしゃいましたが、11条の1項と11条の2項が目的外と目的内になりますので、一応お話をさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、国が嵐山町からNWE Cを移転させないで本館だけを存続させるということは、私は国にとっては非常にマイナスであると考えています。特に宿泊の研修がなくなるということは、各地にあるホテルや何かを使うということなのですから、各地のホテルというのは決して安くはないです。1万円以上かかります。それで、今回もそうですけれども、山形県からバスで3台来る、それから山梨県からバスで2台来る、そういった形で今までも利用されてきていて、私が一番覚えているのはバス20台ぐらい来ていたときもあると思うのです。それは、男女共同参画に関わる国の地方への地方交付税、そういった形のものが入っていたから、自治体がそこに人を派遣できるわけですね。それがなくなっているということが今の現状になってきていて、そして老朽化に関して言いましても、年間2億、3億と言いますけれども、年間2億、3億円というのは決して国にとって大きな額ではありません。その部分を嵐山町と同じような感覚で考えてきたら違ってきます。国が持っている予算と嵐山町の予算、全然違いますよね。そこで、男女共同参画に関わる経費をどの程度使うか。それをハード面をやめてソフト面に回すから、国の持

っている研修棟と、それから宿泊棟と体育館を壊して、そしてそれをソフト面に向けるというのは本末転倒であると考えます。嵐山町はその部分を言えないとしても、私は承諾したからというふうな形ではなくて、研修棟と体育館と宿泊棟は残すという動きを嵐山町からやっていかないと、ほかの自治体からはできないことですので、この点を強く申し上げますけれども、その点について私は再度考え直すべきであると考えますけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 私のほうからお答えさせていただきます。

渋谷議員の主張している内容は私もよく理解できます。そういう考え方の人もおるでしょうと。しかし、国のほうから見ればこういうメリットもある、デメリットもある。こっちへ行けばこういうメリットもある、デメリットもある。そういうことの中で、ああ、嵐山に関してはこういうふうにしたほうがメリットのほうが大きいだろう。当然そういうデメリットもあるかもしれないけれども、メリットがもっと大きいから、こういう判断をしたのだと思います。だから、そういう点においては国のそれは判断ですから、こういうふうになくなってしまえば使えない人が出てしまうのではないですか、こういうふうにやればもっと少なくなってしまうのではないですか、国のほうだって当然そういうふうを考えるでしょう。でも、少なくなったとしても、これからの時代を考えればこっちにかじを切るべきだという判断の中でこういう議論がされているというふうに思っています。

それからあとは、国会議員の中だって、あの女性教育会館はもう役割を終えているだろう、廃止しろって、そういうところまで踏み込んだ発言をされた方だっていました。私すぐ文句を言いましたけれども、そういう考え方の方だっています。それからあとは、さっき2億、3億の修繕費、そんなの国の予算から見れば大したことないだろうという発言もありましたけれども、しかし同じ話であっても対外的な人からいけば、ふざけるのではないよ、私たちの税金ではないかって、嵐山町のためにそんなにかけることはないという、そういう考え方の方もいるということ。現にそういう意見も国のほうにも届いているということ。ということは、ここのところのかじの切り方、ブレーキの押し方、踏み方、アクセルの踏み方を間違えれば、今度は世論が全国的に嵐山町はその総攻撃を受ける可能性だって十分あるわけです。そういうものをしっかりと総合的に考える中で一つ一つのことを丁寧に進めていく。本当に微妙なところなのです。だから、渋谷議員が言われていること、私もよく分かります。よく分かるけれども、そういうふうなことはぜひ国会議員さんを通して、直接もう言えるわけですから。国の判断になるわけですから。私はここのところやるべきではなくて、国会議員を通して国のほうにどんどんやっていく。これは、もうどこの市町村だってできるわけでありますから。だから、そういった方向性。

あと、もう一つ、今言ったようにそういう角度だけで考える方ではないということ。こっち側か

らもこっち側からも考えている人がいるということ。そういうことを総合的に判断をしなければ物事が正しい方向性には行かないというふうに考える中で、今は嵐山町としてはこのようなスタンスを取らせていただきます。

それから、あとは、様々な形で嵐山町のほうにもNWE Cのほうを開放してもらっていますけれども、ではあそこのところが万が一使えなくなったときに嵐山町はどうだろうということで、もう既に検証は終わっています。こういうふうになった場合にはこう、こういうふうになった場合にはこう、嵐山町の行事、様々なことに関してはそういう形で代替案を出せば十分に嵐山町の中で可能だという判断もうちのほうはできておりますので、お伝えさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 9月議会から一步も進んでいないですよ、町長の考え方というのは。

ですから、嵐山町以外の方たちがどのように利用しているかということも考えないし、子どもたちがどのように利用しているかということも考えないし、嵐山町だけが取りあえずNWE Cの今の施設を使えばいい、それ以上のことに関して、それ以上やると嵐山町はほかのところから攻撃を受けるだろうから、それはやらないでいこうと、そういうふうな形ですよ。ですけれども、男性だからそういうふうに言うわけであって、男女共同参画という視点から見るとその点は全然違ってくると思うのです。対面で授業をする、それからオンラインで授業をする。オンラインでやることはあそこでもできますけれども、宿泊棟があっても体育館があっても研修棟があってもできるわけです。その問題なのです。そして、杉田水脈氏の話をしましたけれども、あの方は皆さんからヘイトスピーチをする議員という形で今回国会には出されなかったではないですか。そういうふうな方がやっていたことなのです。それを今嵐山町がその問題を、あの方が言う10日間ぐらい前から嵐山町の譲渡や移転の話が急に出てきたわけで。おかしい状況になっていて今の状況があって、おかしい形から突発的に譲渡やそういうふうな話が始まってきていて、それに対して承諾していいのかという問題ですよ。ですけれども、もうこれは私は言っても仕方がないと思うのですけれども、ぜひとも研修棟と宿泊棟と体育館は縮小しても、体育館は縮小できないのですけれども、研修棟、宿泊棟は縮小しても残すという形を持っていかないと男女共同参画を推進していく上で非常にマイナスになっていく。その部分が見えているか見えていないかは、住民、草の根のシチズンの立場であるか、国の立場であるかということの違いです。その部分は分かっていたかと思うのですが、町長はシチズンの立場に立ってNWE Cということ考えたことがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

当然それが基本にあるからこそ、嵐山町にとってはあの場所はこのように大切なところなのです、だから国の機関はぜひ残していただきたいというところから発想しているわけですから、当然市民

感覚がなければ、市民としての重きを置いていなければそういうところからスタートはいたしません。その時点が一番国のほうも評価をしてそういう結果になった。それからあと、先ほど私が男性だからこうなのだと。もうそういう発言こそ私は男女共同参画社会の中ではどうなのかなと。それは偏見ではないのかなというふうに私は逆に思いますけれども。

それからあとは、先ほど町長はこうなのですねって、全然進展ないではないですか、進展があるわけないではないですか。だって、交渉は、協議はしていないのですから、あのときのまんまですっと来るのは当たり前。では、その中でこういうふうにしたら、ああいうふうにしたら、それをするによって得られるメリットと、それからそれをやることによって失う信用、デメリットは、私は圧倒的にこちらのほうが大きいという判断から、嵐山町としてやはりそれはできませんということで、あえてやらないということです。

以上。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） もううちが明かないのですけれども、私は嵐山町には宿泊棟と研修棟と体育館が必要であるという形でこれからも交渉していきますけれども、町長はそういうふうな形で、嵐山町はそういうふうな形で今の何か月間かの、2か月間か、3か月間の間も全く交渉していないのですよね。だから、交渉はできなかった、やらなかったということで終わって、そのまま続いていくという形ですね。

次に行きます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の大項目2番からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 高齢者の一人暮らしについてです。

（1）として、男性と女性の高齢者の独り暮らしの人数把握を伺います。

（2）として、65歳以上の方がいる世帯の課題として、女性の単身高齢者の2人に1人が貧困であるといえます。具体的な把握をしているかどうか伺います。

（3）として、高齢女性の場合は仕事をして収入を増やすのは難しい。どのような支援が考えられるか伺います。

（4）として、川島地区で買物支援が始まると聞いています。具体的な課題は何か伺います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから質問事項２の（１）につきましてお答えいたします。

高齢者の独り暮らしの人数につきましては、嵐山町民生委員・児童委員協議会との連携により、毎年社会調査を行い、把握しております。令和６年度は、65歳以上の男性が306人、女性が467人、合計773人が独り暮らしとなっております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

福祉課においては、世帯の所得状況に関して年齢や性別で条件分けした把握は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（３）、（４）について、簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 質問事項２の（３）につきましてお答えいたします。

高齢者への就業支援は嵐山町シルバー人材センターで行っていますので、働きたいという相談があった場合はシルバー人材センターを紹介しています。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。

この買物支援事業は、越畑地区、川島地区の高齢者を対象に、11月に２回、12月に２回の計４回を試行的に行うものです。なお、具体的な課題につきましては、実施後に洗い出しを行い、今後この事業ができるかどうかを含めて検討したいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 65歳以上の方の単身高齢者の具体的な貧困の人数というのは把握できないということですね。そうしますと、どの程度の方が貧困状況に陥っているかというのは、生活保護世帯が、女性で独り暮らしの生活保護世帯の方がいらっしゃるかどうかまず伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 生活保護世帯に関しましては、実施機関は県の福祉事務所になりますので、人数ということは把握をしていません。高齢者世帯ということで今手元に数はないのですが、今年の４月１日、毎年４月１日時点で高齢者世帯という形での把握はしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

そうすると、就業に関してはシルバー人材センターという形ですけども、高齢者で、65歳以上の女性でシルバー人材センターで就労している方というのはどのぐらいいらっしゃるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

女性の登録が52名で、そのうち44名が実際にお仕事をされています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 44名の方というのは、元気な方という形ですよ。そうでないとお仕事できないので。そうすると、それ以外の方の貧困の方というのは把握できないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 長寿生きがい課としても貧困の状況は把握しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 4番目に行きますけれども、11月と12月に2回ずつという形でなさっていると、越畑と川島でやるということで、課題はこれからということですので、まだその報告というふうな形のものは、11月はもう2回過ぎたわけですが、来ていないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 私も実際、11月のお試しを2回参加させていただいたのですが、1回目が11月20日に10名、2回目が27日に13名の方に参加をいただきました。結論を申し上げますと大変好評ではございましたが、なかなか実際にやっている場では聞き取りもできませんので、4回全て終わりましたら社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、こちらの方がお宅を訪問させていただいて、細かい聞き取りをさせていただきたいと思っております。あわせて、運営サイドのほうでも反省点というか、その辺のことを会議の場で共有したいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 高齢者の女性の貧困というのはまだ全然把握できていなくて、やっとな国でも状況把握ということなので、嵐山町ではまだ進んでいないというふうに考えて、次にまた質問させていただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 公共交通空白地域の捉え方についてです。

私、立地適正化計画を読んで、ちょっと面白い取組だなと思って見たので、それについて考えた

ことを質問させていただきます。

立地適正化計画では、町の公共交通空白地域は、1番目として古里馬内区域、2か所目として吉田、越畑、勝田、太郎丸、杉山、広野地区の1区域、3か所目として遠山、千手堂、鎌形の1区域として捉えています。現在の政策は高齢者のタクシー券配布ですが、タクシー会社によるデマンドタクシーには運転手の高齢化の課題があって、継続性が難しいと考えます。地域公共交通計画を立案するということですが、現状の課題の把握を伺います。

2番目として、国土交通省の公有民営方式車両購入補助等の活用を考え、早い段階で地域公共交通会議を立ち上げることが必要であると考えますが、中型バスで地域全体を回するには長時間がかかります。10人乗りの程度のワゴン車を5台以上展開して、これはときがわ町でやっていたことなのですが、初期費用の2分の1の補助の申請を行うべきではないか、その考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問事項３の（１）につきましてお答えいたします。

策定中の嵐山町立地適正化計画（素案）では、公共交通空白地域を鉄道駅から１キロメートル圏外、バス停留所から300メートル圏外とし、北部、西部に大きく広がっていると捉えています。本町の特徴及び課題として、武蔵嵐山駅１キロメートル圏内に人口が集積していることもあり、夜間人口の７割弱をカバーできていますが、居住面積で見ると８割弱が公共交通空白地となります。また、過去の経験からも、本町は南北に細長く、集落が分散していることから、循環バス形式は適さないとも指摘しています。

続きまして、質問事項３の（２）につきましてお答えいたします。

９月議会にてお答えしましたとおり、地域公共交通会議を立ち上げる前に、本町に合った公共交通の方向性を示したいと存じます。方向性を検討する中で、国の財政支援も考慮いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目になりますけれども、方向性を検討する中でという形で、具体的にどのような形で方向性が検討されているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

昨年度から始めたのですが、関係する課、副町長を座長という形で置きまして、あと関係する課、財政をつかさどる総務課、公共交通の担当の地域支援課、今現在タクシー券をメインで行っています長寿生きがい課と福祉課、健康いきいき課、こちらのほうで集まって、公共交通どういう形で持

っていくのがふさわしいのかということで検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 公共交通を考えるに当たって、教育委員会が入っていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

教育委員会は入ってございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、今でも、これはちょっと違う形になりますけれども、学校サイドの問題と、それから地域公共交通とは全く別物として嵐山町は考えているというふうに認識してよろしいのでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

たしか学校再編の計画の中でスクールバスを空き時間に町民の用に供することを望みますという形で、かなり強いご要望がございました。そちらのほうをどこまで検討するかという形で、教育委員会も今スクールバスのほうのいろいろな動いたりしています。まだ決まるまで時間がかかりますので、スクールバスを公共交通にもう入れる前提で話を進めてしまうのではなくて、スクールバスというのは近隣を見てもなかなか空き時間を使っているのも、空き時間を使えているところが逆になかなか難しいのが現状ですので、スクールバスというのは結果論という形で捉えて今は進めております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 4番目です。自転車のまちづくりについてです。

立地適正化計画では、交通手段分担率は自動車が72.6%、そしてちょっと書き方が悪かったのですが、市街化区域に住む人は66%です。駅を中心にして800メートルの範囲内に町の7割近くの人が生活をしている現状です。商業施設としての徒歩利用圏内は4か所で、これ難しいなと思っているのですが、1つ目は古里地区のローソンの地域が商業区域、そして2つ目が越畑のセブンイ

レブンのところが徒歩の商業区域、そして3つ目が市街化区域、4つ目が鎌形のあさひ屋さんを中心とする区域になっています。これで、その4か所で人口の80%をカバーしているという形になっています。それで、嵐山町全体の自転車の利用率は5.7%です。自転車での買物は荷物を運べて、0.5から5キロメートルの範囲内の移動で利便性が高いわけです。現状では、自転車移動のまちづくりというのは立地適正化計画でも構想されていなくて、今回は私も一般質問で初めてなのですが、将来的にさらなる人口減少が続くわけで、空き家率も令和4年が6.22%からかなり増加する予定と思うのです。2040年の高齢化人口は43.2%の予測ですから、今の公共交通のほかにも手軽に移動できる自転車交通のまちづくりを加えたほうがよいなと考えています。高齢者の健康増進と二酸化炭素の削減も考えたまちづくりに自転車というのは寄与するわけですから、そういったまちづくりに転換したほうがよいかなと思っています。駅、公共施設、各集会所、民間の商業施設の駐輪場を整備して、駐輪場からほかの移動交通機関への接続に利便性を持たせた安全な自転車道も造ることも含めたまちづくりがこれからは必要であると考えてるので、質問いたします。

まず、一番最初として、自転車のまちづくりについての方向性を伺います。

2番目として、これは昨日も言われたことなのですが、駅がなかなか難しいようです。駅、公共施設（交流センター、図書館、B&Gなど）の駐輪場の整備状況を伺います。これ私は本当に公共施設の駐輪場を使っていて非常に使いにくいなというふうな感想があります。

そして、3番目として、民間商業施設の駐輪場の整備状況の把握を伺います。これも自転車を使っていると使いにくいなというふうな思いがあります。

それから、4番目として、駅までの4か所の商業施設、今の古里のローソン、それから越畑のセブンイレブン、それから市街化区域、それとあさひ屋までの主要な道路についての自転車専用レーンの整備についての課題を伺います。実際に今動いているのを見ると、シニアカーでもこういうふうなところを動かれていらっしゃる方もいます。シニアカーは、自転車レーンは使わないのですけれども。実際にそういったことも考えたまちづくりが必要かなと思いますので、伺います。

その次に、5番目として、ウォーキングマップのほか、自転車マップの作成について伺います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）、（4）、（5）について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目（1）につきましてお答えさせていただきます。

現在、ご指摘のとおり、町では自転車によるまちづくりを推進する取組は行っており、交通安全対策を主にできる範囲で実施しております。立地適正化計画におきましては、国が目安としている徒歩圏800メートルでの施設等を配置の確認をしており、結果はご存じのとおりであると思います。今後も各担当課におきまして自転車活用の有効性を評価しつつ、安全に利用できいただくよう啓発活動を行っていきたいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅東口には2か所の町営の無料駐輪場があり、325台が収納可能となっております。武蔵嵐山駅西口には、現在把握している範囲では民間の有料駐輪場が2か所あると思われます。

続きまして、(4)につきましてお答えさせていただきます。

現在、嵐山町内に自転車専用レーンはございません。他の市町村では、現状の道路敷地内におきまして車道を自転車専用レーンに整備している事例があるようでございます。町から商業地へ向かう道路の道路形態を鑑みますと、町道におきましてはそのように整備可能な道路はないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、(5)につきましてお答えさせていただきます。

嵐山町のウオーキングマップは、近年では健康いきいき課で令和元年に作成され、嵐山町観光協会でも「観光ボランティアガイドおすすめモデルコース」などを発行しているところでございます。サイクリングマップは、直近では地域支援課と企業支援課にて参加している比企地域元気アップ実行委員会におきまして、平成27年度に「比企地域サイクリングマップ」を作成いたしました。埼玉県では、ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想を行っておりまして、平成22年度には「自転車みどころスポットを巡るルート100」を決定し、コバトンの案内板が設置されたところでございます。このように、サイクリングマップは広域的な取組で対応して行っております。今後も広域的な取組の中で作成していくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 質問事項4の(2)、公共施設(交流センター、図書館、B&G等)につきましてお答えいたします。

生涯学習課が所管する公共施設のうち屋根つきの駐輪場を整備しているのは、ふれあい交流センター及び図書館1階の2か所で、駐車台数はそれぞれ10台前後です。また、図書館につきましては、2階に7台分の屋根のない駐輪場を整備しております。北部交流センター、南部交流センターにつきましては、特に整備しておりません。B&G海洋センターにつきましては、駐輪スペースを設けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 最後に、小項目(3)について、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問事項4の(3)につきましてお答えいたします。

民間商業施設の駐輪場の整備状況の把握ですが、大規模小売店舗立地法が施行された平成12年6月1日以降に設置をされました店舗面積1,000平方メートルを超える小売店舗につきましては、原則、店舗面積約35平方メートル当たり1台の駐輪場を設けているものと承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 自転車のまちづくりの方向性なのですけれども、一応今は安全という形でやっているということですが、私はこれからの高齢化社会という、超高齢化社会になるときに、やはりどうしても自動車の免許を返納した後にどうするかということを考えると、自転車とかシニアカーに皆さん移っていくのかなというふうに思うのです。そのときにどのような形で町をつくっていくかというのはとても重要であると考えてあえて質問していますし、この間、コロナ禍以降、都内というか、都心部では自転車通勤とか通学が非常に多くなってきています。そうすると、それも加味したまちづくりというのをつくっていかないとこれからやっていけないのではないかなと思っているのです。私の友人たちも、そろそろ免許の返納を考えると、まず免許を返納してから自転車ではちょっと危険ではないかという話をしておりまして、そのときに自転車が使えることが一応メリットだと思うのです。もう物すごい雨でなければ使えると思うのですけれども、その点について自転車のまちづくりという方向性をあえて、今まで嵐山町では総合振興計画でも考えていないのですけれども、そういった点についての考え方を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

先ほど申しましたとおり、嵐山町ではこれまで自転車、総合的なまちづくりではなくて、やっぱり安全対策を主にしておりました。近年ではヘルメットだったり、直近では自転車に乗りながらスマホの道路改正法があったとおり、そういう安全面を主に啓発活動をすると考えているところでございます。渋谷さんもおっしゃるとおり、近年自転車を活用するという方が多くなりまして、特に都会では駐車場の高騰もあって自転車で活用して通勤、通学したり、子どもの送迎もやっているようでございます。特にさいたま市なんかでは、埼玉県の中ではさいたま市が特に進んでいるかなと思ひまして、大変多くの道を自転車のレーンを造ったり、自転車のレーンがなくても自転車通行帯を整備してやっていくという事例があるところでございます。翻って、嵐山町を見ますと、さいたま市とは違ってやっぱり山もあり、丘陵地帯の一端でございますので、山があったり、そういうこともあるので、なかなかそれを高齢者の方に向けて発信していくのは難しいかなと考えております。平たんであれば高齢者の方は危ないかなと思うのですけれども、山側の川の丘陵地、特に北部とかについては谷津も多くて、そういうところで高齢者の方が自転車というのも、特に町が推進するというのはなかなかちょっと厳しいかなと考えているところでございます。やっぱり交通安全対策、特にヘルメットをまずはつけていただきたい、やっぱり安全に通行していただきたいというのを第一に考えて広報、啓発活動等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 安全にというのは、道路の安全性ということも考えなくてははいけなくてすよね。その点について、道路の安全は実は安全ではないのをよく分かっていて、非常に安全でないというのを考えているのですけれども、自転車に対しての道路の安全性というのを考えたときに、歩道以外にどのような考え方があるか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路につきましては、様々に安全対策について要望がございます。やっぱり一番は歩道がないというのが一番の問題でして、歩く方が安全に確保される空間が何らか嵐山町でも少ないということで、県道については県のほうでお願いして、今志賀地区等では整備を行っているところでございます。市街地でも菅谷地区でやっと多くの要望を受けたところが歩道ができたという状況でございますので、第一候補としての優先としては歩道の整備というのが町としては一番なのかなと考えております。もちろん自転車についても考えないということではございませんが、第一の優先順位としては歩道空間の整備、通学路を中心にやっていきたいと考えております。もしそういうところがあれば、自転車の通行についても支障がある場合については、箇所、箇所を見て安全に対応できるような対策を行っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 中学生未満、それから70歳以上は歩道を通行してもいいわけですから、自転車で。ですから、逆に言えば歩道をしっかり整備するということは必要だと思うのですけれども、歩道が狭い部分多いですね。そこについてはどのような要望等が出ているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

基本的に自転車は車道を走るというのが道路交通法の考え方でございます。自転車も車道ですよというのが警察の考え方でございますので、それは従っていく必要がある。歩道については、歩車道、自転車も走れるという標示があれば歩道の状態を見て通行していいというのが今の道路法の考え方でございますので、やっぱりそれを守っていただくようになると思います。一番は、第一に、また何回も言うとおりの、安全にするにはヘルメットをかぶっていただいて通行していただく。今現在考えているのが、やはり路側帯が狭いところもあるので、そういうのが新たに路側帯を引くときには、外側線を引くときにはちょっと余裕を持って引けるところは引いていこうと考えているところでございまして、そういうところから順次対応させていただきたいと。一番いいのは、矢羽根を

つけて、自転車を通ることを車に知らせて、車の方がここは自転車もよく通る、場所は確保できていますよというのがあるのですけれども、矢羽根も相当費用がかかるものでございますので、今現在、町では応急的な修繕等しか予算がございませんので、基本的には路側帯を広げて、なるべく自転車の活用を確保できるような対策も行っていきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 公共施設の駐輪場ですけれども、これに関しては一応整備はできているわけなのですが、これを何かもう少し使いやすくするという方向性はあってもいいのかなと思うのですが、その点についての、非常に入れにくいですよ、駐輪場が。いろんなところで。図書館もそうですし、それからふれあい交流センターもぐるっと回って、そして夜は外灯がついていなかったりするものですから、そういったことの問題点というのは指摘されないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

今のところ、私が就任してからといいますか、そういった要望はいただいていませんが、駐輪場のふれあい交流センターのライトの関係については、暗いということで要望ありましたので、電球を交換した記憶はあるのですけれども、さらに暗いということであればまた、感知式のもの等を今設置していますので、そういったところで対応したいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 民間の大型施設の駐輪場なのですけれども、これも自動車優先なので、そうすると自動車優先で来るとやっぱり、自転車で買物するというのは非常に便利なので、自転車のほうが買物回数が多くなるのだそうです、自動車よりも。実際には自転車のほうがたくさん買ってくださいの方が多いというふうな統計が出ているのです。そうすると、自転車を利用されるような形の駐輪場のつくり方というのが、指導とかいうのがあってもいいかなと思うのですが、今現在嵐山町は自転車のまちづくりという考え方がないので、そういった部分がないのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、自転車を使ったまちづくりの方向性というのが全体として今ない中で話にはなるのですけれども、町として大規模小売店舗立地法という法律がございまして、この法律の中では店舗面積35平米について1台当たりの駐輪場を求めるというルールがございまして、

各出店者、立地されている商業施設、大型のものです、遵守して整備をしていただいているようです。ただ、冒頭申し上げました町として全体的な取組というものがない中では、それ以上、大規模小売店舗立地法を超える要望を町から商業施設の方に求めるということにつきましては、現時点ではそういう考えはございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次いきます。

ウオーキングマップなのですけれども、広域でやるということですが、以前、総務経済委員会ですか、若者会議をやったときに、若い人たちが自転車のツアーを組んでいて、そして自転車マップを作ったほうがいいのではないかとのご要望もあったのですが、そういった自転車愛好会の方たちがいると思うのですが、そういった方を通して嵐山町の自転車マップというのを作ることはできないのでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

自転車マップにつきましては、先ほども申しましたとおり、県でも作っておりますし、以前は比企でも作っています。ちょうど今比企のほうはホームページとか見れないのですが、比企では自転車マップも作って、かつウェブ版として公開した時期もあるようでございます。自転車マップを作る場合は、嵐山町町内だけにとどまらず、やっぱり他の市町村とも連携してやったほうがいいというのが大方の考え方だと思います。ただ、今ウオーキングマップがございまして、自転車を活用する方はこのウオーキングマップを活用して自転車のウオーキングコースを考えていると。特に北部地域のウオーキングコースはかなり距離が長くて、これを歩くのかということとまたかなりの重労働でございますので、そういうのを活用しながらサイクリングにも活用できるかなと考えておりますので、使用できる方はウオーキングマップも活用して、そういう見どころを見ていただくようになっているかなと考えておりますので、もしそういう要望があればウオーキングマップを見ていただきたいという話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 自転車のまちづくりという方向性は今ないので、町長に伺いますが、自転車のまちづくりという視点もあってもいいかと思うのですが、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

理想論としてはあっていいかなと思います。そういうことが実現できれば。ただ、実現するのは非常に難しいという現実があるかなと思います。それからあとは、先ほど免許返納者の高齢者の話があって、それで自転車へと。なかなか免許を返納されるような、あるいはせざるを得ないような方が自転車のほうに移行するというのも現実的にはどれぐらいの割合でいるのかなと。そういうことも含めると、現実的には非常に難しいかなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） いや、なかなか否定的なご意見で。

では、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） マイナ保険証について伺います。

（１）として、マイナンバーカードの保有率、伺います。

（２）として、マイナ保険証の登録率と利用率。

（３）として、マイナ保険証の解除手続の周知及び解除手続をされた方の人数を伺います。

（４）として、町民への資格確認書発行手続の周知について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 それでは、質問事項５の（１）につきましてお答えいたします。

嵐山町のマイナンバーカード保有率につきましては、11月３日現在で交付枚数１万4,400枚、保有率は82.2%になります。

続きまして、質問事項５の（２）についてお答えいたします。

国からの令和６年10月分の報告で申し上げますと、マイナ保険証登録率は、国民健康保険が60.4%、後期高齢者医療保険が58.7%になります。利用率につきましては、国民健康保険が21.7%、後期高齢者医療保険が15.2%になります。

続きまして、質問事項５の（３）につきましてお答えいたします。

マイナ保険証の解除手続の周知につきましては、広報、ホームページ等を利用し行ってまいりたいと考えております。また、現在、解除手続をされた方は国民健康保険で３名になります。

続きまして、質問事項５の（４）についてお答えいたします。

９月議会においても説明をさせていただきましたが、10月の広報とホームページにおいて周知をしておりますが、後期高齢者医療保険につきましては、内容の変更が県からありましたので、11月号広報においても周知をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 発言残り時間5分を切りました。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 12月2日ですから、昨日から実際には紙の保険証が使えるなくなるという状況になっていますけれども、使えなくなるではなくて発行できないですか、それについての何か町への問合せというのがあるかどうか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 お答えいたします。

担当のほうに何件か電話でお問合せは来ております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） どの程度の問合せになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田町民課長。

○賛田秀男町民課長 お答えいたします。

ちょっと件数を数えていないのですが、10件以内という感じです。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○森 一人議長 本日2番目の一般質問は、議席番号8番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の学校橋下テント場における利用者の水害対策についてです。どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） 8番議員、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大項目3点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。学校橋下テント場における利用者の水害対策について。学校橋下のテント場は、土日には多くのアウトドアを楽しむ人でにぎわいます。観光協会の稼ぐ力にもなっています。一つ懸念をされるのは、昨今の集中豪雨による水害事故です。そこでお伺いいたします。

(1)、これまでの同所における水難被害の発生状況について。

(2)、同所における水難被害発生時の責任の所在に対する考えについて。

急激な増水による水難被害対策について。

よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

平成27年8月16日未明の豪雨により河川の水位が急激に上昇し、14名の来場者及び3台の乗用車が学校橋下流の中州に取り残され、消防隊員により無事救助されたという事案が発生しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

らんざん都幾川学校橋広場は、トイレを除いた区域が河川区域ですので、町が県から占用許可を受けた上で、町との指定管理基本協定に基づき、嵐山町観光協会が管理を行っております。指定管理基本協定の中で、緊急時の対応について、観光協会は災害等緊急事態が発生した場合に備え、体制の整備、その他必要な措置を定めることや、観光協会は緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずることを求めています。一つの場面を想定してのお話となりますが、観光協会が必要な措置を実施したにもかかわらず来場者がそれに従わない結果水難被害が発生した場合には、責任の所在は来場者と考えられます。また、観光協会が必要な措置を怠ったことにより水難被害が発生した場合の責任の所在は観光協会となりますが、最終的な責任の所在は町であると考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

らんざん都幾川学校橋広場における急激な増水への安全対策ですが、観光協会の危機管理マニュアルにより対応を行っているところです。まず、平常時の対応につきましては、河原部分の利用時間を午前8時から午後5時までとし、利用時間以外には出入口に進入禁止ゲートを設置しています。また、観光協会や町ホームページにて増水時の注意喚起を行い、現地の看板や来場者が入場する際にお渡しする施設利用案内にも同様の注意喚起を行っています。

次に、大雨時の対応ですが、嵐山町及び都幾川や槻川の上流区域にて大雨警報や大雨洪水警報等が発令された場合は、観光協会職員により現地の状況確認を行い、必要に応じて来場者に対し退避の呼びかけを行い、進入禁止ゲートを設置しています。なお、危険な状況と判断した場合には、嵐山町、消防本部、警察と連携し、必要な対応を行うこととなっております。ほかにも、学校橋広場には県が設置した気象連動河川警報設備が設置しており、大雨警報や大雨洪水警報が発令された際には音声、警告灯、電子掲示板にて注意喚起を行っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 1番から（3）まで関連事項ですので、一括で質問をさせていただきます。

明快なご答弁、大変ありがとうございます。ご答弁にありましたように、平成27年8月16日の未明に豪雨があり、車両の前輪が水につかり、川の中で車が停車する被害がありました。この件で川口議員が9月議会の一般質問で、学校橋下の増水被害の状況と対応はと質問されています。町の答弁は、「人的被害はなかった。対応については、前日の天気予報が明け方に小雨程度ということで、何もしていなかった」との答弁があり、天候急変時の安全対策を講ずべきとの再質問に副町長から、「観光に力を入れている本町としては、観光客の安全をどう図るか対策を考えていきたい」との答弁がありました。参考資料の1を見ていただきたいのですけれども、これは令和元年の10月12日の台風19号で、キャンプ場の来客者の受付施設のドアノブの位置まで水位が上がっております。本年8月7日の突発的な豪雨や令和4年7月12日の鳩山町で観測史上1位の豪雨、こういったもの発生しますと、これが深夜であったり長時間にわたった場合は、テント場も危険ですが、テント場の下の河原は極めて危険だと思います。

（3）の急激な増水に対する水難被害対策についてご答弁をいただきました。そのほかにも、資料1に写真を載せておきましたけれども、「ご注意ください」、「川の水が急に増えること」があったり、「河原へ車の乗り入れはご遠慮ください」との看板も設置してあります。また、「河原は宿泊できません」との看板もありますから、車だけでなくテント泊も禁じています。さらに、ゲートの開放時間が8時から16時30分との看板もありますが、実態はこれがしっかり守られているか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたが、実際の管理につきましては指定管理者である嵐山町観光協会のほうで実施をしていただいております。結構しっかり出入口の管理、一部シルバー人材センターの職員に委託等をしておりますけれども、しっかり管理をしていただいていると承知しております。この辺りの出入りに関するルールにつきましてもしっかり守られているものと把握しております。以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 責任は観光協会にあるというご答弁で、町にも最終的な責任はありますよというお話でした。町として観光協会に指導等の権限はありとお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

指定管理の基本協定におきまして、観光協会にお願いをしているということでございますけれど

も、最終的な責任については町であると考えますので、かつ県から占有を受けているのは町でございまして、県からも町で最終的にはしっかりしなさいということで指示を受けておりますので、指示監督権は町のほうにあると考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） その辺私のほうでちょっと説明させていただきますけれども、平成11年8月5日に、建設省はこれまでの河川敷の占有許可準則を廃止して、新たに河川占有許可準則を定めました。背景としましては、国民の河川への親しみを醸成していく、そのためには市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講じ、河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括的占有許可を実施するなどの必要性からということです。また、平成28年に、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進する観点から、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の多様な利用による一層の促進を図るための一部改正が行われております。学校下においても、令和3年の6月15日に、いわゆるにぎわいのある水辺空間として網かけをされております。法律の立てつけでは、自治体あるいは企業であったり団体であったり、そういったところも県の河川管理者に申請できるようになっておりますけれども、埼玉県の場合は自治体に占有権をいただいて、その後で観光協会などと契約をして又貸しになっているわけなのです。ですから、そういう観点から見ると、観光協会が営業していても、営業しているわけですから当然責任はありますけれども、答弁していただきましたように最終的には町に責任があると、こういって私考えております。そういった面で、場所的には嵐山町と東松山市が大部分を占めているのですけれども、県への申請のために嵐山町は東松山市と利用の取決めを、権利の取決めを再度行ったと聞いております。そういった関係にあるものですから、（2）で事故があった場合はどこの責任なのかということをお聞きしたのですけれども、ちょっと聞き方も悪かったのですけれども、水害事故防止対策の責任はどこにあるのかということをお聞きしたかったわけです。明確に答弁していただきましたから分かるのですけれども、あそこの学校橋で勤務されているのはシルバー人材センターの方が勤務されております。私も行って伺ったのですけれども、退場時間だから出ていっていただきたいと言っても悪態をついてなかなか出てくれない人もいます。それから、テント場でスペースが混んできると河原に下りてテントを張る人もいます。そうすると、上でテントを張っていた人が、下で張れるのでは俺にも張らせろというようなことを言ってきて大変困ることもあった。外国人のマナーの悪いグループもいて大変困ることもあった、こういった状況があります。こういった状況があることを町としてもご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

時間になってもなかなか出ていかない方がいたりですとか、外国人が一部、一部の外国人の方が他の方に迷惑行為をするという方について、この辺りの状況の話については伺っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 先ほどのご答弁の中に、観光協会のほうでマニュアルもつくっているというふうなお話でした。勤務されている方は「対処マニュアルがあったほうがいいんですけどね」って言うておられましたので、その辺が観光協会としては持っているかもしれないけれども、隅々までちゃんと渡っていないのではないのかと考えられるわけです。私も当然そのマニュアルというものが、利用上の注意事項の周知方法とか指示に従ってもらえない場合の対処方法、その場合の報告先、増水が予想される場合の措置、緊急時の警告避難要領、時系列的な他機関への通報と情報共有等の在り方など、そういったものをどの時点でどの機関がどう動くのか、そういったものをマニュアル化してあるということですので、やっぱり勤務される方にもきちんとそれぞれ周知されていたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

勤務されている方がマニュアルがあったほうがいいというコメントをされたということで、これは大変管理が行き届いていない部分があったかなというふうに思います。観光協会にこの辺り、マニュアルをそれぞれ働いていただいている方に徹底するように指導したいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 16時30分には、勤務されている方が河原に残っている方に退出を促して、出入口を閉鎖します。夏場の昼間の時間は長いので、16時30分に本当に利用客が退出されるのかどうか疑問があります。たとえ出ていっていただいても、閉鎖しても、物理的に車両が進入できない措置が講じられているのか。先ほどしっかりしたものは講じられているというご答弁でございましたけれども、私も現場に行って確認させていただきました。確かに工事現場で使われますA型のバリケード2個がありまして、それを鎖でつなぎまして、大きい錠前でつながれていると、こういう状況は見られました。しかし、よくよく見ますと、その先が針金がフックになっている形で柱にかけてあるだけなのです。したがって、それを外せば容易にゲートが開いて中に入れますし、中に入っている車も多分それで出てこれるということなのだと思うのですけれども、この辺が非常に少し問題なのかなとは私は思っております。17時で勤務の方がお帰りになった後に、何度も来ていただいている方はそういった状況も知っていると思いますし、また何とか入れないかと思ってよく見ればこれも分かると思うのです。物理的に確実に車両の進入をさせない、警告をしても無視をして入っ

てくる者はいるかもしれませんが、そういった者はやはり先ほどの入った者の責任でいいかと思うのですけれども、そういう抜け道があるような対応だと少し問題があるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 吉本議員さんよく見ていただいて、ありがとうございます。観光協会と共有をしまして、安全面がさらに推進できるように対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私も1つ提案があるのでのですけれども、夜間は確実に河原で宿泊をさせないようきちんとした物理的対応をするには、真夏に16時30分の退出時間はどうなのかなと思っております。入場の際の料金は、現在、一般車両だと1,000円ですか、歩行者で入れば200円だかということらしいのですけれども、入るときにはその料金で入る、しかし退出するときは16時30分から18時30分まで段階的に金額を上げていって、そして徐々に出していくというような対策も一つの手ではないかと思います。利用時間も日の出、日の入りを考慮したパターンを増やすことの検討も必要だと思いますし、ほかにもいろいろ方法があるかと思います。管理して稼いでいる以上、しっかりした急な増水による水難事故対策は講ずるべきだと私は考えております。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

その前の吉本議員さんのご質問の再質問の中で、河川法の準則の改正があつて、各河川、地元市町村の意見を聞いて水辺空間に親しみを持っていただく取組として準則の改正があつたと、これによって河川の商業利用が可能という形になっているよというご説明をいただきました。事実関係そのとおりでございまして、嵐山町もこの準則を使いまして、埼玉県のご協力をいただきまして、嵐山溪谷バーベキュー場につきましては今商業利用ができております。ただ、この学校橋につきましては実はちょっと関係者との調整等もろもろございまして、まだ商業利用までは至っておりません。ですので、今現在、料金という形では皆様からいただいておりませんで、環境美化協力金という形でいただいております。

その部分の説明と、あともう一点。いろいろ前向きに安全面を考えていただいてご提案をいただいたところです。ありがとうございます。観光協会と何としても、河川敷でございますので、危険性が少なからずあるという部分は重々承知してございますので、いただいたご提案、観光協会と共有いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 大きな事故を幾つか拾ってまいりましたので、ちょっとご紹介させていただきますけれども、今年の6月23日に長野県駒ヶ根市中田切川、ここで6月の22日に午後10時頃から20代の男女5人が川の中州でキャンプを行った。朝、川の増水に気づいたのですけれども、対岸に渡れないことから、午前7時に消防に119番通報して、約3時間半後に救出されたと。消防が着いた頃は川底の石がごろんごろんと音を立てて流れているような状況で、非常に危険を感じたということでした。消防が来たときはもう既に腰の高さまで増水し、茶色く濁った水流が秒速4、5メートルで流れていたと。それで、ロープを対岸に張って一人一人を救助したというようなことがありました。雨は降っていなかったが、早朝に大雨が降って増水するという事例もこのとおりあるわけです。中州に入り込む者もないとも限らない。そういったことも考えておかねばならないと思います。

それと、2つ目として、神奈川県山北町の河内川というところなのですが、2014年の8月2日、これは1日の深夜から親子4人が2泊3日の予定でキャンプ場に訪れたのです。それで、キャンプ場は川を4輪駆動で渡っていかなければならないような中州みたいになっているわけなのです。それで、そこに車を止めて、大雨の中を買い出しに行かれたわけなのです。そうすると、そのテント小屋付近の住民の方が、お店の方がもう危ないから避難をしたほうがいいですよというようなことを告げられて、それで家族を乗せて車を動かしたところ、車が川の中で転覆して、家族、奥さんと子ども2人が流されて死亡したと、こういう事故が発生しております。これも大雨でもキャンプに人が行くということだと思うのです。雨だから行かないだろうではなくて、あした大雨が降るだろうと思っても行く人は行ってしまうという事例だと思います。

そして、もう一つは、1999年、平成11年の8月14日、これは大きな事故だったのでご存じの方もいるかと思います。これも山北町の玄倉川、ここで13人が亡くなっております。8月13日の玄倉川にはキャンプ指定地以外に6か所に50張ほどテントが張られていて、当日の16時50分には神奈川県に大雨洪水注意報が出されていました。上流のダムの管理職員が巡回して、退避してくださいということで回ったのですけれども、大部分の人は、行楽者はその警告で帰ったのですけれども、退避したのですけれども、二十数名の1グループがいたのですけれども、それがまだ残っていた。退避しない。それで、19時35分にダム放流のサイレンを鳴らして、19時50分に2回目の巡視で警告をしたのですけれども、それに従わなかった。それどころか、警告に対して早くうせろ、殴るぞ、ほっておいてくれ、楽しんでいるんだ、そういう悪態をついて残っていたわけなのです。それで、ずっと翌日まで残っていて、翌日の朝5時過ぎですか、もう増水し始めてきて、8時頃には、8時30分にはテントまで流された。それでやっと慌てて消防署に連絡をして、これは、そのグループの避難したのが3人ばかりいまして、そこには18人ばかり残っていたのです。その18人を助けるために消防等が出動したのですけれども、もう手後れ。これでいよいよ濁流にのまれそうになって、男の子

をその男の子のおじに当たる人が河原に投げて、対岸の人が危険を顧みずそれを救助した。それで、17人ですか、流されていったのですけれども、4人は対岸のほうに流されて救助された。それで13人が亡くなったという事故です。これも大変、救助されるときに、おい、こら、へりを呼べ、もたもたするな、仕事だから早く助けろ、こういう悪態をつくようなグループだったのです。こういった想像にも考えられないような人も中にはいらっしゃいます。それで、この救助に警察官、消防署、日当だけで1億円、それから何の責任もない自治体が4,800万円、この搜索等にお金を出しているのです。そういったこともありますので、やはりこの辺はしっかりそういう最悪の場合も考えた対応をしておいたほうがいいのかというふうに私思いました。

町長にお尋ねしますが、今私の質問に対して町長の所感をお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

大変重要なお指摘かなというふうに思いました。おかげさまで学校橋河原は本当に人気がありまして、多くの方に来ていただいている。そういう面においては、来た人も喜ぶ、それからまた町のPRにしても非常に大きな役割をしていただいているなど。ただ、盲点として今吉本議員が指摘していただいたようなことがございますので、再度しっかりと観光協会とも密に連絡、そしてまた整備するものは整備をして、そういうことがないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 2番に参ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（吉本秀二議員） ラベンダーまつり事業について。

本年度行われたラベンダーまつりの収支は、収入2,146万円、支出3,232万円、差引き1,085万円のマイナスでした。稼げるイベントにするため、収入に力を入れることは当然ですが、支出を抑えることも重要な要素だと思います。支出の業務委託料が2,544万円、全体の78.7%を占めています。そこでお伺いします。

プレオープンから昨年度開催分までの各業務委託料費について。

本年の業務委託料費の詳細について。

事業運営の見直しに対する町の考えについて。

よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問事項2の（1）につきましてお答えいたします。

業務委託料ですが、平成30年度は発生しておりません。令和元年度は3,642万6,844円、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大により、ラベンダーまつりを開催しておりません。令和4年度は3,493万9,697円、令和5年度は1,964万6,137円となっております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。

本年度の業務委託料の内訳につきましては、イベント運営が2,116万3,530円、会場整備が254万340円、救護所設置が23万9,050円、シャトルバス運行が62万8,980円、仮設トイレ管理が62万1,786円、交通規制に伴うシルバー人材センターが実施をした案内業務が16万4,560円、プレスリリースに伴う業務が8万7,648円となっております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、支出の中で大きな割合を占める業務委託料の見直しを行い、収支の改善を図ることは必要と考えております。現段階において具体的な改善案はございませんが、観光協会とは様々な角度から検討を進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番(吉本秀二議員) (1)から(3)まで関連しておりますので、一括で再質問をさせていただきます。

そうですか。当初より安くなっているということですね。だんだん上がってきているのかなという想像もしていたのですが、そうではない。私はこれまで収入にばかり思いがありまして、どのようにすれば観光客が増えるのか、どうすれば嵐山町にお金が落ちるのかといった発想しかありませんでした。出るものは必要だから出るのだと思っていました。この支出の業務委託費について、担当課としては適正な価格だと評価されておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

ラベンダーまつり開催期間17日間ということで、嵐山町もしくは関連団体が実施するお祭りの中では、期間においても来場者においても一番スケールの大きなイベントかなと考えております。お客さんもたくさんいらっしゃいますので、それなりに安全面、あとは来てよかったな、お客さんが嵐山町に来て、ラベンダーまつりに来て楽しかったと、また嵐山町に來たいと思ってもらえるようなお祭りを、イベントを提供したいと観光協会と考えておりますので、結果的には今年度はちょっと大きなマイナスになってしまいましたけれども、改善の余地はあると思いますが、間違っていないかなと、適正な額であったと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） その思いは私もよく分かりますし、そのとおりだなというふうに感じております。他の自治体がこのようなイベント、他の自治体のイベントも調査されているとは思いますが、私自身も日高市に行ってまいりました。日高市の場合は、巾着田の曼珠沙華のお祭りをしております。これは、令和5年9月22日から10月8日の17日間の営業です。入場料は一般が500円、入場者は10万2,047人、団体は400円で、入場者が4,913人。入場料の合計は、5,298万8,700円。駐車料金ですけれども、これは一般のバイクが1,339台、100円です。一般乗用車、これが2万3,236台掛ける500円です。合計、そうしますと1,220万7,900円、駐車料金があります。それで、巾着田の曼珠沙華公園は、花は都市公園で日高市の管理地になっています。公園の管理は管理委託をしており、年間4,499万1,000円です。曼珠沙華まつりの収益で賄えていると。収入は、入場料が5,300万、駐車料金が1,200万で、合計6,500万になります。そのほかに年間の公園使用料や多目的広場使用料、これも2,700万ぐらい入るので、公園内の私有地の購入、またトイレの整備にも充てられたと、このように言っておられました。お祭り会場の出店状況ですけれども、これは商工会が仕切っているので詳細については分からないと、しかしとんとんぐらいであると思うというような話でした。運営は、市職員、公園管理事務所、観光協会、商工会で行っている。祭り本部は、商工会1人、観光協会2人、市職員5人で詰めていると。市職員は、担当の産業振興課から2人、市長の意向で全庁での取組ということで、他の部署から3人のうち1人は部長級が現場の対応に当たっていると。警備関係は、警備員が平均15人、土日20人、アルバイトが平日30人、土日40人の体制だが、警備費を含めて1,500万円の支出になるということです。相当の支出を抑えているのです。1,500万でできているのです。それで、集客に向けた活動としては、J Rと協力して川越駅、所沢駅、練馬駅及び八王子駅においてチラシ配布活動を行ったと。どうしてこの4駅なのかということなのですから、入場料に際して、これはキャッシュレスを使っていると。それで、キャッシュレスで入場した者が1万9,342人いるのです。そのキャッシュレスで入場した者を分析すると、この駅から乗降する者が多いということが分かったので、この駅でチラシ活動をしていますと、このようなお話でした。課題としては、乗客が年々、集客ですか、年々減ってきているということで、市長から対策を指示されていると。それと、開園時間が午前7時から午後5時のため、職員が午前6時に配置してお金の集計を終えると午後8時、9時になるので長時間労働が課題になっているというふうにお話ししておられました。それで、曼珠沙華の管理なのですから、全く手がかからないのだそうです、曼珠沙華は球根で。ただ、台風19号のときにかかなり球根が流されてしまったと。それについては、職員でみんなで総出で球根を集めて植え替えた、このようなお話でした。いかがですか。同じようなイベントだと思うのですけれども、自前でやれば1,500万で上がるという事例もあるのです。どうですか。いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 吉本議員さん現地に出かけられて様々細かいことをお調べいただいたということで、情報をいただきましてありがとうございます。自前で実施をして経費を抑えているという例かなと思いますけれども、嵐山町に置き換えても、町の職員も一定数は担当課を中心にして出ております。ただ、経費を抑えるという面からして、さらに職員を投入することになりますと、役場に限っては、日高に比べると我々小さい町ですので、これ以上職員を投入して経費を抑えるということはなかなか違った問題にも、ほかの課の業務を妨げてしまうのかなという面もございますので、一概にはこの方法がいいのかなというふうには今のところは考えておりません。ただ、見習うべき部分は多々あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 続けて、中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから補足で説明をさせていただきます。

今、吉本議員さん日高市の例を挙げていただきました。実は私も10年ほど前にはラベンダーの関係で日高市のほうの視察といえましょうか、そういったこともさせていただきました。そのときの、今の吉本議員さんのは最新の情報でございます。当時の私が日高市を曼珠沙華、それを視察させていただいたときには、やはりその時点でも日高市は相当年数を重ねてそのお祭りをやってまいりました。相当日高もいろいろと経験を重ねながら、四苦八苦をしながらやってきたと。当時の状況は、今お話がありましたように、曼珠沙華の管理については町が行う、そしてイベントについては観光協会が主体で行うのだけでも、実行委員会方式でやっている、なおかつ出店に関しては商工会がというお話でございました。それぞれが分担してやっけていまして、商工会の出店関係については全て、例えばあそこはテントではなくて、しっかりした箱型のあれを持ってくるのです。そういったものが1台当たり例えば30万とか35万とか、そういったものでやっていると。それぞれのいわゆる出店者がそういったものを用意するというような形だとおっしゃっていました。相対的にそのイベントで管理も含めて日高市が、当時ですけれども、どのぐらいその曼珠沙華の関係について市が負担をしているかと。私の記憶ですと、その当時大体2,900万から3,000万程度市が負担をしていると、そして全体的な収支が終わったところでもしお金が余るようだったら返してもらおうという、そんなようなお話を聞いておりました。何が言いたいかと申しますと、本町におきましてはラベンダーまつり、今重ねておりますが、試行錯誤の途中であるということ、そして日高にはそれなりの積み重ねがあつて、なおかつそれぞれのイベントの実行委員会といえましょうか、組織がある程度出来上がって、その中である程度四苦八苦といえましょうか、効果を上げながら運営をしていると、そういう体制が整っているということでございます。本町におきましては、観光協会、今主体的にやっけていただいておりますが、まだこのラベンダーまつりについても四苦八苦、試行錯誤をしているという段階でございまして、内容については、先ほど課長のほうからも申し上げましたように、イベントの内容については今年度、それから昨年度等の実績を見ながら今見直しをさせていただ

ているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 事例をもう一つ申し上げます。

これは越生の梅林まつりです。越生の梅林まつりは、昨年は2月11日から3月17日の35日間の長きにわたるイベントです。それで、入場料が4万2,761人入っておりまして、3万7,108人が400円の入場者、それから796人が300円の入場者、それから4,857人が200円の入場者、合わせまして1,605万3,400円。それで、駐車料金が1万3,264台入りまして、そのうち普通車が1万3,244台、マイクロが8台、大型が12台、そういうことで駐車料金が664万8,000円になるのだそうです。それで、売店の売上げが347万3,355円、ミニS Lが66万5,100円になると。事業収益は、2,610万1,000円の事業収益。それで、やはり事業運営は観光協会が主体で、町の産業観光課が支援に回っていると。事業収益は、今申し上げましたけれども、支出は1,561万1,789円、約1,050万円の収益だということなのです。やはり越生の梅まつりも1,500万で収めているのです、35日間のイベントで。それで、祭り本部は観光協会が3人程度、土日は役場職員が2、3人、交通の警備員はアルバイト、平日は男性9人か10人、女性は6人ぐらいで15人から16人体制だと。土日は、男性が15、6人で女性が6人で、21人から22人ぐらいの体制でやっているということです。これだけの長いイベントで、あそこも結構広いのですが、その観光協会の事務局長が私におっしゃいましたのは、嵐山町のラベンダーを見に行ったらけれども、「あそこは警備がしやすいね」っておっしゃいました。よく見て言われたのか、さっと見て言われたのかその辺までは私も分かりませんが、駐車場から園のほうに来るだけのあれだから簡単に警備ができるのかなというふうに考えられたのかとも思います。

そういうことで、業者にすっかり委託してしまうとなかなかやっぱりそれ相当のお金もかかってしまう。何とかこれ自分のところで、ところどころはシャトルバスとかそういったところは委託しなくてはできませんけれども、警備も委託しなくてはできませんけれども、部分的な委託にして、一括的な、包括的な事業についてはこれは委託しないほうがいいのではないかと私は思うのですけれども、すみません、町長、この点についていかが考えられますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、吉本議員のほうから大変的確なご指摘をいただいたかなというふうに認識をいたしております。また、この近隣の大きなお祭りの収支の状況、運営の仕方等々、非常に詳細にわたって報告をしていただきました。まず、単純に言って、この報告を見ると総収入が2,100万しかなくて、それで業者さんのほうにお願いするのがもう2,116万ですか、全額ですよ。それ以外の経費としてかなりまた、1,000万ぐらいなのですか、かかっているというような状態ですから、この1点だけ見ても相当抜本的な改善を図っていかなければならないということは一目瞭然かなというふうに思いますの

で、ただ町のほうから、これは観光協会というのは別法人でもありますので、どこまで踏み込んで私も発言していいのかどうかというのは少しちゅうちょする部分もありますが、最低限この危機感だけはぜひ共有をしていただいて、今のご指摘をしっかりと真摯に受け止める中で、ちょっとぐらいの改善ではとてもではないですけども健全な運営の方向性にはいかないのかなというふうに感じているのが率直な意見であります。

以上です。

○森 一人議長 それでは、第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） それでは、3番に移りたいと思います。

將軍沢地内町有林の管理・活用計画についてです。

昭和51年4月8日、將軍沢地内の町有地2.6ヘクタール内の1.9ヘクタール部分にヒノキ5,150本、杉570本の植林がされています。碑を見ますと、菅谷・七郷村合併22周年及び町制施行10周年を記念しての植林だということです。そこでお伺いいたします。

これまでの枝打ち、間伐等の育樹事業の状況について。

樹木の成長状況の評価について。

成木に対する処分の考えについて。

よろしくお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、質問事項3の（1）についてお答えします。

記録として確認できた状況を申し上げますと、平成13年度に緊急雇用創出基金市町村事業で町有林の保護、育成と里山の保安に取り組む事業として、枝打ち、間伐等を行った実績がございます。また、平成30年5月に、町民が森林に親しみ、森づくりに対する理解を深めるとともに、町有林の森林資源を有効活用することを目的とし、町有林の間伐等に係る協定書をフォレストーズプラスと締結し、町有林において皮むき間伐等を行い、令和4年度まで町有林の環境整備を実施いたしました。

続きまして、質問事項（2）についてお答えします。

樹木の成長状況につきましては、11月26日に埼玉県中央部森林組合の職員の方と現地で確認を行ったところ、植栽密度については適正であり、樹木の成長についても、枝打ちが少し遅いが、おおむね一般的な生育状況であるとの評価でございました。

続きまして、質問事項（3）についてお答えします。

埼玉県中央部森林組合の職員の方に成木の活用方法についてお伺いしたところ、現在の生育状況では柱材や腰壁やベンチなどに活用することが可能ではないかとの意見でございましたので、こうした意見を踏まえて活用方法について調査研究を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） （1）から（3）まで関連事項ですので、一括で再質問させていただきます。

昭和51年の植樹ですから、47年たっております。そこで、先日、町有林を見に行きました。鬱蒼としていて、細い木も多いなという印象を持ちました。間伐等の手入れが適正に行われていたのかという疑問もありました。今ご答弁いただきまして、専門家が見て適正だということなので、適正なものなのだと理解いたしました。杉、ヒノキの伐採期を調べてみますと、杉は35年、ヒノキは40年という自治体とか、あるいは杉は40年、ヒノキは45年という林業業者もいます。しかし、杉、ヒノキとも50年から60年が最も高く売れるという記載もございました。植樹から47年ですから、もう伐採期は来ているのかなという思いですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 現地を確認したときに埼玉県中央部森林組合の方とお話をさせてもらったときに、伐採期についてなのですけれども、今現在使うのなら柱材や腰壁やベンチ材などに使えますと、これ以上もっと太く大きな木にするには、今ある状況から半分は伐採をして、残った半分をもっと太い木に成長させるという方法もありますというふうに聞いております。吉本議員さんがおっしゃるとおり、腰壁材等に使うのならばちょうどいい具合なのかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 重ねて、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、補足させていただきます。

吉本議員おっしゃいました成長の伐期、確かに町の森林整備計画の中でも杉が35年、ヒノキ40年となっております。私も現地のほうを総務課長と一緒に中央森林組合の職員の方と見させていただいたところ、確かに伐期はあるのですけれども、成長の状況によって伐期は変わってくるということで、健全に森林整備されてはおったのですが、幾らか少し密な状態ですので、成長が少し遅いということです。今使うのであれば、先ほど総務課長が言ったような腰壁等の材料で使えるということになっておりました。

以上です。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私この質問をなぜしたかと申しますのは、令和11年に学校統合になります。新校舎には温もりのある木質化の教室を子どもたちに与えてあげたいなという思いがあります。町有林は、菅谷村と七郷村が合併して22周年を記念し、町制施行から10年を記念して植樹されたものです。今、さらに学校を一つに統合する計画が進められていますが、この校舎にはこうした意義あ

る町有林が使えないものかと思ひましてお伺いするわけですが、教育長にお伺いしたいのですが、そういった考えは、急の話でちょっと答えにくいかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 現在、新しい校舎についていろいろ検討と構想を練っているところでございますが、まず子どもたちに与える影響ということで、木質化ということについては考えているところでございます。その使う木材につきましてはまだどちらから、もちろん町の木が使えるということに一定の価値や効果や、それから子どもたちや地域に与える影響ということもあると思ひますので、こういったことを校舎を設計する中で設計業者であったり町であったり、そういったところと有効な話し合ひを続けてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 私の手元に持っているのは、新校舎建築の方針というもののなのです。これは平成20年1月19日に文科省がアップしているものなのですが、熊本県の益城中央小学校の校舎の新築方針というものが出ているのです。それで、ここに書かれているのは、方針が5項目ありまして、1点目が普通教室、支援学級は平屋、2点目は特別教室、管理棟を鉄筋2階建て、3点目がワークスペースの確保、4点目が校舎のユニバーサルデザイン、5点目が内装は県産木材を使用し、638立方とあります。嵐山町もやっぱり町有林を使用する方向でこういった新校舎建築の方針というものを出示していただきたいと思うのですが、これを見ると本当に、検索していただければ分かります、ご存じかもしれませんが、非常にすばらしい教室になっているのです。こういったものをどのぐらいのお金がかかっているのだから、こういった設計図になっているのだから研究されてみていただきたいなという気持ちもあるのですが、急な降って湧いたような話をするものですから混乱すると思うのですが、私も調べてみますと、山元立木、これは山に立っている木の価格なのですが、杉が4,300円、ヒノキが8,800円。それで、杉の価格は322万ぐらいですか、ヒノキになると4,500万ぐらい。でも、これは先ほど課長がおっしゃっていたとおり細い木もありますから、こんなにはしないとは思ひますが、こういったものを活用して県産木を使うとか、何かうまく活用する方法はないものかと。もういずれにしても伐採期は来ておりますので、何かに使えないかという思ひがあります。教育長にもう一度、こういった気持ちでいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 木質化の方向ということは、その方法で進めてまいっておりますので、こういった木を使うか、どこから調達するかということにつきましては様々な面から考えてまいりたいと思

います。もちろん地元の木を使うということには意義があることだと捉えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、吉本秀二議員。

○8番（吉本秀二議員） 以上で一般質問終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 本日最後の一般質問は、議席番号7番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてです。どうぞ。

○7番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名をいただきましたので、一般質問いたします。

藤野和美でございます。

まず1番目に、子育て支援について。幼保無償化は3歳児からとなっており、2歳児までの子育て支援の強化が求められている。そこで、以下の点について質問します。

（1）、保育園の保育料への支援は。

（2）、子育て広場「レピ」の開催日を増やす考えは。

（3）、無園児に預かり保育36時間無料チケットを配布する考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

3歳未満時の利用者負担額（保育料）につきましては、子ども・子育て支援法施行令において上限額が示されております。町では、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例において、国基準を下回る利用者負担額を制定しており、国基準と町基準の利用者負担額の差額を毎年度町で負担し、保護者への負担軽減を図っておるところでございます。なお、令和5年度の実績でございますが、1,785万8,000円を負担しているものでございます。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

子育て広場「レピ」は、会計年度職員の保育士3名を配置し、月曜日、木曜日、金曜日は広場事

業を開催し、令和6年度より火曜日、水曜日は一時預かり事業を実施しておりますので、現状では開催日を増やすことは難しいものと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

令和6年度から一時預かり事業は子育て広場「レピ」、嵐丸ひろばの2か所で実施しております。現行の利用料金は、1日預かりの場合は1,000円、半日預かりの場合は500円と低額で実施しておりますので、無料チケットの配布を行う考えは今のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) 最初の(1)から順次再質問をさせていただきます。

私、同様の質問を令和4年の第3回9月議会でしたしました。そのときに、町の基準ではその当時では2,010万円という金額があります。今の答弁では、それと比較しますと、令和5年度が1,785万8,000円ということで、減額ということでこれはよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 今のご質問でございますが、令和3年の12月議会の際にも同じような形で、令和2年度の実績で1,525万円を負担しておりますということで当時の担当課長答弁してございますが、年度ごとに所得の状況に応じて徴収させていただく保育料が異なりますので、一概に金額が下がったとか上がったとかということではなく、その時々で状況で変動するものと考えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) 前回の質問のときに、答弁の中では4割近く町の基準よりは安くなっているという事の答弁だったのですが、その割合としては変わりがないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 令和5年度の実績でいきますと、約44%ほどが減額していますので、大幅な違いはないと考えます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) そうしますと、これは町の財政状況の中で、いわゆる判断をしながら増額も可能であると、考え方としては。それはそういうことでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 状況に応じてだとは考えますが、仮になのですけれども、令和5年度の保育利用者負担額、町基準とそれから国基準、当然差額は出ていますよね、先ほどの。そちらを合計しま

すと、ゼロ、1、2のお子さんのいわゆる無償化的な考え方でいきますと、3,980万ぐらいが町の負担という形になってきますので、町としましては3歳以降のお子さんに対して無償化を国で実施している以上は基本的には一自治体がすることではなく、国がゼロ、1、2のお子さんに対しても無償化を進めていくべきと考えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 本来はこれは国の政策として、この問題も一様に大きな問題ですので、当然これは国に要求等を含めて、ただその中で嵐山町としては国の基準よりも安くしているということで、その辺についてのいわゆる町民への広報、お知らせ等はこれどういう形でしておりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 利用者さんに特別な減額をしているということではなく、毎年度の利用者負担の、保育所の利用の手引の中でお示しをしているというところでございますので、実際に保護者の方がそれだけ減らしてもらっているという感覚はもしかするとないかもしれません。そこを個別に周知をしているわけではないので。町の基準としてこの利用者負担額ですということをお示しをしているというところでございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そうしますと、ほかの自治体でも同様の措置がこれ行われているのでしょうか。嵐山町だけが先行しているということではなくて。状況としては。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 他の自治体もそのとおりでと思われま。ちょっと調べてはおりませんが。ちなみに、国のほうは若干階層の区分というか、所得の階層が違う部分がありますので、その差異はございますが、他の自治体におきましても同様に多段階化の中でその自治体ごとの金額を制定していると考えます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 分かりました。

それと、（3）のところに入ります。これは前回も無園児の預かり保育について検討するという答弁を、そのときにあったわけなのですが、いわゆる保育園に預けていないで自宅で保育されていると。今年度から一時保育を町が直接やるということで始まった。継続してやっているわけなのですが、その自宅で保育されている方、いろんな悩み、それから時間等も含めて非常に当然ストレスもある等々の中で、やはり一つ私はこの事業は心の安心、これを、当然使う使わない、いろいろケ

ース、ケースでありますけれども、やはり自宅で保育をされている方に安心を与えるものとして私はご提案もしたわけなのです。ときがわ町では、子育て応援きっぷということで、これは前回もご案内しました。「パパ・ママリフレッシュ切符」発行事業ということで、保護者の方の理由を問わず、お子さん1人につき1年間36時間まで無料で保育が受けられますと、こういう事業なのです。対象者は、ときがわ町内に在住し、生後4か月から就学前のお子さんを在宅で子育てされている方。いわゆる保育園、幼稚園に帰っていない児童が対象ですと、こういう事業です。これは完全予約制。この保育切符は1日最大6時間まで使えますと。利用を希望する施設に希望日の3日前までに電話で申込み行ってください等々、こういう事業をもう以前からやっております。この事業を前回も紹介をしたのです。費用が1,500円、安いというのは、当然町としては考えているかもしれないのですが、やはりその36時間、これは無制限ということはないのです。36時間という切符という、これがあることによって、いつでも預けることができると。このことは非常に、大変苦勞されているその保護者の方には心の安定というか、そういう仕組みではないかと思うのです。これについて再度どうでしょうか、お考えを。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 私もこのときがわ町の情報は確認をしてございますが、先ほど藤野議員おっしゃったとおり、1日最大6時間、36時間分ですので、日数にしますと6日間ということでございます。一方で、ときがわ町で一時保育事業は別にやってございますが、そちらの費用は、民間保育所のほうに預ける形で実施をしまして、3歳未満児ですと日額で2,500円、半日で1,500円、3歳以上児で2,000円、半日で1,000円と、時間単位でも1時間250円というような形で一時預かりを実施しているところでございます。嵐山町におきましては、もともとこの一時預かり事業は町内の民間保育所のほうでお願いをしていたわけですが、3月の議会でもお話しさせていただいたとおり、民間保育所のほうの実施が難しいということになりまして現在の形にしてございますが、参考までに、9月までの実績でいきますと、「レピ」のほうで延べ152人、それから嵐丸ひろばのほうで153人、合計305人です。4月から9月ですので、半年なのですが。ちなみに、昨年度、令和5年度1年間の実績は延べ175人でございました。それだけ嵐丸ひろば、あるいは「レピ」の、一つ保育園と違うのは、昼食、こちらの提供はなく、保護者の方が用意していただく昼食と、おやつは保護者が用意していただくということでスタートしましたが、現在までその昼食の部分での苦情等は入ってございません。実際に昨年度の状況と比較しましても利用の件数は大変多うございまして、担当課として懸念するのは、この後、藤野議員のおっしゃるとおり、一時預かり事業自体が保護者の方のどんな理由でも構わないわけです。冠婚葬祭、病院に行く、一時的なレスパイトというような意味合いも含めて保護者さんの状況でお子様を預けることができるわけなのですが、保育所と違いますので、預けられる上限のキャパがこの後、このままの状態で行きますとちょっと利用日数が少な

くなってくる可能性は危惧しております。ちなみに、直近の11月28日の時点でこの一時預かりを利用したいという登録者は74人いらっしゃいました。そういうような状況でございますので、無料チケットという部分でいいますと、もともとかなり安く設定をしているというところもございますので、民間保育所でお願いしていたときも1日預かって1,500円という状況でございましたので、嵐山町は近隣に比べますと比較的低額で実施をしているというところでございますので、再度の答弁になりますが、現状では無料チケットの配布という考えはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 非常にそういう意味では需要があったということですよ。求められている。やはりそういう意味では町が直接今回実施したというのは非常に大きな意味があったと思うのです。本来であればさらにそれを拡充していく、この仕組みを。ですから、そのキャパというか、需要に応じて受皿もやっぱり大きくしていくということも当然必要だと思うのです。金額の問題も当然ありますけれども。全体のその受皿、キャパを今後広げていくという考えというのはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 現在、先ほど申し上げた「レピ」と嵐丸ひろばで実施してございますが、1施設月5日を上限としてございます。2施設で合計して10日ということでございます。実際に今年度入ってみて利用の状況は、その上限の10日を使う方もいらっしゃいます。一方で、1日ないし2日という方もいらっしゃって、利用の仕方がそれぞれ違いますので一概に申し上げられませんが、先ほど申し上げた危惧している部分という部分では、この2つの事業がこのまま継続していくというのは原則的には考えていないというか、本当に3月のときにご説明のとおり緊急的な対応かなと考えています。原則的には民間保育所のほうでしていただくのが望ましいと考えてございますが、仮に民間保育所のほうで受入れが難しいとすればそのときは状況に応じて利用の日数等を変更することも考えなければいけませんでしょうし、そこにはまず専門の保育士の配置、これが課題になってきますので、先ほど申し上げた昨年度まで一時保育を実施していた保育所に関しましては、そのできない理由の一つが保育士の確保が難しいということでございます。これは民間保育所でございますので、当然いろいろなハローワークさんですとかそういったところに求人を出しても来ないのであるという状況を言っていますので、そういった部分が解消されないとなかなか難しいと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） これは、ゼロから2歳の子育て支援というのは当然、国の根本的な問題で

もありますけれども、もう一つやはり嵐山町の子育てに対しての姿勢がかなりここで表現、当然されてくると思うのです。そういう意味では、この問題について町長何か、いかがこれお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の藤野議員のほうからご指摘をいただいた件、基本的にはこういった子育て支援ですからできるだけ私も拡充を図っていきたい。もう私の代になってから、これはゼロ、1、2歳ということに限りませんけれども、例えば給食費の補助にしても最終的には今やっと第1子の半額まで進めることができました。また、医療費のほうに関しても18歳まで無料化、これも実現した。国保のほうの均等割も、3人目以降でありますけれども、無料化もできた。それからあとは、何ととっても大きいのは幼稚園のほうの3歳児保育。これ渋谷議員がもう本当に20年以上ですか、わたってずっと訴え続けている。これを実施するかしないかというときに関しては、ただ単に3歳児保育を実施するかしないかではなくて、しないということは嵐山幼稚園を廃園にするという方向性になるかどうか、この大きな分かれ目だったのです。そういうときに、町としてはやはり公立の町としての幼稚園はしっかりと持つべきだという判断の下に、これも実施をさせていただきました。また、一時預かり、今話題になっていますけれども、これも今年度から、今までなかったのですけれども、新しく実施をさせていただきました。また、佐藤議員からも嵐丸ひろばのお昼の具合があんまりよろしくないのではないかというようなご指摘を受けて、すぐにそれも改善をさせていただきました。ですから、その時々でやれることはずっとやってきている。ただ、私の立場から考えなくてはいけないのは、この9月の決算議会がありました。そのときに監査報告があったように、昨年度は1億300万円の単年度のマイナスが出ているということであります。これは本当に重く受け止めて、いわゆるPCDAサイクルではないですけれども、当然そのチェックをしたわけですから、今度はアクションとしては次の来年度予算を編成するときにはしっかりとそういう決算の結果というものも念頭に置きながら予算組みをしなくてはいけない。ましてや、今国のほうでは103万円の壁ということで議論がなされています。これは、基本的には私も可処分所得が増えて、皆さんの収入が増えることがいいかなと思うのですけれども、町ということになると、この前税務課のほうにお願いして、大体嵐山町は影響額どのくらいですか、3億を超えるという可能性もあるということが示されたのです。そしてまた、今まで嵐山町は地域手当というのがゼロだったのです。滑川さんなんかは6%、東松山は12%でしたか、こういう中で嵐山町の職員はずっと一生懸命やってきてくれたのです。私は、こういう状況を見たときに、県のほうの会長に言って、ぜひ嵐山町も地域手当をつけられるように交渉してほしいということで、今回そういうことが認められて、そして来年度は一応2%、そしてその次のときにはまたさらに2%、合計で4%引き上げていく。こういった影響額を見ても4,000万、

5,000万という単位で違ってきます。そういうようなことを総合的に考えると、本当に来年度の予算編成は非常に厳しいものになるということは明らかでありますので、それを踏まえての判断ということで、今ご指摘をいただいていることは私も大賛成ですし、やれるものだったらやってあげたいという気持ちは十二分にありますので、少しその見通しを立つまで時間をいただけたらと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、次に移ります。

2、就学援助制度について以下の点について質問します。

（1）、現状は。

（2）、認定基準を見直す考えは。

（3）、オンライン申請の検討は。

（4）、特別な事情がある場合の徹底の状況は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項2の（1）につきましてお答えいたします。

令和6年11月現在の状況は、小学校128人、中学校71人、合計199人の認定となっています。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

要保護準要保護児童生徒就学援助費、特別支援教育就学奨励費とも国の生活保護基準に準じて認定しており、国の基準に改正があれば町の認定基準も変更して認定してまいります。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。

オンライン申請につきましては、個人情報を入力する必要があるため、セキュリティが担保されるものがあれば今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（4）につきましてお答えいたします。

準要保護児童生徒の認定は、世帯の収入等が審査決定となりますが、そのほかに生活保護の受給、児童扶養手当の受給、国民年金または国民健康保険の減免を受けている場合は申請書に記入していただき、審査をしています。また、入院や失業等で大きく所得状況が変わり、経済的に困難である場合は申請書に診断書や離職票等の写しを添付していただき、審査しています。そのほか援助が必要と考えられる方は、個別に相談を受け、総合的に審査しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 現状は分かりました。

この認定基準の問題なのですが、この質問も去年ですか、しているわけなのですが、その人数の

ところ、これは全体の中では何割ぐらいに、ざっとでいいのですけれども、該当しますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 現在の状況では、およそ19%程度となっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） その基準の問題なのですが、認識が私の認識とちょっとずれているところがあるかなと思うのです。現在、嵐山町は需要額の1.3という基準を設けていますね。私がここで基準と言っているのは、この1.3の問題を言っているのです。1.3の問題を。これ文科省が平成30年度で、ちょっと古いのですけれども、調べているのですけれども、この中では、ここで指摘しているのは、多くの市町村で複数の認定基準を設定していると。生活保護基準の1.2倍を超え1.3倍以下と回答した市町村の割合が最も多いと。この比率を見ますと、1.3倍が38.6%、それから1.5倍以下というのも9.9%あるのです。埼玉県においてもこのことは、就学援助をする基準については市町村が定める基準に合致する方と、こういうふうに指摘しているわけです。ですから、私は1.3倍を市町村で、その自治体で決めることが当然できる、これについて1.3について検討する考えがあるかどうかをお聞きしているわけなのです。ちょっとそれについて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

議員さんのお調べのとおり、1.3倍以下としている自治体が一番多く、その中において1.5倍というような設定をしている市町村もあることは承知しております。中には1.3倍よりも厳しい1.1倍ですとか、そういう設定をしている自治体もございます。一番割合で多いのが、1.3倍程度を設定している自治体が全国的にも多いと承知しております。そういった中で、嵐山町では全国的にも多い設定としている1.3倍未満というところを設定しておるところですので、現在の状況では妥当な設定基準ではないかと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 前回もそうだったのですが、今回もその回答の中で国の基準に改正があれば町の認定基準も変更して認定していくという、こういう表現があるのです。この国の基準というのは何を称しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

質問に対する今回の答弁がずれてしまって申し訳ございませんでした。1.3倍のところを議員さん
がお聞きしたいというふうにこちらで捉えませんで、基準というのは各項目につきまして設定の金
額等がございますので、学用品や通学費、修学旅行費、いろいろな設定基準がございますので、こ
ういった基準の中で金額に変更がありましたらそういったものは国に合わせていくということの意
味で国に変更がありましたらというお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そうしますと、再度お聞きいたします。

いわゆる1.3というものについて検討するお考えあるかどうか、再度お聞きしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

今ここで変更を考えているというふうにはお答えできませんので、今後そういったことが議論さ
れることがあれば考えていくということで、現在のところこの1.3の基準というのを見直す考えはご
ざいませぬ。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この1.3というのが設定されていると。

もう一つ私はこの関連でお聞きしておきたい、またご提案したいのは、各自治体でこの金額の目
安をお知らせしている自治体はかなり増えてきています。というのは、幾らぐらいが該当するかど
うかというのが現状のお知らせでは分からないのです。この就学援助というのは、児童生徒のいわ
ゆる教育保障、経済的なところで左右されないように底支えをする大切な仕組みなのです。ところ
が、どうしても保護者の方から見ますと遠慮してしまうというケースも当然考えられるわけです。
ですから、これは積極的に児童生徒の教育保障、これは保護者の義務、責任なのです。ですから、
自分の経済環境というのは当然あります。苦しい、いろいろあります。それは恥ずかしいことでは
なく、それは児童生徒の教育保障をするためにはやはりこういうもの、制度を利用するということ
の意味は非常に大きいと私は思うのです。その際に、この目安を示していくということは非常に大
きな意味が私はあると思うのです。これはもう各自治体、一々ここで紹介しませんけれども、それ
についての考えはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

モデルケースを示していただけないかというようなご質問は以前にも藤野議員さんからいただい

ておりまして、その際も嵐山町がこのモデルケースを示しておらない理由につきまして、その数字にとらわれ過ぎないようにということもあってモデルケースをお示ししていない状況とお答えさせていただきました。しかし、そのモデルケースがあったほうが分かりやすいというようなことも大変理解できますので、そういったものを設定していきたいということは考えてはおりました。一つの自治体では、例えば母と子の2人世帯であれば184万円未満、またある市町村では同じ2人でも180万円程度以下というような形で、その設定金額につきましては一様ではございません。その金額をどのように設定するかにもよりますので、示された金額につきまして、目安とはいえ、それを当てはめて、ああ、その金額を超えてしまっているから駄目なのだなというふうに思ってしまう、申請すれば該当するのに諦めてしまう人が仮に出てしまうと、そういうことはあってはならないと思いますし、またあまり緩くしてしまって、該当すると思って申請したのによく計算をしたら該当していませんでしたということで、こちらからお返しするのも忍びないということがございます。現在の方法としましては、生活がちょっと大変だという方は申請してみてくださいという形で、皆様に門戸を広げた形でお伝えしていると考えております。また、丁寧に案内することにつきましては、年の途中で世帯状況が変わった方がいた場合などにも、町民課の窓口にも異動の際には個別に、こういうケースでしたら、例えば独り親世帯になってしまった、そういう世帯の方には就学援助制度のご案内を個別にしたりする丁寧な案内をしてカバーしているところでございます。このモデルケースの設定につきましては、いい設定案がございましたら考えていきたいとは思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 例えば板橋区では、世帯員2人、3人、4人、5人、6人と、いろんな家族構成例を出して所得基準額概算という表を出しています。その後、家族構成や年齢による金額は異なりますので目安と考えてください、申請前はお電話いただいても具体的な基準額は回答できませんと、こういう太字で入れているのです。ですから、当然どこの自治体もあくまで目安としてやっています。これは出しても受けられなかったケースも当然あるでしょう。しかし、それはあくまでいろんな想定例なので、やはりこのくらいの金額だったら申請できるのだなということも逆に必要なのです。だと私は思うのです。ですから、この金額であればというのは各自治体、これはきちり言っているのです。ですから、これはあくまで申請しやすいようなための目安ですから。それについてはどうでしょう、教育長のお考えは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 議員からお話がありましたように、この制度というのは義務教育を本当に支えるものだと思っているところでございます。そういった中では、今の目安ということも含めて町民の

皆様により分かりやすく、また教育委員会のほうには相談をしやすい形というもので、それから周知が外れないように、どなたにもきちんと行き渡り、理解していただくような、そういった広報の仕方というものはしっかり研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、次のオンライン申請なのですが、これも申請しやすい形の一つなのです。オンライン申請については、いろいろ検討していくということだと思えるのですが、実際にもうやっている自治体もあります。これについては今後検討してまいる、これは前回も同じ回答だったのです。この辺の進行状況としてはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

オンライン申請につきましては、現在、施設予約等のオンライン申請を何かいい方法でということとで考えている状況と承知しております。そういった中で、この就学援助の申請につきましては、施設予約のような情報よりも細かいものを入力してもらうことになるかと思えるので、よりセキュリティの高いものを求められるものではないかと考えております。そうした中で、埼玉県内でも幾つか実際にスマート申請ということで自治体行政手続でも使えるような、そういうプラットフォームがあるようですので、そういうのを利用している自治体に聞いてみて、どの程度の金額で入れられるのか、使い勝手はどうかというようなことを今後研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） これまで設定基準、認定基準等々質問したわけですが、その中、金額の、超えても要綱の中では特別な事情がある場合という認定をできるという項目があるのです。これは前回、前教育長のほうから、この趣旨を校長等関係者に周知徹底していくという答弁がありました。その周知徹底の具合はいかがだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

要保護、準要保護の申請につきましては、改めて校長のほうに認定基準をお示したということはこちら数年ございません。基準につきましては、お知らせの案内を学校から配っていただくというその文面の中で承知していただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この特別な事情がある場合というのは、いろんな当然ケースが考えられると思うのです。単純に金額だけではなくて、やっぱりいろんな判断をしていく。そういう幅もこの中で表現しているのではないかと思うのです。ただ、ここが機能をするかしないかで具体的には随分やっぱり変わってくるかと思うのです。答弁の中ですかということなのですが、この認定をしていくときに学校長の関与というのは、これはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

現在のところ、学校長に確認をして認定したケースは近年ございません。ただし、この準要保護の認定基準の中に、学校の納付状態の悪い者ですとか被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由をしている者というような認定の基準というものも現在はございます。こういった認定基準が今現在は要綱の中に残っておりますので、そういうものを適用させて認定せざるを得ない場合には学校のほうにそのときに問合せをしていく状況かと思っております。実際には近年そういった事例はございません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、3番に移ります。

奨学資金貸付制度について以下の点について質問します。

（1）、運用状況は。

（2）、この間の改善点は。

（3）、今後の改善策は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項3の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山町では、有用な人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学、高等専門学校、専修学校への就学が困難な方に対し無利息で奨学資金を貸し付けしています。奨学資金貸付基金の総額は6,400万円であり、運用状況につきましては、令和6年度中の貸付額が9人の方に対し604万円、返還額は11月現在で15人の方から259万5,300円です。令和5年度末現在の貸付総額は2,772万8,400円、基金残高は3,627万1,600円となっております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

嵐山町奨学資金貸付基金条例施行規則を令和5年11月に改正いたしました。改正内容は3点です。

1点目は、第4条、連帯保証人の資格の要件を埼玉県内居住からやむを得ない場合は県外も認める

ようにしたこと。2点目は、第13条、奨学資金の返還の期間を就学年数に3年を加えた年数から就学年数を2倍した年数へと延ばしたことです。3点目は、第14条、延滞利息を年7.3%から年3%または各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合のいずれか低い割合とし、延滞利息を引き下げました。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

昨年度見直しを実施したため、現段階では拡充等の検討はしておりませんが、今後の社会情勢を鑑みながら、必要とされる方に貸付けできる制度の運用を考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) これについても1から3、全体関連ありますので、全体として再質問をさせてもらいます。

お答えですと、前回、これも去年ですか、質問をさせてもらっています、同趣旨をね。そうしますと、貸付総額等々、基金残額、貸付額も前回よりは減っている。貸付総額も当然減って、基金残額が増えているという形になっていますね、前回に比べますと。それで、奨学金の問題については、これは本当に社会問題というか、学生が借金をしょってアルバイトに本当に精出して、大学の授業で睡眠を取ってしまっているということも言われて、非常に苛酷な状況というか、報道も当然されているわけなのです。嵐山町においても、これまで奨学金制度をして、学業に対する支援としてこの制度が始まったと思うのです。ただ、私の感想としては、せっかくこれがあるのに利用している方がやっぱりなかなか増えないというか、少ないなというのが一つの問題意識としては持っているのです。そういうことの中で考えますと、改善点は3点していただきました。ただ、一つ大きな問題として、返還する期間、開始する時期とか、これがやはり非常に大きいのではないかなと思うのです。大体どこもそうなのですが、就業年数の倍の年数で返していく。それも半年後から開始と。そうしますと、かなりの金額が短期間で返していく、それが今の状況では卒業してもすぐ正規職員でというのはなかなかやっぱり難しい状況も当然あるわけです。ですから、そういう今の経済環境から考えますと、借りて何とか学業を頑張つてやると、でもしかしすぐ返さなくてはならないという。かなりプレッシャーだと思うのです。ですから、このところを少しでも緩和できることができないだろうかということを思うのです。例えば川口市なんかですと、1年後から10年間という設定をしている、こういうケースもあります。ですから、基金そのものには余裕がありますので、一つこういう返還開始時期と返還期間を改善していく考えを持てないだろうかというように思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

返還の開始時期につきまして、嵐山町ではやはり就学が済みましたら6か月後からということと、返還期間につきましては昨年度改正したという状況でございます。議員さんがおっしゃっているようなもう少し緩やかな返し方を設定している場合もあろうかとは思いますが、現在はまだ改正したところですので、この状況で何年か続けてみていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 実際にこれを利用するケースというのが少なくなっているのです、現実。

例えば高校生の場合はどうでしょうか。高校のときにこれを借りたと。そうしますと、それが高校生が当然大学に行ったというケースの場合は、この適用はどうなりますか。高校生の場合です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

実際に高校生の貸付けというのがしばらくございませんので、実例としてはなかなかない例なのですけれども、実際に高校3年間の貸付けが終わって、その時点で就職が決まればその半年後から返還が開始されますが、引き続き大学等へ進学した場合には、そういった就職できない理由がございますので、大学に通われた段階でまた奨学資金を希望するのか、その段階で貸付けを希望しなければ返還が始まるわけですが、その場合にはまだ就職をしていない学生さんだということで猶予ができると考えております。皆様に返還期間になったとき、貸付けが終了した時点で奨学資金の返還計画書を出していただくようお願いをしておりますが、その際にも奨学資金の返還が困難となる場合には返還期限を猶予する制度があること、またこの制度を希望する場合にはご相談くださいということでご案内をしております。また、この返還猶予の案内につきましては、年2回奨学資金の貸付制度を広報している状況ですが、その際にも、現在返還中の方で疾病その他特別の事由のため奨学資金の返還が困難となった場合には返還猶予の制度があるのでお問い合わせくださいということも年2回必ず広報もしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 一つはというか、高校生の場合は現在がないと、ケースがね。あった場合には、個別の減免とか返還猶予と。ただ、これは要綱等でやはり明記しておかないと、個別のケースとして、その借りた本人等からの申請待ち、これではやはり制度的な、その示していく上では私は不十分だと思うのです。ですから、その辺は、高校生の場合だといわゆる次の学業に入った場合、そのケースというのはしっかりそれを明記しておかないとやはり制度として不十分だと私は思うのです。それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 奨学金につきましても、まずは分かりやすいように町民の皆様にきちんと広報していくことが大事だと思っているところでございます。今議員のご指摘の猶予の関係でございますが、この規則の中には、施行規則の中に、猶予条件の中に、今説明の中には課長のほうから疾病その他返せないときというのがありましたが、要綱上は進学という言葉が入ってございます。ですから、例えば高校生から大学生に引き続きなる場合、また状況によっては大学から大学院ということもあるかもしれません。こういったことは、施行規則の第15条、奨学資金、受けている者が進学、疾病その他特別の事情により奨学資金の返還が困難となった場合というのが想定してございますので、このことを明記してございますので、この周知も図りながら、こういった方にも必要な支援であったり、それから返還の猶予だったりというものが滞りなくできるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） それでは、次の質問に移ります。

○森 一人議長 大項目変わりますか。

○7番（藤野和美議員） はい。

○森 一人議長 それでは、会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を4時ちょうどいたします。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 4時00分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、藤野和美議員の大項目4番からになります。どうぞ。

○7番（藤野和美議員） それでは、4番目、会計年度任用職員について以下の点について質問します。

（1）、現状の人数は。

（2）、3年目公募についての考えは。

（3）、待遇改善に取り組む考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問事項4の（1）についてお答えします。

11月1日現在の会計年度任用職員の人数は、勤務形態は様々な形になりますが、120人になります。

質問事項４の（２）についてお答えします。

３年目の公募とは、国の非常勤職員の採用について定めた通知文書「期間業務職員の適切な採用について」に記載されていた公募によらない再度の採用回数の上限を連続２回までとする取扱いのことをお話しされていると思われます。こちらの内容が今年度撤廃され、職場での職務経験が公務全体の能率的な運営に相当程度資することが見込まれ、公募の応募者よりもそういった方を任用することが適当であると判断する場合に公募によらない再採用ができるといったものと認識しておりますが、町では毎年度新規採用希望の方もいますので、今後も採用の原則は公募であることを念頭にして進めていきたいと思います。

続きまして、質問事項４の（３）についてお答えします。

会計年度任用職員の待遇改善についてですが、現在の給与等の待遇面が近隣と比べて悪いという認識はございません。今後は近隣の状況を踏まえながら必要に応じて改善していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員） 現状の人数が120人ということで、これも昨年９月にお聞きしておりまして、人数的には変わっていないということなのですね。

ここでお聞きしますのは、正規の職員との割合、正規の職員の方が何名今現在でおられるか、それについてちょっとお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 現在144名だったと認識しているのですが、大変すみません、ぴったりの数字かどうか分かりませんが、一般会計のほうの職員数は139名でございます。

以上です。

○森 一人議長 第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員） それと、任用職員の方120名のうち、フルタイムとパートの方の人数はどうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 フルタイムの方が１名で、残りが全てフルタイムでない方、パートの方になります。

以上です。

○森 一人議長 第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員） そうしますと、会計年度任用職員の方ほとんどパートの方が多くて、正規職員の方と比べて相当な割合の方が公務労働としてやって町の行政を支えていると、こういう現状

だと思うのです。

こういった中で、(2)の3年目公募ですけれども、ご承知のとおり、人事院のほうが試験によらない再任用3年目というのを撤廃、6月に当然いたしました。それに基づいて、総務省が自治体通知等で、Q&Aの中ですか、マニュアルの中で3年目の公募についてのあれを削除したという、こういうことだと思うのです。そうしますと、嵐山町としては、試験によらない再任用を3年目にそれを行うと、いわゆる3年目公募というのは嵐山町としては採用しないという考えでこれはよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 1年目から2年目、2年目から3年目、3年目から4年目、同じように町では採用の原則は公募であると。何といても毎年新たな会計年度を募集される方、町民いらっしゃいますので、経験等によってそのまま繰越し、ずっと会計年度として働いてもらうというふうな採用の方法を取りますと、新たな会計年度任用職員で働きたいという方いらっしゃった場合、役場はあの人ずっと長く会計年度でいるけれども、私応募したいけれども空きがないのだよというふうに思われるのも、そこが一番問題ですので、原則公募で皆さん、今働いている方も履歴書を出してもらって、その人が合う、例えば一般事務がしたいということだったらその一般事務をする課のほうで今こういう人が出ていますけれどもということで、そこで面接をしてもらって採用するという形。もちろん今まで働いている方はどういう仕事ぶりかよく分かっていますから、そういうところで面接の中では差が出るのかなというふうに思いますけれども、ずっと採用するというのではなく、新たな方もいらっしゃいますので、原則の公募で毎年募集をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番(藤野和美議員) 實際上、勤務年数1年とか、そういう短期間のケースのほうが多いのでしょうか、そうしますと。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 会計年度任用職員制度というのが、令和2年度から会計年度任用職員というふうになりました。ちょっとその中で今働いている方を調べさせていただきました。120人全員ちょっと調べるのではなく、教育委員会部局の人がそのうち53人いるのですけれども、教育委員会を除いた残りの方……すみません、逆です。除くと53人いますので、教育委員会以外の役場のほうで働いている方についてちょっと確認をしましたらば、令和2年度から会計年度任用職員制度がなりましたので、一番長い人で5年間続けてという形になります。もっと前から続けている人ももちろんいる

のですけれども、その53人のうち今年が5年目ですよという人が34人いました。そして、4年目が2人、3年目が1人、2年目が3人、今年初めてという人が13人いらっしゃいます。ということで、一番ウエートを占めているのが5年目というか、5年以上働いている人が多いのかなというふうに思われます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） その場合、同じ職場で5年ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 同じ職場で5年というのが多分、中で動いているという方は私ちょっと記憶にないので、同じところにもうベテランとして働いていただいているという感じになっています。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 人事院がQ&Aを改定して、これは11月1日です。この中で、公募によらない再採用を行うとしても直ちに平等取扱いの原則に反するものではないと、こういうQ&Aも11月1日に出しております。基本的に毎年公募というのは大原則でしょうけれども、いわゆる試験によらない再任用というのがあって、ただそれが3年目には公募だという。その問題で3年目公募というか、今回撤廃されたという経緯があったのですけれども、実際に、公募といいますけれども、公募に応募してこられる人数というのは何人ぐらい実際にはあったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 採用されなかった方が、今採用されないで履歴書が残っている方が今5人いらっしゃいます。ということで、募集、4月1日以降に申込書を私も働きたいですと出した人が1人いますので、4月1日現在のときは多分選ばれなかった人が4人いるということで、124人申込みされて120人がどこかの課に入っている形というふうになっているかと思います。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この問題やはり一番大きいのは、一年一年更新だけではちょっと不安ですね。雇用上の不安というのを常に抱えながら。それから、当然働いている公務労働、当然熟練されてこられて、各分野で重要な役目を当然担っていると思うのです。ですから、全体の中でもほぼ半数以上、4割、45%とか、相当な比率で公務労働の中に会計年度任用職員の方が担っているわけです。ですから、その方が精神的にも不安なく働ける、この状況というのはやはりつくる必要私あると思うのです。ですから、そういう意味で、毎年公募ですよという原則、これはもともと会計年度任用職員の原則は原則ですけれども、運用上、実際には5年連続して同じ職場で仕事、そのケースもあるという。ですから、その辺の再任用、当然面接等、人事考課も当然あるでしょう。ありま

すけれども、その会計年度任用職員さんへのメッセージというのですか、それについて実際には今5名の方が待っているという状況かなと思うのです。ただ、大多数はほぼ定数どおりということだと思うのです。だから、その辺のところで、いずれにしても嵐山町は3年目で雇い止めをするということはないと、そういう考え持っていないということはどうでしょうか。もう一回確認しますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 3年たったから雇い止めをするということとはございません。毎年毎年、取りたいところの課長さん等が面接をして、その方が働きぶりがよければもちろんまた続けてお願いしたいというふうにとっておりますので、今さっき申したように今年度、制度改正されてから5年目ですという人が全体の6割とかという形にるのが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） 3番目の待遇改善策。ほかの自治体と比べて大きな問題ないだろうという認識ですね。これは一つ一般論なのですが、今後の条例等出てくるのでちょっとありますけれども、一般的な考え方として、昨年が給与改定あって、正直遡及適用はしていなかったですね。だから、ちょっとほかの自治体と比べてその辺が大きく違いが出ているということはあるのです。考え方としてどうでしょうか、遡及適用について。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先日、追加議案予定ということで補正予算書のほうを配付させていただきました。実は今遡及適用についてもう一度中で検討し、追加予定議案のほうの議案の金額も今いじっているところです。というのも、藤野議員さんがおっしゃったとおり、会計年度任用職員さんも職員も同じ職場で働く仲間です。同じような取扱いをするのが一般的だという町長の判断で、今現在数字の見直しをしているところですので、今年度から遡及適用する方向で考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） そういう意味では、一緒に一步一步前進していると思うのです。

もう一つあえて付け加えますと、例えば病休の有休化、こういう面。なかなかこれやっている自治体も少ないのですが、そういうものの待遇改善の一つとして、そういう検討をする考えというのはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 初めに申したとおり、近隣の状況等も判断して、周りが有休になっているのに嵐山だけが有休になっていないということがないように、周りの状況と比べながら変更する部分があれば改正していきたいというふうに考えています。今現在、特に嵐山町が悪いという状況ではないというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、藤野和美議員。

○7番（藤野和美議員） この会計年度任用職員さんの問題については、全国的な問題いろいろ指摘もされてきているわけですが、いずれにしてもかなりの割合の中で実際に町の仕事を担っていただいているということだと思います。やはり職員、この方々が不安なく能力を発揮していただきまして、全体のやはり町の行政が円滑に執行できるということをぜひ留意しながらお願いしたいと思います。これについてちょっと町長、何かありましたら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、会計年度さんの遡及のほうの関係、これは本当に私自身も認識が甘いというか、そういう点もありまして、いろんな情報を得る中で、ああ、もう藤野議員さんの言うとおりでなというようなことで、今総務課長からお話がありましたけれども、そういったことで対応するというふうに考えています。

それからあと、この議論の中で会計年度さんが不安に思うというようなこと、この不安に思うというのと、それからそういう一年一年の区切りがないところで、気の緩みだとか緊張感がなくなるという可能性もあると。だから、この人は当然もう一年やってもらおうと思っているけれども、でもやっぱりこの点とこの点だけは改善されればさらにいいなということをきちんとお伝えをしないと、そういう1年間の総決算の時間という意味においてもしっかりと一年一年を区切りをつけるということは大切なことかなというふうに思いますので、その辺の微妙なバランスというのでしょうか、その辺のところは各課長さんたちがしっかりと認識をしながら、どんな形で声がけをするのか、どんな形で指導をするのか、どんな気持ちを伝えるのかということは非常にもう、一人一人違う面があると思いますけれども、その辺のところはしっかりと丁寧に、必要以上の不安を与えることなく、しかしある一定の緊張感を持って新たにまたしっかりと仕事のほうに取り組んでいただけるような、そんな環境をつくっていききたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時20分)

令和6年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

12月4日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第11番議員 川 口 浩 史 議員

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第 4 発議第15号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について

日程第 5 発議第16号 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出
について

日程第 6 発議第17号 包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について

日程第 7 発議第18号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	２番	竹内隆哲	議員
３番	橋本将	議員	４番	宮本大裕	議員
５番	狛守勝義	議員	６番	小林智	議員
７番	藤野和美	議員	８番	吉本秀二	議員
１０番	畠山美幸	議員	１１番	川口浩史	議員
１２番	渋谷登美子	議員	１３番	森一人	議員

○欠席議員（１名）

９番 青柳賢治 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
根岸隆行	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長

馬	橋	透	生涯学習課長
中	村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和6年第4回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第15号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について、発議第16号 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出について、発議第17号 包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について、発議第18号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についての4件であります。これから事務局からコピーした上で配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

なお、予定されておりました追加議案については、本定例会での審議は行わないことになりました。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 本日の一般質問は、議席番号11番、川口浩史議員。

質問事項1のいじめ・不登校についてです。どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めてまいりたいと思います。

いじめ・不登校について、第1問目であります。

10月31日、文部科学省は、2023年度のいじめが73万2,568件、前年度比5万620件の増であったと

いうことでありました。一方で、不登校が前年度比4万7,000人増の34万6,482人になり、ともに過去最多を更新したと発表いたしました。そこで、伺いたいと思います。

(1)、本町のいじめ・不登校の5年間の推移は。

(2)、どのような対応をされたのか。また、解決に導いた件数は何件か。

(3)、学校統合による教員数の減は、さらなる増加を懸念いたします。対応は考えているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

令和2年度から令和6年度の5年間のいじめ認知件数の推移につきましては、令和2年度、小学校9件、中学校4件、令和3年度、小学校3件、中学校7件、令和4年度、小学校5件、中学校3件、令和5年度、小学校23件、中学校12件、令和6年度、小学校2件、中学校3件。令和6年度につきましては、令和6年7月31日現在で捉えております。以上となっております。

令和2年度から令和6年度の5年間の不登校児童生徒の推移につきましては、令和2年度、小学校6名、中学校23名、令和3年度、小学校10名、中学校24名、令和4年度、小学校15名、中学校25名、令和5年度、小学校16名、中学校36名、令和6年度、小学校14名、中学校16名。こちらも令和6年度は、令和6年7月31日現在で捉えております。人数の推移につきましては以上でございます。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。いじめのケースは様々ですが、被害児童生徒、加害児童生徒、また周りの児童生徒へ聞き取りを丁寧に行い、事実確認を行っております。それを基に、加害児童に対する指導、保護者への連絡、再発防止のための見届け、学年及び学級への全体指導といった対応を行いました。決していじめは許さないと毅然とした態度で指導するとともに、被害児童生徒へは心のケアといった対応を行いました。

いじめの解決に至った件数についてですが、令和5年度に認知した小学校23件、中学校12件は、令和6年7月末現在において全て解決しております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。いじめ問題、不登校児童生徒の増加は、嵐山町のみならず日本中で大変大きな課題となっております。学校、教員が「いじめや不登校はどの学校でも起こり得る」という認識を持って対応していくよう教育委員会では指導しております。現在も各校における教育相談体制の充実とともに、生徒指導等に関する加配教員の配置、教室に入れない児童生徒に対するスペシャルサポートルームの設置及び人員の配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門的な知見を持つ方々を配置するなど対応をしております。統合後もこういった支援体制が継続できるよう努めるとともに、さらなる支援策を検討してまいります。

統合によって、子どもたちの教育環境は大きく変わります。期待も大きいと思いますが、不安を

抱く児童生徒も必ずいると思います。こういった児童生徒一人一人に目を配り、いじめ撲滅、不登校児童生徒の減少にしっかり取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 推移ではありますが、年度によって増えたり減ったりということで、こういう推移であったのかというふうなことでは分かりました。（１）は結構です。

（２）なのですが、特に令和５年度、小学校で23件、中学校で12件と、ほかは1桁ですけれども、2桁であるわけですね。これが全て解決したという今の答弁なのですが、どのように確認をして解消したというふうになったのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

いじめ解決につきましては、見届けが大事になるかと思っております。この解決をしたというふうな判断の基準といたしましては、発覚をして指導を始めてから３か月間、子どもの聞き取りであったり観察をすることによって、その３か月間そういったことがなければ、一定の解決というふうな形でみなして計上してございます。これを過ぎましても、引き続き継続して見ていくことは大事だと思っておりますので、解決したと、数字を上げたからといって、もうそれで見届けを終えるわけではございませんが、この数というのは３か月間という期間を聞き取り、観察で見ているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この３か月間で終わりの日というか、週というか、本人にはしっかり聞き取りはしているわけなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 いじめの指導で非常に大事になりますのは、本人との教育相談が非常に大事になると思っております。この指導の中でも、その後指導を繰り返す中でどう変わっていったか、そういったことは本人からの聞き取りを行って行って、その結果、３か月間もうそういったことが再発が起こっていなければ、一定の解決という形でみなしてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。その点は分かりました。

それで、いじめ、不登校で、特にいじめで大変苦しんでいるという児童生徒が多いから、社会問

題になっているわけですね。小学校のときに、ちょっとある新聞に入っていたわけなのですが、いじめに遭って不登校になり、悩み続けた末、二十歳でこの方は自殺をしてしまったと。中学校のときのいじめが原因で、対人恐怖症や頭痛に今も苦しむって、何歳なのかちょっと分からないのですけれども、苦しんでいると。こういうことが起きるということで、社会に出てもしっかりと働くことができない、やっぱりそこが一番大きいと思うのです。ですから、いじめ防止というのはしっかりやらなければいけないというふうに思うわけです。そういう点で、この解消というのは本当に3か月間だけで大丈夫なのかというのが、今の体制でできないということもあると思うのですけれども、体制的に3か月見て手いっぱいだということがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

3か月間でその子どもの生涯にわたって全てのことが解決できるかどうかという、それは3か月で大丈夫だと断言できるものではございません。ただ、3か月というのは、様々な調査でいじめが一定の解決をしたかどうかとはかる基準として、3か月というものが挙げられてございます。そこまでは、まずはしっかり指導をし、本人の様子を見届けた中で、一定の解決をしたかどうかという判断をしてございます。初めにご答弁させていただきましたように、それでその子どもの見届けが終わるわけではございません。義務教育でいる期間というのは、9年間と限られた期間ではございますが、その間というのはその子どもの様子はしっかり見てまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。

それで、（3）のほうにちょっと移りたいのですけれども、教員が今度減ると、統合になると。一番大事なのが先生が目が行き届くかどうかだという専門家の意見があるわけです。指摘があるわけです。その点が不十分になるということは十分考えられると思うのですけれども、そういうふうに捉えているのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

いじめや不登校というのは、学校の規模によらず、また地域によらず、どこでも起こるものだと捉えてございます。また、そのように捉えて教育活動に取り組むことが大事だと思ってございます。規模が大きくなった場合、当然子どもの数が増えます。教員の数も増えますが、そのところでもしっかり見ていく必要があると思います。今一番大事だと思っておりますのは、教員がたくさんい

ると、子どもたちの情報もたくさん得ると思うのですが、教員間のネットワークというのが非常に大事になると思います。小さな規模で教員の数が少なければ、特段生徒指導、教育相談の情報交換という機会を設けなくても情報が共有されるかもしれません。しかし、大きくなれば、そういった子どもたちから得た生徒指導、教育相談の情報をきちんと情報共有する時間であったり、組織体制というものをしっかり整えていくことが必要だと思います。そういったことは、新校の開校に向けては、統合準備委員会、その中に学校教育の部会がございますので、そういったところでもしっかり新校での体制というものを整えて、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今教育長は、教員が増えるとおっしゃったのですか。教員は減るわけですよ、小学校で13人、中学校で4人。ですから、その分どうしても目が行き届かなくなるのではないかなと思うのですけれども、そういう行き届かなくなるということを捉えているのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

私が教員が増えると言いましたのは、1校に在籍をする教職員が増えるということです。教職員が増えますと、その教職員一人一人が子どもたちからの様々な情報を集めます。その情報を共有をするということが非常に大事になります。そのことが組織体制で、組織でいじめや不登校に対応するということになりますので、1校の教員が増えますので、情報量も増えます。それをしっかりと共有をする、そういう体制をつくることが大事だと捉えてございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 重ねて伺いますけれども、教員が今の人数よりは1校では増えますが、今の5つの学校を集めた人数よりは減るわけですよ。当然教師の目が行き届かなくなるのではないかというふうに私は考えるのですけれども、教育長もそのように捉えているのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

教師1人当たりの児童生徒数というのを数学的に割り算をしますと、それは当然新校のほうが大きくなると思います。そういったところではございますが、だからこそ教職員にはしっかりと子どもたちをよく見てほしいという働きかけ、そして現在も行っておりますが、子どもたちへは目の行き届かないところでもできるかもしれませんし、表に見せない子どももいますので、教育相談のアン

ケートを定期的に今も行っています。そういったものというのを密に行いながら、そういった統合によって生じるとされるデメリットというのは、しっかり解消をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） やっと教師の目が行き届かなくなるということもあるということを認めたわけでありますが、先生の中でもベテランと若手とあるわけですよね。経験の浅い臨時的任用教員等に、正規の教師もそうですけれども、それに対しての指導する方を講師として任用していただきたいということを求めているわけですよね。これは、朝日新聞にも載っていましたが、経験の少ない若手教員への支援ということが必要だと、これ専門家からあったということなのだと思いますけれども、やっぱりそういう方向は取っていかなければいけないのではないかと思いますけれども、みんな教員は同じではないわけですから、いろんな経験を積んでベテランになっていくわけですから、そういう方向を取っていくというお考えなのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

若手人材の育成というものは、教員によらず全ての職種で今非常に大きな問題になっていると捉えてございます。教員も同じだと思ってございます。まず、1点は、教員の育成に関しては、県教育局のほうでしっかりと、初任者から2年目、3年目、5年目、10年目、20年目と研修機会をつくってございます。一旦これ、コロナの関係で様々な対面的な研修がなくなっておりましたが、再開をして、そういった研修を進めているところでございます。

町内におきましては、長期の教員といたしまして、校長を経験をした職員を教員として雇用してございます。その職員には、当然子どもたちの授業を見るだけではなく、若手職員等のそういった育成ということもお願いしているところでございますので、そういった支援は大事だと思って取り組んでございます。

最後に、学校統合を行いますと、学校の規模が大きくなって、教員が増えると言うと誤解が生じてしまいますので、1校当たりの教員が増えます。1校当たりの教員が少ないと、どうしても教員同士で学び合ったり、若い教員を指導する先生というのが配置が難しくなります。規模が大きくなることによって、様々な年齢層の教員を配置することができます。そういった中で、OJTによっても若い職員を育てるということが十分に可能になると思ってございますので、そういった教員養成、教育の質の向上という面からも、学校統合というところは一つの推進する要因と考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 学校が大きくなればいいことがあるのだということで、いいことがいっぱいあるのだというような捉え方を私今したのですけれども、そうなのかなということを感じるのですよね。

七郷小学校には、いじめ、不登校はこの5年間どのくらいあったのでしょうか。課長でいいですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

町内の各学校における個別の件数については、従来からお答えを控えさせていただいておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 恐らくなかったか、本当に少ない少人数だと思うのですよ。これは、七郷小学校だけのことではないのですよね。

今年、教育の関係でちょっとある研修のところに参加させてもらったのですけれども、四万十、四国の高知ですよ、四万十市の中のどこかの学校なののですけれども、本当に少人数で、人数ちょっと聞かなかったのですけれども、まさかあのときに全員が来たのだと思えないのですけれども、20人ぐらいがちょっと前に立ったのですけれども、多分あれだけではないと思うのですけれども、そのとき私質問で、いじめ、不登校はありましたかということ聞いたのです。そうしたら、そういうものは一切ありませんということで答えていました。少人数というのは、やっぱりそういう利点がある。社会出ても、いじめ受けていないのですから、本当に伸び伸びと仕事ができるという形になると思うのです。やっぱり少人数というのは、そういうメリットがあるわけですよ。七小もやっぱりそういう面があるわけです。

ついでに言いますと、1人は今年から高校に入ったのです。女子生徒が2人いて、1人は多人数の学校に入ったのです。その方に、いきなり大人数の学校に行って、萎縮や戸惑いはありましたかということ、前に課長がおっしゃっていたので、聞きました。そうしたら、「私が好きで選んで入った学校ですから、そういうものは全くありません」というふうに答えていて、これは自分で選んだ学校に入れたからそうなのだけれども、全員がそうではないので、入れていない子どもたちはどうなのかはちょっとまだ分からないのですが、私は順応できと思っています。初めちょっと戸惑いがあるかもしれませんが、順応というのはできるというふうに思っています。

それで、そういう少人数のよさ、これは教育長はそのとおりだというふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

大規模の学校、それから少人数の学校、七小のように非常に小さい学校とありますが、学校の規模でどちらかが全ていいということはないと思ってございます。少人数の学校には、少人数の学校によさというものは当然あると思っています。また、規模が大きい学校には、規模の大きい学校によさということが当然あると思ってございます。それぞれの場面によって、そういったよさ、それからメリット、デメリットがありますので、現在統合については、総合的に考えたときに統合のほうがいいという判断で進んでいるものでございます。統合しても大規模な学校にはならないのですけれども、嵐山の場合には。今よりも規模が大きい学校になった場合、少人数の学校から統合したときに生じるデメリットというのは、最大限教育の中でそのデメリットを解消するような取組を行っていった、そういったメリットは最大限に生かして、デメリットは極力減らす工夫をすることによって、教育効果を上げてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 四万十の件なのですけれども、続き言うのを忘れてしまったのですけれども、いじめ、不登校はなかったということでその生徒は答えました。学童指導員の方が来ていて、学童でずっと子どもを見ていると、当然けんかはあるのだということで、でもけんかの仲直りの仕方を私たちは教えているから、だから大きくなってもしじめには発展しないのではないかなというふうに思いますという、そういうふうに言っていたのです。やはり子どもに目が行き届く、私はここが一番大事なのではないかなと。

いろんな施策をこの社会問題、いじめ、不登校がね、社会問題化して取ってきていますよ。でも、それが功を奏しない、逆に増えている、ここのところね。私は、そこをやっぱり考えていかないといけないなというふうに思います。残念ながら、嵐山では学校統合がもう条例でも決まってしまう、そういうふうにはなりそうもないのですけれども、対策はしっかり取っていかないと私はいけないなというふうに思いました。

それで、ついでに言いますと、文科省が捉えているいじめの原因が何かということでは、これNHKで昨年あったことなのですけれども、家庭にあるというふうに、文科省は30.8%だったわけです。ところが、NHKでは21%だったと。学校でのいじめ、これは文科省では0.4%しかなかったと、学校でのいじめがね。NHKが調べてみると21%というふうに、捉え方が違うわけです。捉え方が違っては対策の仕方も違ってきてしまいますので、やっぱり正確に取っていかないといけないなというふうに思うのです。その点はきちんと嵐山町では、原因が何なのか、それに対しての対策がしっかり取れているのかだけ、最後に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

NHKの調査というのがどのような根拠で調査を取っているかというのを私はちょっと承知して
いないところでございますが、まずもっていじめの定義というものが、一定の人間関係のある中で
身体的、精神的に苦痛を感じる行為があった場合をいじめというというのが現在の定義でございま
す。ですから、この定義に従っていじめの認知件数というのは調べてございますので、嵐山町の場合
に令和5年度が非常に他の年度に比べて、これはいじめの件数ではなくて、いじめの認知件数で
す。認知件数が多かったと思います。これにつきましては、このいじめの定義を十分にもう一度学
校に指導主事から周知を図って、こういった可能性のあるものはきちんと全部精査して、精緻な調
査を行って拾い上げなさいという指示の下でやっておりましたので、非常に数が増えているもので
ございます。どのようないじめの様態があったかというのは調べてございますが、いじめの原因が
何であったかという調査については、この調査については取ってはございませんので、このデータ
は今ここにはございません。私の中でも、いじめの原因を表した調査というのは、なかなか正確な
ものが国とか、そういったところから出されていたという認識はちょっとないものですので、いじ
めの様態はもちろんありますが、またその辺りにつきましては、しっかりと内容のほうも子どもの
聞き取り等の中から、きっかけであったり、そういったものはしっかり子どもを支援する中で見極
めてまいりたいと思います。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 原因が分らないと、対策はただ子どもに元気になれ、耐えて生きろとか
という形にしかならないと思うのです。その子どもは、もういじめに遭うというのは自分が疎外さ
れているということですから、非常に疎外感というのは私は強い、自己肯定ができない気持ちにな
ると思うのですよ。ですから、死や自殺までいってしまうわけですからね。原因が分からなくて対
策の立てようは私はないのではないかなって思いますので、今後の方向性としては、様態がどうだ
とかということだけではなくて、やっぱり原因まで確認して、そこから対策を打っていく、これが
大事ではないかなというふうに思います。そういうことを一言申し上げて、何かありますか。

○森 一人議長 ありますか。

答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 私がもしかして質問の意味を捉え間違えていたかもしれないのですけれども、い
じめの原因という質問でよろしいでしょうか。すみません。

今いじめの原因は、指導の中では、そこは基本的になぜあなたがいじめられているのですかです
とか、そういったことというのは調べたり、指導の対象にはしてございません。いじめは、いかな

る理由があってもいじめはいけないのです。以前は、いじめられる側には原因があるのではないかと、そういう理論でお話をする時代もございました。でも、今はいじめはいかなるものも、いじめられる側に原因があるのではないかと、こういう理由だからいじめるといいういじめの理由を追求するのではなくて、嵐山町でもどこでもいじめは絶対にいけない、理由のいかんは問わないというのが現在の指導です。ですから、今いじめの原因を追求をして、それに応じた指導というのは、もちろん原因が分かるものについては説明をして、それに応じた指導はしていくつもりですが、今現在いじめの理由を追求をするという形の指導の方法というのは考えてはございません。いじめはとにかく絶対にいけない、このスタンスを貫き通したいと思ってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 一般論というか、そういう形だけでは私は防げないというふうに思います。だから、NHKはこういう形で質問を変えてきたのだと思うのです。文科省では、そういう家庭が原因で、学校でのいじめなんて起きていないのだというのが文科省の集計を取った見解なのですから、それではいじめはなくなるだろうということでNHKは取ったのだと思いますよ。そのまま引き継いだのでは、その範囲でやっているだけではね、私はなくなるというふうに思います。原因があって対策がある、私はそう思いますよ。そうではないですか。

○森 一人議長 それについて何かありますか。

答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 先ほど申し上げましたように、いじめにつきましては絶対にいけない。私のほうも議員さんの指摘をされた文科省調査をもう一回調べてみようと思うのですが、私のほうも文科省が発表した10月31日付の調査のほうは全て目を通してございますが、その中にいじめの概要の中には、いじめの原因について言及されているところは私はなかったと認識してございます。不登校の原因については、家庭のこと、それが非常に少ないが、学校生活のことは3割等は出てございましたが、私が目を通した文部科学省の資料の、多分議員さんと同じ日に発表された資料には、いじめの原因の追求はなかったと承知してございます。ですが、私はいじめの原因を追求するのではなくて、いじめは全ていけないことだという指導で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 10月31日のあの発表ではないですよ。NHKが取ったものなのですから、NHKが独自に調べたものだと思います。そこに差異があったと、大きく捉え方が違っていたということですから、この数値は私は大事、違いをしっかりと認識して、私は対策取っていくことが必要だというふうに思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 国立女性教育会館の研修棟廃止についてです。

国立女性教育会館は残ることになったわけですが、研修棟は廃止の方向であります。今後、若干の会議室はつくられるということではありますが、講堂のような大規模会館は本町からはなくなるわけです。代わりの施設の考えについて伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 質問事項2につきましてお答えいたします。

本年7月30日、新法人に必要な機能を本館に集約し、宿泊棟・研修棟・体育館等は令和12年度までを目途に撤去する方針が国から示されました。研修棟の代替施設として、ふれあい交流センター・北部交流センター・小中学校の体育館等を活用したいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 昨日渋谷議員が、研修棟だけではないですが、必要性をしっかりと訴えて質問したわけですね。私のほうは、昨日ありましたから、この代替施設がないのかと、造る気はあるのかということで、その点だけでちょっとご質問したいと思います。

ふれあい交流センター、北部交流センター、あるいは体育館等ということで、ここを代替施設にするということですが、今のふれあい交流センター、北部交流センター、小中学校の体育館等の利用状況というのはどうなのでしょう。利用状況……

○森 一人議長 利用状況でよろしいですか。

○11番（川口浩史議員） うん、まずは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

まず、ふれあい交流センター、北部交流センターですけれども、通常の活動ということでよろしいでしょうか。コロナ禍明けまして、利用状況、大分利用されているような状況になっております。

それから、小中学校の体育館なのですけれども、こちらにつきましては、生涯学習課は社会教育活動ということで、学校が使っていない時間を管理しておりますけれども、その点につきましても夜間ですとか、中学校については夜間、小学校については昼間から土日、スポーツ団体等が利用している状況であります。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 研修棟でいろいろ会議室使うわけですね。あそこでの嵐山町民の利用というのはどのくらいあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

町民の皆様が使う、任意団体の方々が使う数等について、使用状況については町としては把握してございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） その把握がなくて、ここを代替施設で足りるというふうに判断したわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、町民の皆様がどこまで今のヌエックの研修棟を使っているか、どっちかという会議室という形でよろしいかと思うのですが、全て把握してございません。交流センター、北部交流センターで、具体的に数字で計算をして足りるということではありません。私ども、それほどヌエックの研修棟の会議室等をもう頻繁に使っている、町民の皆様がです。ほかの比企管内とか、広い意味ではかなり使っているかなと。私たちもヌエックの研修棟を使うときに、どういう方たちが使っているかなというのはよく入り口に貼ってありますので、見ます。決して町民の皆様がというわけではなく、結構幅広く使っているというふうに私たちは認識してございますので、それほどではないのかなというふうに。ここは、すみません、肌感覚というふうになってしましますが、全ての方がふれあい交流センター、北部交流センターをというわけではないのかなというふうに思っ、交通の便とかを考えてヌエックを使っているというのがかなり多いのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 人数が分からなくて、どのくらい増えるかというのは、当然それは分かりようがないわけですがけれども、ふれあい交流センター、北部交流センター、かなり利用が高まってきていると。その上、利用は増えるというわけですよ、向こうがなくなればね。大丈夫ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

今地域支援課長がお答えしたとおり、町民の方が主導で使用しているという数は当然把握していないのですけれども、町のほうで主催する事業、生涯学習課のほうで事務局をしている事業、例えば七つの祝ですとか、比企地区人権教育推進協議会というのを事務局しているのですけれども、そちらの総会ですとか、それとか嵐山まつり文化展、嵐山町文化団体連合会のほうが主催でやっている発表のほうなのですけれども、そういったものとかが代替施設があるかということを考えますと、ふれあい交流センターや北部交流センターで十分できる人数ということになっております。ですので、町のほうで主催する事業については、代替施設として北部交流センターやふれあい交流センターで十分足りるという認識でいます。

ただ、町民の方が自分で国立女性教育会館の研修室とかを予約して、そこで毎年やっているものを例えばふれあい交流センターですとか北部交流センターでできるかというところにつきましては、数については把握していませんが、それほど数ではないという認識ですので、その辺がもし移動してきたとしても、十分対応できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） どのぐらいの人数が使っているかというのがやっぱり一番大事なわけですから、そこをつかまないとこういう方向だけ決めましたというのは、私はよくないのではないかなというふうに思うのです。もう少し数で捉えて、そして対策を、代替施設のことをお考えいただきたいというふうに思います。もう同じような答弁になってしまうと思いますので。

それで、体育館は、この大規模な会館、講堂の代わりという理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど言った、こちらで事務局というか、している事業につきましては、例えば七つの祝につきましては今年は86人が対象でした。出席者は、そのうち64名だったのですけれども、それらの保護者等が参加するとしても、講堂については前半分しか使っておりません。ですので、ふれあい交流センターで足りると思っています。

例えば文化展につきましては研修室を使っていますけれども、最近の団体数を見ますと、参加団体は23団体、そのうち一般の団体が17、それから各学校にお願いしていますので、大妻入れて6校、そちらの出展につきましても、ふれあい交流センターで十分できる。

それから、比企地区人権教育推進協議会、先ほど総会すると言ったのですけれども、そちらもヌエックのほうの会議室いつもお借りしてやっていますけれども、そちらも80人程度の参加ですので、十分北部交流センターでできるというふうに考えていますので、体育館等をもし使うとすれば、もっと芸能関係で発表会をするとか、お客さんが200人以上集まるような設定であれば、なおかつ舞台

ということになると、学校の体育館を利用するということも考えられますけれども、それ以外の行事については、北部交流センターとふれあい交流センターで足りるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 文化展のことは、昨日町長からありましたので、ちょっとこれ聞くつもりでいたのですけれども、そうですか。何とか足りるという判断で。

それはではいいとして、大規模な講堂のほうですが、講堂の代わりを体育館が今後はしていくのだという考えなわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

講堂の代わりということではないのですけれども、講堂を使わないとできない規模のイベント、町が主催するものは今言ったとおりないのですけれども、そういったことが必要になった場合には、恐らく体育館が一番大きい、面積的にも大きくなりますので、どこかの体育館を使うということは考えられると思いますけれども、今現在考えている事業の中では、体育館を使ってまでやるものはそれほどないのかなというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 町ではなくても、町民の中でどういう団体が、今はないのかな。今はあるかどうかだけちょっと。町民の中ではどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 こちらに全ての情報が回ってきているわけではないのですけれども、こちらで把握している芸能部会の発表ですとかは、北部交流センターを使って今毎年やっていますので、ヌエックの講堂を使ってまで人を呼んでやるというものについては把握しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。今後どういう団体が生まれるか分からないわけですが、この会館の意義というのをちょっと見てみたら、地域住民が交流し、情報共有や意見交換などが進んで、助け合いなどに通じていくのだということなのですね。地域問題の解決や活性化に寄与するコミュニティづくりになっていくということ、これは会議室も含めてのことなのでしょうけれども、やはり大きな会館というのも必要だというふうに私は捉えたのですけれども、これを見ましても、嵐山も当初は、この駐車場の向こうに町民会館造るという予定だったわけですが、ヌエ

ックがあるから、女性会館があるからね、造る必要はないというふうに判断したというふうに聞いています。それがなくなるわけですから、だからその代わりの体育館だということですよ。有名な歌手なんか来ますと、当然人数は集まりますよね。音がどうなのだろうかなって私ちょっと気になっているのです。歌手が求める音って水準高いと思いますので、あまりよくないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 お答えいたします。

確かにプロの歌手等が使用する場合には、体育館は適さないというふうに考えております。そのような方を例えば呼んで、何かイベントをするという大きなことになった場合には、別の施設を考えるというのが必然かなと思います。要するに、嵐山町でプロの歌手とか音楽隊を呼んで何かをしようという計画も今のところありませんので、何とも言えないのですけれども、以前は音楽祭とかを確かに講堂でやっていましたけれども、今はその音楽祭も実施していませんので、嵐山町が主催する事業ということで考えますと、先ほど言ったとおり、繰り返しになりますけれども、町の施設で足りるのではないかなというふうに判断しております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 町が考える範囲だけではやっぱりまずいわけですよ。町民のことを考えたことが必要だと思うのです。考えた上でこういう判断しましたよというのであれば、まだ私は分かるのですけれども、そうではないということであるわけですから、やはり有名な歌手や演奏家が来て、来るということはいいいことではないですか、嵐山に。そういうのはね。嵐山を一層有名にするというか、名を届けるような形になるわけですのでね。そういう点でも、まずは皆さんの判断を、私はしっかりこういうことを考えてこういう判断したのだということであればまだ分かりますけれども、そうではない、ただこれは代替施設がこういうので、形だけはあるということだけでは不十分だなというふうに思うのですが、一層の検討が必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。これ課長ではもう……

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

昨日渋谷議員さんの質疑の中でもご提案をいただき、また存続についてということでご質問をいただきました。その中でもお答えをさせていただきましたが、今回のヌエック、国立女性会館の今後の方針というのは、これはあくまでも国の方針でございます。女性会館は国の施設でございます。男女共同参画を推進するために、当時国としてあのような施設が必要である、その中には宿泊

棟も必要である、研修棟も必要である、そして講堂も必要である。あの中には国際大会議室もございます。そういった全ての施設をあそこに備えて、そして男女共同参画の国としての推進をしていくのだと、そういった目的のために造られた施設というふうに認識をいたしております。

昨日のお話の中でもございましたように、国ではここで移転あるいは廃止、そういったものを決定した。その中には、男女共同参画をこれでやめてしまうということではなくて、時代の流れ、社会の流れ、デジタル化、そういった全ての要素を含み、そしてなおかつ今の施設の効果、事業効果ですね、そういったものを踏まえた上で総合的に判断をして、女性会館の総合的な本部としてはそこに残し、デジタル化も図っていくと、さらに男女共同参画は進めていくのだと。ただし、その中で一定の事業効果を達成したとみなされる、あるいは今後の施設として維持管理をしていく効果が、ある程度の目的が達成されたというような研修棟や講堂、そういったものは、いわゆる維持経費も含め、総合的な判断の上でそちらについては廃止をしていくと、こういった決定がなされているというものでございます。町がこの方向を決定をしたということではなくて、あくまでも国が男女共同参画をさらに進めていく上で、国立女性会館を今後どのように活用していくかということで決定をした方針ということで、町のほうでは認識をいたしております。それに対応して、確かにおっしゃるように、嵐山町では恩恵を受けながら施設を利用させていただいた。ただし、それがなくなるということになりますと、町としては町の中の施設を最大限活用して、事業継続に向けて最大限の努力をしていくと、このような考えであるということでご理解をいただければというふうに思います。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 本当に残念で、そういう点ではね、残念だと言うしかないのですが、私の質問は、その代替施設が、やっぱり大規模なものも町民の要求から出てきた場合に、応えられる施設を嵐山町が用意していくのかどうかということなのです。今のだと、それは体育館ですよ。専門家から見たら音がどうもねということでは、やっぱりここは、ではまずいなというふうになるのだと思うのですよね。嵐山では駄目だと、ほかのところへ行かなくてはというふうにな。そこをしっかりと判断して、それでも体育館やるのだというのであればまだ分かりますけれども、不十分な検討だと、検討段階ではないかなと私は今思いますので、今というか、そう思いますのでね、その辺は今後検討していつていただきたいというふうに思うのですけれども、これいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 本当に残念だなという思いは、昨日も町長のほうからもお話がございましたように、今まで嵐山町として使わせていただいていた施設、大変恩恵を受けて便利に使わせていただいていた。その施設がもうなくなるという町の私ども、あるいは町民の皆様の考えは、当然残念であるということについては、これはもう間違いのないところでございます。しかし、それがなくなる

ということについて、今嘆いてばかりではいけないわけございまして、今町民会館というお話がございました。過去にはそういったことを造っていくという計画もあったと、確かにございまして、それを研究をいたしました。私どもも研究はさせていただいたという経験がございます。

あのいわゆる講堂、これを維持管理をしていくということについては、例えば先ほど川口議員がおっしゃいました音楽事業等の1公演行うために、例えば公演をしますと、大きな機材を持ってきます。歌手の方が歌を歌われます。そして、入場料を取ります。その興行をするための入場料の収入というのは、300人程度の講堂ではとてもとても駄目だそうです。皆野町では実は、300人だったと思うのですけれども、そういった講堂を造りまして、当時嵐山町ではそのようなぐらいのいわゆる講堂があれば、ちょうど町の事業としては適正なのではないかというふうに思った次第です。そこで、視察に行ったことがございましたが、1興行というのは100万、200万単位でかかるのだそうです。機材から全てのものをですね。そして、それを入場料収入で取りますと、300人では1日に2公演やらないとその経費が賄えないということで、300人や400人程度の講堂を造ったのでは、とても利用してもらえるような興行というのはないと、最低でも600人以上それは必要だというようなお話もございました。

また、それ以後も、今の社会情勢を考えますと、そういった当時に公民館を造った、そういったところについては、いわゆる利用者数が非常に減ってきているというのが現状でございます。例えば小川町の文化会館、吉見町の会館、そういったところの規模もございしますが、その維持修繕をしていくためには、いわゆる興行収入、いわゆる使用料、そういったものが非常に少なくなっているということで、大変維持管理に苦労しているという実態もございます。そういったこともございまして、今後嵐山町でそういった文化会館等の施設を造っていくということについては、今の社会情勢から考えると非常に難しいのではないかというふうに考えております。

そういったことで、町でそういった公演あるいはものを行う場合には、町内でなければ近隣であるような施設も使用するということも考えながら今後の対策を考えていくと、実態的にはこのような形になろうかというふうに考えております。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。町の方向性は、もう決定だということのようですね。分かりました。何人かの町民の方からちょっと意見寄せられていて、どうなるのだということでありまして、それで今回質問をしたわけですが、やはり社会教育の振興というのは、小さい会議室だけではなくて、会館のような大きなものも含めて、町民や地域社会の文化の向上と福祉の増進に寄与するものだというふうに、会館というものはそういうものなのだというふうにあるわけですね。ですので、採算が合わないということでは……私も難しいな。私自身も検討したいと思いますけれども、そういうことでちょっとここはやめておきたいと思います。

次に行きたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 防火水槽についてです。

火災期を迎え、準備が大事であると考えます。ベイシア電器嵐山店に隣接する防火水槽が分りづらくなっております。そこで、伺いたいと思います。

（１）、防火水槽の看板が壊れております。対応をどのように考えていますか。

（２）、周りに木が生えていて、場所の確認が遅れる可能性があります。対応について伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問事項３の（１）、（２）につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。議員ご指摘のベイシア電器嵐山店及び国道254号に隣接する防火水槽の看板破損や周囲の樹木ですが、この防火水槽はベイシア電器嵐山店の建設に伴い、店舗側が設置した私有の防火水槽です。店舗の敷地内に設置されていますので、土地を含めて店舗側の所有・管理物となります。ただし、樹木の生えている場所が国道敷ならば、埼玉県管理となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。あそこの防火水槽は、ベイシア電器のものなのですか。なるほどね。そうすると、あの地域周辺に火事があった場合に利用はできないということになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんご指摘の防火水槽は指定防火水槽という形で、消防水利に指定をされております。防火水槽ができたときに、消防のほうから指定をしたいという形でお話があって、もう建物を造る段階からそういう話があるのですが、承諾書というものを消防庁、これ比企広域の消防本部に、指定されることを承諾しますという形で書類を提出します。それによって指定防火水槽という形になって、誰でも使えるというふうな形になりますので、あの防火水槽に限って言えば指定の防火水槽ですので、誰でも使えると、そのようなご認識でよろしいかと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今から21年前、2003年の3月に、あそこの国道のところで家屋がね、家屋火災があったのです。そのときに消防士が当然来て、消火栓を探したのですけれども、見つからな

かったと。見つかったのですけれどもね、見つかるのが遅くなってしまったということなのです。消火にだから時間かかって、もう全焼ですよ、あそこはね。全焼でした。もう人も亡くなっております。

そういうことで、分かりづらいというのは、消防士、多分消火栓はここにあるよというのは学んではいると思うのですけれども、いざとなったときには意外に分からないのかなというふうに思います。ですから、分かりやすい形にしていくべきだと思うのですけれども、そういう点で、あそこは看板がありません。周りには木が生えています。まず、その看板と、まずというか、看板と木は、木は切ることはできないかな。勝手には切ることはできないか。少なくとも看板は必要だと思うのですけれども、その設置のお考えをちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんのご質問をいただいて、消防署のほうに確認をいたしました。指定の防火水槽に関して、私有の防火水槽はどのように管理を消防署としてはしているのだという形で聞きましたら、全てお任せしていると、もうそういうような答弁でしたので、基本的には看板の、今看板が取れて下に置いてある状態です。あとは、3方木が生えておりまして、1方だけ木が生えていないので、そこにちょうど消火栓の給水を入れる口が、防火水槽に給管を入れる口がありますから、実際に確かに支障はございませんが、道路からは正直言って私も見えなかったというのが正直なところでございますので、ただ確認をしたところ管理は当然私有ですので、お願いをしていると、そういうようなお答えでした。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 重ねてどうぞ。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

看板も含めて私有の防火水槽というのが消防の解釈でございました。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それではまずいのではないのですかね。承諾書を取って、周りの人もその水で消火されて助かるということが考えられるわけですから、やっぱり町が看板は設置するべきだと思いますよ、少なくともね。その考えがないというのは、やっぱり私はまずいと思うのですけれども、そうはお考えにならないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんのおっしゃることはよく分かります。防火水槽に、消防水利に関しては、あくまでも消防署、消防庁というのが消防法に書かれている一義的ですので、一義的には消防なのだということでご理解いただいて、その上で町がつけたらということでしたら私もお答えはできるのですが、もう町がつけるものだというではありません。消防法で消防署、庁というふうにもう決められておりますので、その切り分けだけはお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ベイシア電器がつけるべきだということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私が消防に確認した限りでは、その管理もお願いしていると、そのような一応お答えはいただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ベイシア電器がつけるという形になっているわけですがけれども、今の答弁でね。だけれども、周辺の住民も、町民がね、ありがたい施設ですよ、それはね。利用できればね。であれば、私は設置ぐらいのお金を出して、名目上ベイシア電器がつけたという形にすべきだと思うのですよ。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

消防のほうには話をさせていただきます。私どもで、実際確かに私が見ても、木がもう恐らく設置して30年とかというふうな期間がたつのかなというふうに思いますので、もしかしたら30年間手をつけずに木が伸びてしまったのかなという思いはございます。なので、少し管理をしていただけませんかとかという形をお願いをするということは私どももできますので、一応消防のほうには話をして、消防は消防の立場がありますので、一応そのような形でお願いに行くとかということは私の仕事としては可能かなと思いますので、検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） お願い行って理解いただければいいのですけれども、周り、嵐山町民もその承諾書でやって、恩恵を受ける場合があるわけですよ。町がただお願いだけというのは、私はいかななものかなと。補助を出しますから、一緒にやりましょうという形が必要ではないかなと思

うのですよね。あくまでも消防、比企広域消防、嵐山の、そこから依頼がないと駄目だということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

私が確認した限りでは、管理はあくまでもベシシア電器側が行うべきだという形で、私設の防火水槽ですから、ですからその上でお願いし、取れてしまっているの、そのままつけられればいいのしょうけれども、ねじを締めるところがもう破損してしまって取れてしまっているとか、いろいろあるのだと思います。私も現場を見ておりまして、ポールが立っていて、看板が下に置いてあるのです。ですから、多分つけられないのだなというふうには思います。その辺も含めて、消防のほうにちょっと相談をしてみたいというふうに思っておりますので、一応その辺の線引きだけはしっかりさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっと課長だと、もうそこまでだと思うのですよね。やはり町としては、町民が恩恵を受けるわけですから、看板の設置に対しての補助ぐらひは私は出すべきだと思いますよ。いかがですか。その考えがあるか、ないかだけちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

課長もお話をさせていただきましたけれども、川口議員のお気持ちは本当によく分かりますし、私もほぼ同じような、それでこの状態ですから、これまさに本当ご指摘のとおりかなと思います。しかし、今説明させていただいたとおり、やはり我々行政というのは、法律、条例、そういったものにきちっとのっとった形でどうしてもやらなければいけない。例えば、このケースはちょっと違いますけれども、空き家あるいは隣のうちからどんどん、どんどん枝が出てきてしまって、それでもううちのほうなんかとんでもないことだと、それを例えば勝手に切ってしまったと。だって、こっちが迷惑しているのだから、当たり前ではないかと、うちの方に入り込んできてしまって。でも、それが逆に裁判ということに訴えられたときには、迷惑かけられているほうで気利かせて切ったにもかかわらず、こっちが悪い者になってしまうというのが判例として出てきている。やっと、出てきているものをその住民の方の承諾を得て切ったのだったらオーケーかなというようなところまで少し変わってきてはいますけれども、そういうことが実態としてあるものですから、これは例えばこれが1,000円だとか、2,000円だとか、そういう金額の大小だとか、そういうことだけではなくて、管理は誰が主体となってやるのかということがやっぱり明確になっていますので、その点はしっか

りと踏まえる。でも、そのところで、課長も最後言いましたけれども、ベイシア電器のほうに町としてこういう心配をされている方がいる、あるいは万が一こういうことがあるといけないので、ぜひこのところは対応してもらえないだろうかというようなお願いはぜひしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） お願いだけではなくて、そういうときにね、補助も出しますから、早期につけましょうという、併せてそういうお願いが必要だというふうに思います。これ以上聞いても同じでしょうから、終わります。

以上であります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎議員派遣について

○森 一人議長 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

なお、総務経済常任委員会の特定事件については、その内容から、委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、所管を超えて調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発議第15号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について、発議第16号 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出について、発議第17号 包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について、発議第18号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について、以上の件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上4件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時25分といたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時27分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、発議第15号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について理由を述べます。

提案理由。国連の女性差別撤廃委員会は、2024年10月29日、国連女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の報告書に対して総括所見を発表しました。これは、私もずっと見ていたのですが、面白かったです。総括所見において、3回も選択的夫婦別姓を実現するように勧告し、2016年の総括所見では、選択的夫婦別姓をフォローアップ項目の一つとして2年以内に報告するよう求めました。日本政府は、この間、選択的夫婦別姓を実現するための法改正等を行わず、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう、旧姓の使用拡大に努めてきたと弁解しました。

今回の総括所見は、夫婦同姓を義務づける民法750条の改正に全く進展が見られなかったと指摘した上で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することと4回

目の勧告を行いました。国連女性差別撤廃委員会の勧告にもかかわらず、長年にわたって選択的夫婦別姓の実現に向けた措置を講じていないことは条約の締約国として許されず、男女不平等の現状が続きます。よって、男女不平等の状況を改めるため、本意見書を提出します。

裏面読みます。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められていないために、一方が望まない改姓や「通称」の使用を余儀なくされ、事実婚を選択せざるを得ない等の不利益を強いられる問題が生じている。法務省によると、夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本以外にない。一方、内閣府のデータでは、婚姻の際に約95%（2023年時点）が夫の姓になっている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という問題も生じている。これは事実上、婚姻によってアイデンティティの喪失につながる等、実質的に女性の側に不利益を強いる女性差別である。

政府は旧姓の通称使用の拡大を進めているが、ダブルネームでは税の手続きや銀行口座で使用できない、学術論文や各種の資格の証明、パスポート等国際的には通用しない等の限界、ダブルネームを使い分ける負担の増加や個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入を含む民法改正案を答申して、すでに4半世紀を経過した。最高裁では2015年と2021年の判決で夫婦同姓規定を「合憲」としたものの、その結論は「国会で論ぜられ判断されるべき」として国会での議論を促している。

国内における各種世論調査でも選択的夫婦別姓に賛成が過半数を占めている。国連女性差別撤廃委員会では、本年10月30日に日本政府に対し、4度目の民法の差別的規定の廃止について勧告した。経団連や経済同友会等も、女性活躍の推進の立場から選択的夫婦別姓を求める要望を提出している。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、これら世論の動向や最高裁判所の決定の趣旨も踏まえ、さまざまな価値観や多様性を尊重して「選択肢のある社会」を目指すべきである。国会・政府において選択的夫婦別姓制度の法制化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。それでは、お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第15号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についての件を採決い

たします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、発議第16号 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

11月25日から12月1日の間開催された国際プラスチック条約の委員会では、合意に至らなかったことが12月2日に発表されました。このため、今後再開会合を開催し、交渉を継続することにし、議長の条文案を再開会合における交渉の出発点とすること、また条文案全体が引き続き交渉の対象であることが確認されました。海洋プラスチック汚染に関し、生物、将来の子どもたちの生命の安全を確保し、プラスチック条約の締結を求めるため、意見書を提出します。

裏面の意見書を読み上げます。

「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書

11月25日より12月1日まで韓国において「国際プラスチック条約」の国際的合意形成が図られていました。プラスチックの利用は人類に便利な生活をもたらしましたが、大量生産・大量消費、さらに有害な物質が添加されたプラスチックの生産等は、「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という3大危機の一因となっています。プラスチックの原料採掘、輸送、製品製造、廃棄の過程において排出される大量のCO₂、毎年約4億トンのプラスチック製品の製造、推定1,000万トンから1,200万トンの海洋流入、分解されたマイクロプラスチックやナノプラスチック粒子は海洋だけではなく陸上の生態系にも大きな影響を与えています。人間への健康影響も深刻化しています。国際的社会課題であるプラスチック問題に対し、2022年3月2日ナイロビ国連環境総会において、175か国の承認のもと、国際的に法的拘束力を持つ「国際プラスチック条約」締結に向け動き出しました。2040年までにプラスチック汚染を根絶することが目的です。

日本は一人当たりのプラスチック容器包装廃棄量が世界第2位、非OECD諸国への廃プラスチック輸出量が世界第1位という、プラスチック依存の国です。廃棄物管理や技術面における積極的

な貢献を果たす一方で、世界一律の生産制限に対し「各国の事情や実態に合わせて規制すべき」と消極的姿勢を示しています。国際プラスチック条約には、国民も企業も期待をしています。プラスチックのバリューチェーンに携わる160以上の企業、金融機関、NGOが「国際プラスチック条約企業連合」を発足し、使用削減、回収・リサイクルシステム構築、製品の持続可能性、拡大生産者責任（EPR）等、サーキュラーエコノミーへの移行を目指すために具体的な政策提言を行っています。日本でも2023年11月に「国際プラスチック条約企業連合（日本）」が結成され、「法的拘束力のある野心的な条約」の策定を求める声明を発表しました。国際条約が締結されれば、環境をめぐる多国間協力が大幅に促進され、公共の福祉の増進も大きく飛躍します。日本においても、国際世界と足並みをそろえ積極的な姿勢で条約締結に向け取り組んでいただけるよう以下を求めます。

記

- 1 バージンプラスチックの生産・消費の持続可能な水準への国際的削減
- 2 危険性があり現実的に根絶可能なプラスチックを特定した上での国際的禁止
- 3 ワンウェイプラスチック製品を2030年度までに全面的に排出をゼロとする目標を定めること
- 4 削減・リユース・安全なリサイクルを可能とする製品設計・性能の国際的要求

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

提出先は、外務大臣、環境大臣、経済産業大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第16号 「国際プラスチック条約」締結に向け積極的姿勢を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、発議第17号 包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、包括的差別禁止法の制定を求める意見書について提案理由を述べます。

1948年12月10日、国連では世界人権宣言が採択されました。世界人権宣言の最も重要なメッセージは、人は皆、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であるということです。平等、すなわち差別を受けない権利こそがあらゆる人権の基底にあり、その理念が第二次世界大戦後、国際人権条約として成文化された歴史があります。

包括的差別禁止法は、人種差別や性差別、障害者差別などあらゆる差別を禁止する法律です。差別が起こる場所や理由を限定せず、社会の全てに網をかけるのが特徴です。我が国では、差別禁止法が制定されておらず、ヘイトスピーチに関してはヘイトスピーチ禁止法とした個別法での対応です。医学部の受験をめぐる差別では、消費者の視点での損害賠償請求を求めるものでした。差別禁止法がないため、差別への損害賠償、被害者支援等が直接的ではないのです。人が平等であり、差別に対し禁止する法制度が必要なため、本意見書を提出します。

では、裏面を読みます。

包括的差別禁止法の制定を求める意見書

我が国には、憲法14条において「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められている。しかし、差別を包括的に禁止する法律が制定されていない。公人による差別発言が続いたり、偏見や差別を固定化させるヘイトスピーチが続き、規制法及び条例が制定されている。

人種差別撤廃に向けた取組に関し、国連人種差別撤廃委員会から再三にわたり厳しい勧告を受けている。

国際人権基準にのっとり、人種・民族・出自等を理由としたあらゆる差別を禁止する、包括的差別禁止法の制定が不可欠である。

人権条約で認められた権利を侵害された個人が条約機関に直接訴え、国際的な場で救済を求めることができる個人通報制度の確立は必要である。また、あらゆる人権侵害行為を受けた人を救済することのできる、政府から独立した人権救済機関の創設も不可欠である。

法務省人権擁護局は政府から独立していないため、政府からの独立性を求める国際原則を満たしていない。人権救済機関を新たに設置することによって、数多くの市民が簡単、迅速かつ費用をかけずに、独立機関の公正な手続を利用することができるようになる。また、これまでは救済が難しかった人権侵害の事案等が解決され、日本の人権状況が改善することも期待できる。

包括的差別禁止法には、差別を禁止する事由が個人の属性（ジェンダー、人種、民族、障がい等）に限定されない。また、差別を禁止する分野も、教育や雇用といった特定の分野に限定されず、生

活のすべての分野を含み、直接差別、間接差別、ハラスメント、合理的調整の欠如等のあらゆる形態の差別が含まれる。差別禁止法は違反があった場合の加害者への損害賠償、原状回復、刑事罰、行政罰と被害者の人権を回復するものである。

よって国会及び政府におかれては、包括的差別禁止法の制定、個人通報制度の導入、政府から独立した人権救済機関を創設するための施策を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第17号 包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、発議第18号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

橋本将議員、登壇願います。

〔3番 橋本 将議員登壇〕

○3番（橋本 将議員） 橋本将です。教育予算の拡充を求める意見書の提出について。

提案理由。教育は社会の未来を築く基盤であり、子どもたちに平等な学びの機会を提供することは、持続可能な社会の発展に不可欠です。しかし、現在の教育費用に関する制度や予算には幾つかの課題があり、子どもや家庭の負担が大きいことが問題となっています。よって、教育費用の拡充を求める意見書を提案します。

裏面をご覧ください。

教育予算の拡充を求める意見書

日本は、他のOECD諸国に比べ、GDPに占める教育機関に対する公財政支出の割合が著しく低く、保護者や本人など家計の教育費負担が大きいのが現状です。その結果、家計の状況や居住地等により子どもたちの教育機会に格差が生じております。

- ・家庭の経済格差が教育機会に影響を与えている現状

家庭の経済状況によって、質の高い教育を受けられる機会に格差が生じています。例えば、塾や習い事、学用品、ICT環境整備など、学校外の学びを支える費用が負担となり、学習格差を助長しています。このような状況を改善するためには、公的支援の拡充が必要です。

- ・少子化問題への対応

少子化が進む中で、教育への投資を増やすことは、子育て支援としての側面もあります。教育費用を軽減することで、子どもを持つことへの経済的不安を解消し、出生率の向上にも寄与する可能性があります。

- ・社会全体の経済的利益

教育への投資は、長期的には社会全体の経済的利益につながります。より多くの人々が質の高い教育を受けることで、労働力の質が向上し、イノベーションや生産性の向上が期待されます。これは国家経済の競争力強化に直結します。

- ・国際的な視点からの教育支援の必要性

世界の先進国においては、教育費用に対する公的支援が広範囲にわたる例も多く見られます。日本もこの流れに合わせて教育への予算を拡充し、未来を担う子どもたちに十分な教育環境を提供する責任があります。

未来を担う子どもたちに豊かな教育の機会と希望に応じた選択肢を社会全体で保障することが大切であり、経済的理由や地理的要因等により意志ある子どもたちが希望する教育や進学をあきらめることのない教育環境を整えることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上です。よろしくお願いします。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。お引き取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第18号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、執行部入場のため暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時52分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長、登壇願います。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月28日に開会され、本日まで7日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。また、国の動向次第では、年内に臨時議会を招集させていただく可能性もございます。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの状況について、昨年と比べ現在は落ち着いておりますが、これから寒さが深まるにつれ、流行する危惧もされています。医療体制の逼迫防止のため、事前の準備と予防、重症化リスクに応じた受診、療養へのご協力をお願いいたします。また、一日の中でも朝晩と日中では寒暖差が激しい日が続いております。議員各位には、どうかご自愛いただき、ご健勝にて越年され、引き続きご活躍されますよう心からご期待申し上げる次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして、明るく希望に満ちた年となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、閉会に当たり、本職からも一言挨拶を申し上げます。

今定例会は11月28日に開会しましたが、先ほど町長のご挨拶にもございましたが、国の審議上の

関係等を踏まえ、追加議案として予定しておりました補正予算等を審議できず、1日早く切り上げる運びとなりました。国会の審議状況を注視した上で、町長招集の下、臨時議会を開会し審議させていただくことになります。議員、執行の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、新年に向けての皆様のご健勝とご多幸をご祈念し、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 以上をもちまして令和6年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員